

2020 年度  
横須賀市包括外部監査結果報告書

観光及び港湾に関連する財務事務の執行等について

2021 年 3 月  
横須賀市包括外部監査人  
公認会計士 稲垣 正人



## 目次

|                                                                |    |
|----------------------------------------------------------------|----|
| 第1 包括外部監査の概要.....                                              | 5  |
| Ⅰ 監査の種類.....                                                   | 5  |
| Ⅱ 選定した特定の事件（テーマ） .....                                         | 5  |
| 1 監査テーマ .....                                                  | 5  |
| 2 監査の対象期間 .....                                                | 5  |
| 3 監査対象の範囲 .....                                                | 5  |
| Ⅲ 事件を選定した理由 .....                                              | 5  |
| Ⅳ 監査の視点.....                                                   | 6  |
| 1 観光及び港湾関連事業に関して策定された整備計画等の進捗管理状況 .....                        | 6  |
| 2 観光及び港湾関連事業に関する収入・支出及び資産の管理状況 .....                           | 6  |
| 3 観光及び港湾関連施設の維持・修繕計画等の進捗管理状況 .....                             | 6  |
| 4 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続 .....                           | 6  |
| Ⅴ 主な監査手続.....                                                  | 6  |
| 1 概要の把握 .....                                                  | 6  |
| 2 過去の包括外部監査における指摘事項（観光及び港湾関連事業に関するもの）に<br>対する所管部の措置状況の検討 ..... | 6  |
| 3 監査対象とした事業担当部門の各所管課への質問及び文書等の閲覧.....                          | 6  |
| Ⅵ 監査の実施期間.....                                                 | 8  |
| Ⅶ 包括外部監査人及び補助者 .....                                           | 8  |
| 1 包括外部監査人 .....                                                | 8  |
| 2 補助者 .....                                                    | 8  |
| Ⅷ 利害関係 .....                                                   | 8  |
| Ⅸ その他.....                                                     | 8  |
| 第2 監査の結果の概要 .....                                              | 9  |
| Ⅰ 「指摘」及び「意見」について .....                                         | 9  |
| Ⅱ 「指摘」及び「意見」の一覧 .....                                          | 9  |
| 第3 監査対象の事業概要.....                                              | 14 |
| Ⅰ 観光に関する事業、組織及び予算決算の概要.....                                    | 14 |
| 1 観光に関する事業の概要 .....                                            | 14 |
| 2 横須賀市における観光関連事業担当組織の概要.....                                   | 21 |
| 3 横須賀市における予算及び決算の概要.....                                       | 23 |

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| Ⅱ 港湾に関する事業、組織及び予算決算の概要     | 25  |
| 1 港湾関連事業の概要                | 25  |
| 2 横須賀市における港湾関連事業担当組織の概要    | 34  |
| 3 横須賀市における港湾関連事業の予算及び決算の概要 | 35  |
| 第4 監査の結果及び意見               | 37  |
| Ⅰ 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部） | 37  |
| 1 観光に関する計画の実施状況            | 37  |
| 1-1 観光に関する各種計画             | 37  |
| 1-2 観光振興に関する PDCA          | 53  |
| 2 （企画課）所管事業                | 59  |
| 2-1 国際会議等誘致事業              | 59  |
| 2-2 大規模スポーツ大会等誘致事業         | 60  |
| 2-3 横須賀アートフェスティバル事業        | 62  |
| 2-4 街なかミュージック支援事業          | 67  |
| 3 （文化振興課）所管事業              | 70  |
| 3-1 ルートミュージアム整備事業          | 70  |
| 3-2 指定管理者事業                | 71  |
| 3-3 芸術劇場設備更新事業             | 84  |
| 3-4 文化会館等設備更新事業            | 87  |
| 3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信 | 89  |
| 4 （商業振興課）所管事業              | 92  |
| 4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業        | 92  |
| 4-2 商業振興対策事業               | 100 |
| 4-3 中心市街地活性化事業             | 105 |
| 5 （観光課）所管事業                | 107 |
| 5-1 観光立市推進事業               | 107 |
| 5-2 セールスプロモーション事業          | 109 |
| 5-3 集客プロモーション事業            | 110 |
| 5-4 観光団体助成事業               | 111 |
| 5-5 観光情報誌等                 | 113 |
| Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況            | 116 |
| 1 （港湾企画課）所管事業              | 116 |
| 1-1 横須賀港港湾計画改訂事業（再興プラン事業）  | 122 |
| 1-2 横須賀港官民連携基盤整備推進事業       | 126 |
| 1-3 その他                    | 127 |

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 2   | (港湾総務課) 所管事業              | 128 |
| 2-1 | 港湾施設使用料                   | 128 |
| 2-2 | 港湾施設運営経費                  | 153 |
| 2-3 | 港湾施設管理事業                  | 155 |
| 2-4 | 漁港維持修繕事業                  | 161 |
| 2-5 | 船員法第 104 条に基づく事務 (法定受託事務) | 163 |
| 2-6 | 資産管理                      | 165 |
| 3   | (港湾建設課) 所管事業              | 174 |
| 3-1 | 港湾施設長寿命化計画事業              | 174 |
| 3-2 | 漁港施設長寿命化計画事業              | 176 |
| 3-3 | 大津地区港湾海岸高潮対策事業            | 177 |
| 3-4 | 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業          | 179 |
| 3-5 | 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業          | 180 |
| 3-6 | 北下浦漁港海岸侵食対策事業             | 181 |
| 3-7 | 野比地区港湾海岸侵食対策事業            | 183 |
| 第 5 | まとめ                       | 185 |
| I   | はじめに                      | 185 |
| II  | 報告のまとめ                    | 185 |
| 1   | 観光に関する事業                  | 185 |
| 2   | 港湾に関する事業                  | 186 |
| III | 内部統制の観点から                 | 186 |
| 1   | 業務の効率的かつ効果的な遂行            | 191 |
| 2   | 財務報告等の信頼性の確保              | 191 |
| 3   | 業務にかかわる法令等の遵守             | 191 |
| 4   | 資産の保全                     | 192 |
| IV  | おわりに                      | 192 |



## 第1 包括外部監査の概要

### I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

### II 選定した特定の事件（テーマ）

#### 1 監査テーマ

観光及び港湾に関連する財務事務（契約事務を含む）の執行等について

#### 2 監査の対象期間

原則として2019年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

#### 3 監査対象の範囲

##### （1）対象とする部局等

文化スポーツ観光部

みなと振興部

財務部契約課

財務部財産管理課

##### （2）対象とした事務等

監査の対象は、観光及び港湾に関連する財務事務（契約事務を含む）としている。

### III 事件を選定した理由

横須賀市では、その現状を「閉塞感・停滞感の蔓延」として分析し、基本構想・基本計画に基づく具体的な施策を示した実施計画として2018年3月に「横須賀再興プラン」を策定しており、横須賀の再興に向けた4年間のロードマップであると定義している。

横須賀再興プランでは、目指すまちづくりの3つの方向性として、Ⅰ．海洋都市、Ⅱ．音楽・スポーツ・エンターテインメント都市、Ⅲ．個性ある地域コミュニティのある都市を掲げ、最重点施策として以下の4本柱を重点的、戦略的に取り組む政策分野と具体的な施策として位置づけている。

（柱1）経済・産業の再興

（柱2）地域で支えあう福祉のまちの再興

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～  
(柱3) 子育て・教育環境の再興（整備・充実）  
(柱4) 歴史や文化を生かしたにぎわいの再興  
～「観光立市よこすか」の実現～

2018年度から2021年度の4年間の実施計画の折り返し点を経過したこのタイミングで、横須賀再興プランに着目し、その中でも横須賀市の特徴的なポテンシャルである「観光及び港湾」に関連した事業を取り上げることは、2020年度の包括外部監査のテーマとしてふさわしい分野であると考え選定した。

#### IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 観光及び港湾関連事業に関して策定された整備計画等の進捗管理状況
- 2 観光及び港湾関連事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
- 3 観光及び港湾関連施設の維持・修繕計画等の進捗管理状況
- 4 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

#### V 主な監査手続

##### 1 概要の把握

文化スポーツ観光部及びみなと振興部（港湾部）の組織、人員、財務等について概要を把握するため、観光及び港湾関連行政の状況及び課題等について所管課への質問及び関連する文書等を閲覧した。

##### 2 過去の包括外部監査における指摘事項（観光及び港湾関連事業に関するもの）に対する所管部の措置状況の検討

過去の包括外部監査における指摘事項に対する所管部の措置状況について、各所管課への質問及び関連する証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

以下の各年度における包括外部監査のうち、所管課（当時）への指摘事項に対する措置状況について検討し、必要に応じて個別の監査手続に反映させた。

- ・2001年度 横須賀市芸術文化劇場の管理運営について
- ・2007年度 指定管理者事業について

##### 3 監査対象とした事業担当部門の各所管課への質問及び文書等の閲覧

観光及び港湾の財務に関連する事務手続について、各所管課への質問及び関連す



る帳簿、証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

なお、港湾部は「港湾総務課」「港湾企画課」「港湾建設課」の3課体制から、2020年4月1日付けで組織改正があり、現行、みなと振興部として「港湾企画課」「港湾管理課」「港湾整備課」「水産振興課」の4課体制に変更している。

以下の所管課に対して監査を実施した。

#### ○文化スポーツ観光部

- ・ 企画課
- ・ 文化振興課
- ・ スポーツ振興課
- ・ 商業振興課
- ・ 観光課

#### ○みなと振興部

- ・ 港湾企画課
- ・ 港湾管理課
- ・ 港湾整備課
- ・ 水産振興課

また、事業対象となる観光及び港湾関連施設の状況を把握するため、現地視察を実施した。

現地視察を実施した箇所は、以下のとおりである。

- ・ 芸術劇場
- ・ 近代遺産ガイダンスセンター（建設中、ヴェルニー公園内）
- ・ はまゆう会館
- ・ 衣笠山公園
  
- ・ 新港ふ頭
- ・ うみかぜ公園
- ・ 大津護岸工事
- ・ 馬堀海岸保全施設
- ・ 久里浜港、みなとオアシス
- ・ 佐島漁港
- ・ 長井漁港

## VI 監査の実施期間

2020 年 7 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで

## VII 包括外部監査人及び補助者

### 1 包括外部監査人

|       |       |
|-------|-------|
| 公認会計士 | 稲垣 正人 |
|-------|-------|

### 2 補助者

|       |        |
|-------|--------|
| 公認会計士 | 馬場 正威  |
| 公認会計士 | 斉藤 将   |
| 公認会計士 | 松本 拓也  |
| 公認会計士 | 櫻山 加奈子 |
| 公認会計士 | 神戸 政之  |
| 公認会計士 | 宮本 和之  |
| 弁 護 士 | 山口 準子  |

## VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

## 第2 監査の結果の概要

### I 「指摘」及び「意見」について

#### 指摘

今後、横須賀市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、包括外部監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

#### 意見

「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横須賀市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

### II 「指摘」及び「意見」の一覧

監査の内容と、「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

| 内 容                        | 区 分  |      |
|----------------------------|------|------|
|                            | 指摘   | 意見   |
| I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部） |      |      |
| 1 観光に関する計画の実施状況            | 2 件  | 5 件  |
| 2 （企画課）所管事業                | 0 件  | 2 件  |
| 3 （文化振興課）所管事業              | 2 件  | 7 件  |
| 4 （商業振興課）所管事業              | 0 件  | 4 件  |
| 5 （観光課）所管事業                | 2 件  | 3 件  |
| II 港湾に関する事業の実施状況           |      |      |
| 1 （港湾企画課）所管事業              | 1 件  | 4 件  |
| 2 （港湾総務課）所管事業              | 8 件  | 18 件 |
| 3 （港湾建設課）所管事業              | 0 件  | 0 件  |
|                            |      |      |
| 合 計                        | 15 件 | 43 件 |

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである（下表の「指摘」及び「意見」の番号は、本文中に付した「指摘」及び「意見」の番号である）。

| 監査の内容                                 |      | 区 分  |    | ページ |
|---------------------------------------|------|------|----|-----|
|                                       |      | 指摘   | 意見 |     |
| I 観光に関する事業の実施状況                       |      |      |    |     |
| 1 観光に関する計画の実施状況                       |      |      |    |     |
| 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について             | No 1 |      | 55 |     |
| 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について      | No 2 |      | 56 |     |
| 横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について             |      | No 1 | 56 |     |
| 横須賀市観光立市推進基本計画におけるPDCAの運用について         |      | No 2 | 56 |     |
| 施策や事業ごとの KPI の設定と多様な効果測定の方法について       |      | No 3 | 57 |     |
| 施策ごとの事業スケジュールの策定について                  |      | No 4 | 58 |     |
| 観光消費単価について                            |      | No 5 | 58 |     |
| 2 (企画課) 所管事業                          |      |      |    |     |
| 2-1 国際会議等誘致事業                         |      |      |    |     |
| 2-2 大規模スポーツ大会等誘致事業                    |      |      |    |     |
| 2-3 横須賀アートフェスティバル事業                   |      |      |    |     |
| KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019 の結果について |      | No 6 | 66 |     |
| 衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について             |      | No 7 | 66 |     |
| 2-4 街なかミュージック支援事業                     |      |      |    |     |
| 3 (文化振興課) 所管事業                        |      |      |    |     |
| 3-1 ルートミュージアム整備事業                     |      |      |    |     |
| 3-2 指定管理者事業                           |      |      |    |     |
| 3-2-1 芸術劇場管理事業                        |      |      |    |     |
| 芸術劇場利用料金改定のタイミングについて                  |      | No 8 | 78 |     |
| 共同購入時の検収について                          | No 3 |      | 79 |     |
| 3-2-2 文化会館等管理事業                       |      |      |    |     |
| 文化会館等利用料金改定のタイミングについて                 |      | No 9 | 83 |     |
| 文化会館及びはまゆう会館の稼働率について                  |      | No10 | 83 |     |
| 3-3 芸術劇場設備更新事業                        |      |      |    |     |
| 検査書に係る決裁印について                         | No 4 |      | 86 |     |
| 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について |      | No11 | 86 |     |
| 3-4 文化会館等設備更新事業                       |      |      |    |     |
| 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと                 |      | No12 | 88 |     |

| 監査の内容                                           | 区 分  |      | ページ |
|-------------------------------------------------|------|------|-----|
|                                                 | 指摘   | 意見   |     |
| 文化会館等更新計画の整合性について                               |      |      |     |
| 3－5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信                      |      |      |     |
| ヴェルニー公園内の説明板における AR 動画の提供について                   |      | No13 | 90  |
| 事業遂行上の他部署との連携の必要性について                           |      | No14 | 91  |
| 4（商業振興課）所管事業                                    |      |      |     |
| 4－1 横須賀市プレミアム付商品券事業                             |      |      |     |
| プレミアム付商品券事業に係る経費について                            |      | No15 | 99  |
| 4－2 商業振興対策事業                                    |      |      |     |
| 収支明細書の金額の訂正方法について                               |      | No16 | 104 |
| 収支明細書の様式について                                    |      | No17 | 104 |
| 補助メニューの妥当性について                                  |      | No18 | 105 |
| 4－3 中心市街地活性化事業                                  |      |      |     |
| 5（観光課）所管事業                                      |      |      |     |
| 5－1 観光立市推進事業                                    |      |      |     |
| シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について             |      | No19 | 108 |
| シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る具体的な目標設定及びスケジュールの策定について |      | No20 | 109 |
| 5－2 セールスプロモーション事業                               |      |      |     |
| 5－3 集客プロモーション事業                                 |      |      |     |
| 出張命令書の承認漏れについて                                  | No 5 |      | 111 |
| 5－4 観光団体助成事業                                    |      |      |     |
| 補助金支出事業に関する変更申請について                             | No 6 |      | 112 |
| 5－5 観光情報誌                                       |      |      |     |
| 観光情報誌等の役割の明確化について                               |      | No21 | 115 |
| Ⅱ 港湾に関する事業の実施状況                                 |      |      |     |
| 1（港湾企画課）所管事業                                    |      |      |     |
| 1－1 横須賀港港湾計画改定事業                                |      |      |     |
| 資格要件の確認について                                     |      | No22 | 124 |
| 成果物の紛失について                                      | No 7 |      | 124 |
| 損害保険加入証明資料の紛失について                               |      | No23 | 125 |
| 港湾計画の掲載方法について                                   |      | No24 | 125 |
| 港湾審議会議事録参考資料について                                |      | No25 | 125 |
| 1－2 横須賀港官民連携基盤推進事業                              |      |      |     |
| 1－3 その他                                         |      |      |     |
| 2（港湾総務課）所管事業                                    |      |      |     |
| 2－1 港湾施設使用料                                     |      |      |     |
| 2－1－1 設定等                                       |      |      |     |

| 監査の内容                                       | 区 分  |      | ページ |
|---------------------------------------------|------|------|-----|
|                                             | 指摘   | 意見   |     |
| 港湾施設使用料の算定方法について                            |      | No26 | 140 |
| 収支報告の活用について                                 |      | No27 | 140 |
| 消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について             |      | No28 | 140 |
| 消費税率改定時の円単位以下の単価設定について                      |      | No29 | 142 |
| 例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について                    |      | No30 | 143 |
| 2-1-2 債権管理                                  |      |      |     |
| 債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について                    | No 8 |      | 150 |
| 債権管理業務の体制構築の必要性について                         |      | No31 | 150 |
| 債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について          |      | No32 | 150 |
| 2-1-3 支払猶予                                  |      |      |     |
| 新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予についての周知等について     |      | No33 | 152 |
| 2-2 港湾施設運営経費                                |      |      |     |
| 横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について | No 9 |      | 155 |
| 2-3 港湾施設管理事業                                |      |      |     |
| 収支決算書における保険料の決算額について                        | No10 |      | 160 |
| 収支決算書における人件費の範囲について                         |      | No34 | 160 |
| 指定管理者団体の決算書の分析について                          |      | No35 | 160 |
| 指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について         |      | No36 | 160 |
| 2-4 漁港維持修繕事業                                |      |      |     |
| 随意契約理由書の記載について                              |      | No37 | 162 |
| 工事の検収について                                   | No11 |      | 163 |
| 2-5 船員法第 104 条に基づく事務（法定受託事務）                |      |      |     |
| 雇入（雇止）届出書の記載について                            | No12 |      | 164 |
| 2-6 資産管理                                    |      |      |     |
| 公有財産調書と固定資産台帳の整合性について                       |      | No38 | 167 |
| 港湾台帳の事業費総額の誤りについて                           | No13 |      | 169 |
| 港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて                   |      | No39 | 170 |
| 固定資産台帳の管理番号について                             |      | No40 | 170 |
| 港湾建設課から財産管理課への漏れのない報                        | No14 |      | 170 |

| 監査の内容                           | 区 分  |      | ページ |
|---------------------------------|------|------|-----|
|                                 | 指摘   | 意見   |     |
| 告について                           |      |      |     |
| 部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて |      | No41 | 171 |
| 固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について      | No15 |      | 172 |
| 固定資産台帳の取得価額の範囲について              |      | No42 | 172 |
| 会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について     |      | No43 | 172 |
| 3 (港湾建設課) 所管事業                  |      |      |     |
| 3－1 港湾施設長寿命化計画事業                |      |      |     |
| 3－2 漁港施設長寿命化計画事業                |      |      |     |
| 3－3 大津地区港湾海岸高潮対策事業              |      |      |     |
| 3－4 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業            |      |      |     |
| 3－5 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業            |      |      |     |
| 3－6 北下浦漁港海岸侵食対策事業               |      |      |     |
| 3－7 野比地区港湾海岸侵食対策事業              |      |      |     |

### 第3 監査対象の事業概要

#### I 観光に関する事業、組織及び予算決算の概要

##### 1 観光に関する事業の概要

###### (1) 観光の意義と国の観光振興に関する方向性

観光は、古くから「地域の光を観る」と言われ、地域に有する固有の地域活性化資源を発見し、それに触れあうことによって、その地を訪れる人々と迎え入れる人々が共に、生きる喜びを享受することを意味するとされる。また、国の観光政策審議会における「今後の観光政策の基本的な方向について」（答申第39号（1995年6月2日））では「観光は、余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶことを目的とする」と説明されている。

国は、観光庁に「持続可能な観光推進本部」を設置（2018年6月18日）し、地方自治体へのアンケート調査等により、国としての今後の取り組みの方向性について検討し、その結果として「持続可能な観光先進国に向けて」（2019年6月10日）を公表している。

その中で我が国の現状に関して、主要な観光地を抱える地方自治体は、訪問する旅行者の増加に関連する課題の発生を認識しており、特に近年では混雑やマナー違反に関する個別課題を強く意識する傾向にあり、多くの地方自治体はこれらの課題に対する様々な対応策を講じ始めているとしている。また、代表的な観光地においては、関係地方自治体と協力して、混雑やマナー違反对策等に関するモデル事業等を実施し、観光庁で収集した国内外の先行事例とともに、全国に横展開していくこと、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO：Destination Management／Marketing Organization）が多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地経営を行うよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及していくことが今後の取り組みの方向性であると記されている。

観光地マネジメントの実施に当たっては、日帰り客数や宿泊客数、域内消費額などの「訪れてよし指標」にとどまらず、住民満足度や環境への負荷などの「住んでよし指標」を含めたデータを計測し、正確かつ多面的な現状把握を実施することが第一歩となる。実態把握に際しては、「持続可能な観光指標（Sustainable Tourism Indicator）」の活用が有効である。観光指標を活用した実態把握を継続的に実施することで、課題とその解決状況が明らかとなり、持続可能な観光の実現に向けた具体的な取り組みが推進される。また、観光指標を活用した実態把握は、観光地における課題を早期に認識し、重大な問題に発展する前に対処することを可能とする。さらに、実態把握の結果を「見える化」し、分かりやすい形で地域住民に共有することで、地域住民の観光政策に対する参画度、理解度を向上させることが期待される。



こうしたことから、各観光地においては、観光指標を設定し、まずはそれに基づき実態把握をスタートすることが期待される。

国は、正確かつ多面的な実態把握に基づく観光地マネジメントを推進するため、複数の地方自治体の協力を得ながら、我が国において全国的に活用できる観光指標（「日本版 S T C (Sustainable Tourism Criteria)」）のあり方について検討を進め、更に観光指標を適切に活用できる人材の育成も重要であることから、観光指標に係るセミナー開催等を通じて、観光指標の普及・啓発を進めることも検討している。

※ 持続可能な観光の定義：国連世界観光機関（UNWTO）は、持続可能な観光について「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」と定義している。持続可能な観光を実現するには、「環境」、「社会文化」、「経済」の3領域の適切なバランスが求められ、そのために、以下の3つの観点と3つの取り組みが重要とされる。

<3つの観点>

- ①環境資源の活用の最適化
- ②ホストコミュニティの社会文化的真正性の尊重
- ③長期的な経済活動の保証

<3つの取り組み>

- ①関連するすべてのステークホルダーの参画
- ②（幅広い参加と確実な合意形成のための）強い政治的リーダーシップ
- ③観光の影響をモニタリングする継続的な取り組み（必要に応じた予防的・調整的措置の導入）

（2）市における観光振興に関する現状と課題

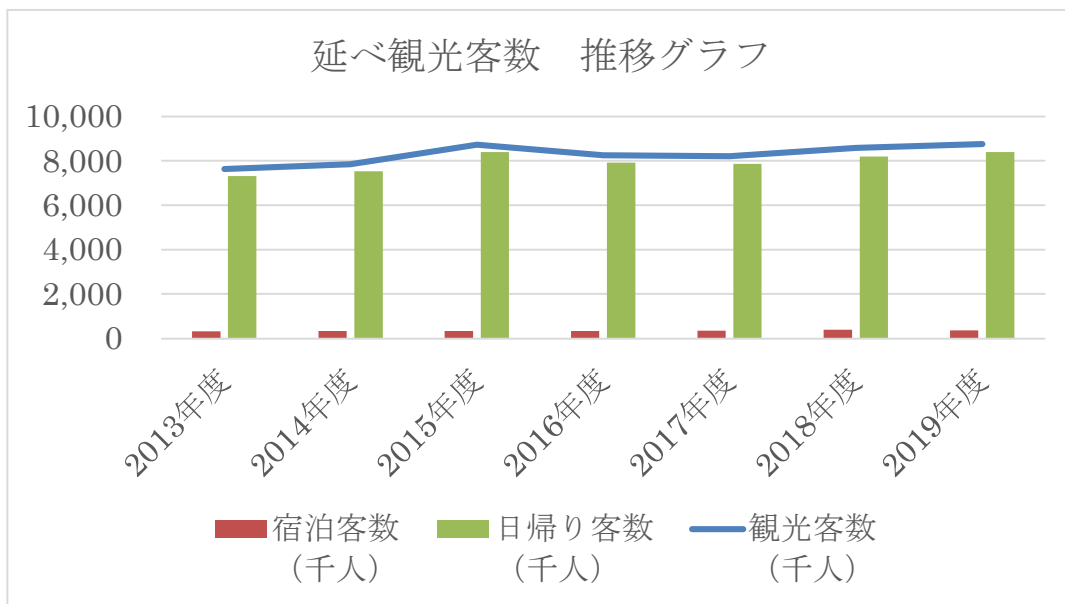
① 現状

2019 年度における市の延べ観光客数は、8,751 千人であり、そのうち宿泊客数は 360 千人、日帰り客数は 8,391 千人となっている。

宿泊客数は、2013 年度において 324 千人、2014 年度 326 千人、2015 年度 337 千人、2016 年度 337 千人、2017 年度 354 千人、2018 年度 384 千人とほぼ横ばいとなっている。

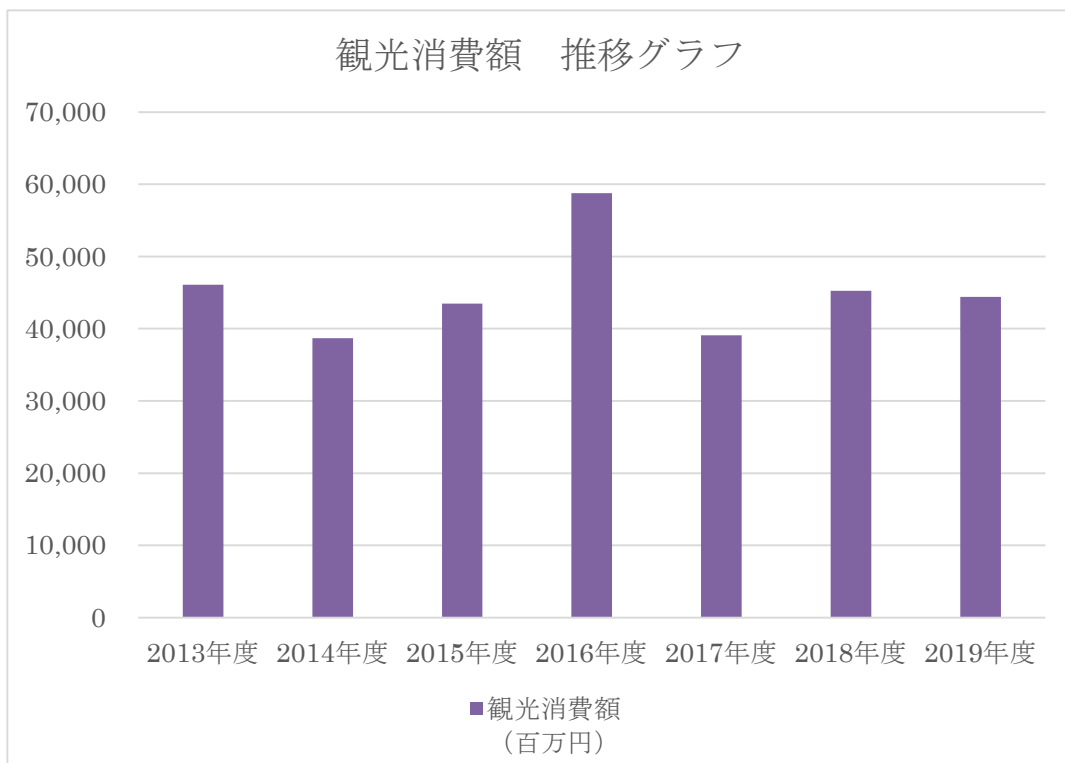
一方、日帰り客数は、2013 年度において 7,305 千人、2014 年度 7,521 千人、2015 年度 8,386 千人、2016 年度 7,914 千人、2017 年度 7,856 千人、2018 年度 8,188 千人と増加傾向にある。

(図表 3 I -1-1) 延べ観光客数の推移



(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

(図表 3 I -1-2) 観光消費額の推移



(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

一方、2019年度における市の観光消費額は、44,389百万円であり、2013年度が46,115百万円、2014年度は38,687百万円、2015年度は43,487百万円、2016年度は58,774百万円、2017年度は39,077百万円、2018年度は45,240百万円であり、増減を繰り返している状況である。

※ 観光消費額の算出方法

観光消費額は、神奈川県観光客消費動向等調査における「三浦半島（鎌倉地区以外）」の宿泊客及び日帰り客の「平均消費単価」を「観光客数」に乗じて算出している。

(図表 3 I -1-3) 三浦半島（鎌倉地区を除く）平均消費単価

(単位：円)

|           | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平均消費単価    | 26,605 | 26,197 | 27,606 | 34,917 | 22,418 | 18,880 | 19,657 |
| (内訳)      |        |        |        |        |        |        |        |
| 日帰り平均消費単価 | 5,371  | 4,190  | 4,247  | 6,204  | 4,151  | 4,868  | 4,646  |
| 宿泊平均消費単価  | 21,234 | 22,007 | 23,359 | 28,713 | 18,267 | 14,012 | 15,011 |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

## ② 課題

市は、1865年に横須賀製鉄所が開設した当時は、近代産業のシンボルであった製鉄所を見学しようとする人であふれ、多くの旅籠が軒を連ねていた。その後、造船や自動車製造業などを中心とする産業都市へと発展していく過程で、観光という産業は忘れ去られてきた。

近年は、あいつぐ製造業の撤退により産業面での停滞が続いており、また人口が減少していることから、新たな産業の振興が不可欠であると認識されている。

このような経緯のもと、観光を産業の柱とする「観光立市よこすか」を目指すために、2014年第4回市議会定例会において「横須賀市観光立市推進条例」が全議員により提案され、全会一致で可決された。

市は、観光まちづくりを前提とした場合、宿泊施設の総量が少なく地区によっては既存宿泊施設の一部を建替えることが困難な状況にあること、地域の特性を生かした来訪者向けの事業が少ないこと、東地区の「軍港」や「カレー」のイメージが強いことに対し西地区の印象が薄く感じられること、地域によっては道路の幅員が狭く歩車分離されていない部分があり、また駐車場台数が少ないため団体客の受け入れを行うことが困難であること、ハイシーズンや週末には駐車場の空き待ちや渋滞が発生すること、来訪者の増加により自然環境や住環境への負荷（オーバーツーリズム）が生じること等の課題があると認識している。

特に地域資源に関しては、豊かな地域資源があるもののその情報が整理されておらず発信しきれていない状況にあること、地域資源が来訪の動機付けになるような事業とあまり繋がっていないこと、季節に応じた地域資源を巡るルート等の案が少ないことが主な課題であるとしている。

市はこれらの課題を踏まえ、西地区に関しては以下の3つの基本方針を定め、目の前に広がる海、みどり豊かな自然、穏やかな気候などリゾート的な環境を活かし、地域資源を味わえ、体験できるまちづくりを進めている。

- i) 豊かな地域資源の魅力を光らせるまちづくり
- ii) 地域資源を堪能できるしくみづくり
- iii) 地域ブランド力を発信するしかけづくり

### (3) 市の観光振興に関する施策

#### ① 市の基本構想・基本計画及び実施計画

市は、長期的な街づくりの目標として最上位計画である「横須賀市基本構想」(1997年～2025年)(以下「基本構想」という。)を定めている。基本構想は、街づくりの基本的方向を定める構想で目指す都市像「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現のための街づくりに関する基本戦略、基本条件、政策の目標及び推進姿勢を規定している。

また、基本構想を実現するための基本的な政策・施策を示した「横須賀市基本計画」(2011年度～2021年度)を策定している。「横須賀市基本計画」は、市の計画的行財政運営の指針としての役割、市民や事業者等の街づくり活動のよりどころとしての役割、旧軍港市転換法に基づく旧軍港市転換計画としての役割を有している。

(参考) 旧軍港市転換法について

旧軍港市転換法は、旧軍港市(横須賀市、呉市、佐世保市および舞鶴市)を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的として制定された法律である。本法律に基づき、旧軍の財産を転用や活用する場合は、その財産に関して無償譲渡や無償貸与など、国から特別の措置を受けることができるとされている。

更に、「横須賀市基本計画」が示した基本的な政策・施策に基づいて主要な事業を示す「横須賀市実施計画」(第3次:2018年度～2021年度)を策定しており、その具体として「横須賀再興プラン」(横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略)(2018年度～2021年度)がある。

「横須賀再興プラン」は、横須賀の再興に向けたロードマップであり、再び活力を取り戻すことで現状抱えている、また将来に対する不安を解消し、市民が「将来も安心して暮らすことができる」など希望や期待感を持つことのできる街を目指すことを主眼とし、市の現状と課題、これらを踏まえた取り組みの方向性を明確にしている。予算編成及び事業実施の指針としての役割も有している。

#### ② 横須賀市観光立市推進基本計画

市は、基本構想、「横須賀市基本計画」及び「横須賀市実施計画」を受け、横須賀

市観光立市推進条例に基づき、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横須賀市観光立市推進基本計画」（2016 年度～2025 年度）を策定している。

観光立市推進基本計画では、観光立市よこすかを実現し、観光を新たな産業の大きな柱として成長させていくことを目的として、市内の産業と関係の深い事業者などに対するインタビュー調査やアンケート調査を実施し、事業者及び市民の意見を聞き取り、現状を整理して市の観光力から見た方向性を検討して基本戦略を導出し、観光事業者、観光関係団体、市民、市などが連携して戦略を推進するとしている。

観光立市推進基本計画における観光政策や産業政策などを踏まえ、市経済分野の指針となる「横須賀産業ビジョン 2011」や各種の分野別計画との整合を図っている。

### ③ 横須賀市観光立市推進アクションプラン

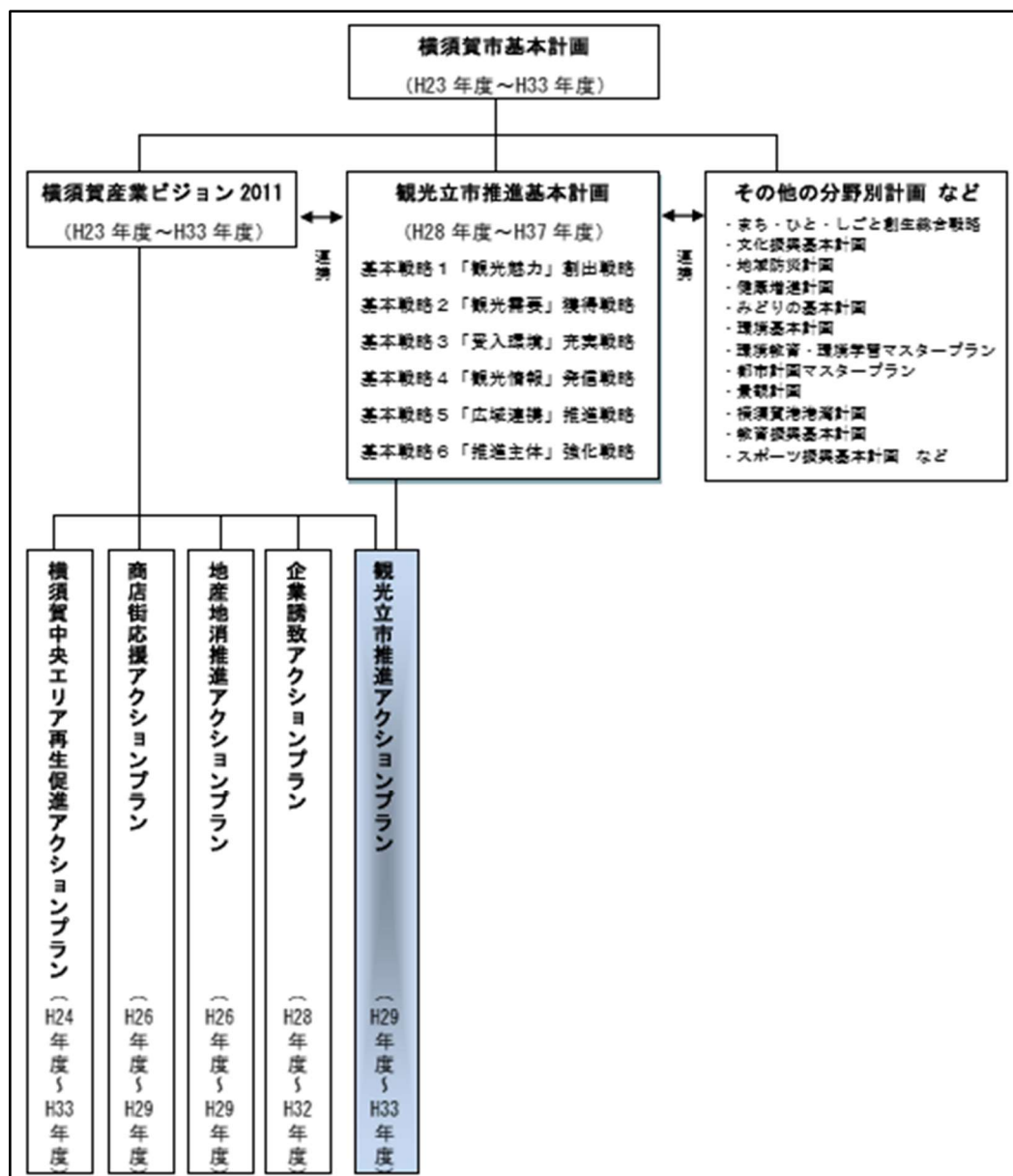
観光立市推進基本計画の進行管理やターゲットの設定を行い、変化の激しい観光客のニーズに対応するために、基本戦略の具体的な施策を示す「横須賀市観光立市推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定している。

アクションプランは、2017 年度から 2021 年度の 5 年間を計画期間とし、観光客数の増加、観光消費単価の上昇を促し、観光消費額の拡大に向けた具体的な取り組みを定めている。

なお、観光立市推進基本計画及びアクションプランについては、本報告書「第 4 監査の結果及び意見 I 観光に関する計画の実施状況」で詳述する。

市は、観光立市推進基本計画及びアクションプランを着実に実行して、計画終了年度である 2025 年度までに観光客数 1,000 万人を達成することにより、地域経済を活性化させ、636 億円の観光消費額を目標として取り組むものとしている。

(図表 3 I -1-4) 観光立市推進基本計画及びアクションプランと他計画との関係性



(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

## 2 横須賀市における観光関連事業担当組織の概要

横須賀市の観光に関する事務事業は、文化スポーツ観光部により実施されている。文化スポーツ観光部は、横須賀市再興プランに掲げた「目指すまちづくりの3つの方向性」の1つである「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」を早期に実現するため、2018年度に関係する課等を集約・再編し設置された。

音楽、スポーツ、エンターテインメントだけでなく、歴史、海、食などの地域資源を最大限に活用し、関連施策を一体的に推進することで、観光客数の増加、観光消費額の拡大、市のイメージ向上につなげ、地域経済の活性化、ブランド力の向上を図ることを目指している。

2019年4月1日現在、文化スポーツ観光部は企画課（エンターテインメント推進担当課を含む。）、文化振興課、スポーツ振興課、商業振興課及び観光課（プロモーション担当課を含む。）の5課・2担当課、職員56名、非常勤職員10名、臨時職員3名により構成されている。

2019年4月1日における各課の業務内容、人員数及び職員給与費を除く2019年度当初予算額（歳出）は、以下のとおりである。

### （1）企画課

|                    |                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容               | (1) 文化振興、スポーツ振興、商業振興及び観光振興に係る施策の総合調整に関すること。<br>(2) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。<br>(3) 他課の主管に属しない事務に関すること。 |
| 人員数                | 職員8名、非常勤職員1名、臨時職員1名                                                                                 |
| 2019年度<br>当初予算(歳出) | 69,633 千円                                                                                           |

### （2）文化振興課

|                    |                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容               | (1) 文化行政の計画及び調整に関すること。<br>(2) 市民文化活動の支援に関すること。<br>(3) 歴史文化基金の管理に関すること。<br>(4) 芸術劇場。文化会館及びベ이스クエア・パーキングに関すること。<br>(5) 横須賀芸術文化財団に関すること。 |
| 人員数                | 職員7名、臨時職員1名                                                                                                                          |
| 2019年度<br>当初予算(歳出) | 1,164,461 千円                                                                                                                         |

(3) スポーツ振興課

|                     |                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容                | (1) スポーツ関連施策の企画及び調整に関する事。<br>(2) 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。<br>(3) 競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。<br>(4) スポーツ団体等の育成に関する事。<br>(5) 体育会館に関する事。<br>(6) スポーツ関係表彰に関する事。<br>(7) 学校体育施設の開放奨励に関する事。<br>(8) スポーツ基金の管理に関する事。 |
| 人員数                 | 職員 9 名、臨時職員 1 名                                                                                                                                                                                      |
| 2019 年度<br>当初予算(歳出) | 1,097,168 千円                                                                                                                                                                                         |

(4) 商業振興課

|                     |                                                                                        |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容                | (1) 商業の振興及び指導に関する事。<br>(2) 中心市街地の活性化に関する事。<br>(3) 大型店の出店等に関する事。<br>(4) プレミアム付商品券に関する事。 |
| 人員数                 | 職員 11 名、非常勤職員 5 名                                                                      |
| 2019 年度<br>当初予算(歳出) | 857,745 千円                                                                             |

(5) 観光課

|                     |                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容                | (1) 観光立市推進基本計画に関する事。<br>(2) 観光振興施策の企画及び実施に関する事。<br>(3) 観光情報の収集及び提供に関する事。<br>(4) 観光行事の推進及び支援に関する事。<br>(5) 観光関係団体の活動支援に関する事。<br>(6) 観光地の整備に関する事。<br>(7) 観光立市推進基金の管理に関する事。 |
| 人員数                 | 職員 20 名、非常勤職員 4 名                                                                                                                                                       |
| 2019 年度<br>当初予算(歳出) | 302,626 千円                                                                                                                                                              |



### 3 横須賀市における予算及び決算の概要

2019 年度における横須賀市の一般会計の当初予算（歳出）は 155,440,000 千円、予算現額は 171,407,138 千円、決算額は 161,841,358 千円であった。

文化スポーツ観光部の 2019 年度当初予算は 4,085,296 千円（市の一般会計全体の 2.6%（以下同様））、予算現額は 4,196,927 千円（2.4%）、決算額は 3,406,566 千円（2.1%）であった。

文化スポーツ観光部各課の内訳は下表のとおりである。

（文化スポーツ観光部各課の 2019 年度予算及び決算の状況）（単位：千円）

| 課名等                  | 2019 年度<br>当初予算額    | 2019 年度<br>予算現額     | 2019 年度<br>決算額      |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 企画課<br>（うち都市魅力創造発信課） | 127,316<br>(57,683) | 125,267<br>(57,683) | 101,531<br>(44,039) |
| 文化振興課                | 1,164,461           | 1,262,292           | 976,090             |
| スポーツ振興課              | 1,097,168           | 1,072,259           | 987,160             |
| 商業振興課                | 857,745             | 901,378             | 531,052             |
| 観光課                  | 302,626             | 334,932             | 317,133             |
| 職員給与費                | 535,980             | 500,799             | 493,600             |
| <b>文化スポーツ観光部 合計</b>  | <b>4,085,296</b>    | <b>4,196,927</b>    | <b>3,406,566</b>    |

※ 文化振興課及び商業振興課の予算現額及び決算額には繰越分を含む。

※ 都市魅力創造発信課は、2019 年度は政策推進部にあり、2020 年度は廃止され、業務の一部が企画課に移管された。議会認定をされた 2019 年度の文化スポーツ観光部歳入歳出決算説明資料は、政策推進部から移管された業務にかかる事業費を含んで作成しており、文化スポーツ観光部合計の決算額と整合させるため本表に記載している。

本監査の実施にあたっては、各課の事業の中から観光に関連する事業を選択し、選択した事業に係る決算額のうち一定金額以上の事業について検討した。なお、本監査のテーマは、観光に関連する事業に限定しているため、スポーツ振興課が実施する事業は対象としていない。

本監査の実施で選択した事業及び当該事業に係る 2019 年度予算及び決算の概要は、以下のとおりである。

（企画課から選択した事業）（単位：千円）

| 事業名             | 2019 年度<br>当初予算額 | 2019 年度<br>予算現額 | 2019 年度<br>決算額 |
|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 国際会議等誘致事業       | 1,160            | 1,160           | 205            |
| 大規模スポーツ大会等誘致事業  | 45,110           | 45,110          | 39,147         |
| 横須賀アートフェスティバル事業 | 12,890           | 11,510          | 11,026         |
| 街なかミュージック支援事業   | 7,290            | 6,621           | 4,698          |
| <b>企画課 合計</b>   | <b>66,450</b>    | <b>64,401</b>   | <b>55,077</b>  |

(文化振興課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名             | 2019 年度<br>当初予算額 | 2019 年度<br>予算現額  | 2019 年度<br>決算額 |
|-----------------|------------------|------------------|----------------|
| ルートミュージアム整備事業   | 173,763          | 307,320          | 33,037         |
| 芸術劇場設備更新事業      | 155,119          | 126,454          | 123,811        |
| 芸術劇場管理事業        | 557,087          | 557,087          | 553,431        |
| 文化会館等設備更新事業     | 88,793           | 77,340           | 76,076         |
| 文化会館等管理事業       | 157,596          | 160,718          | 158,886        |
| <b>文化振興課 合計</b> | <b>1,132,358</b> | <b>1,228,920</b> | <b>945,240</b> |

(商業振興課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名             | 2019 年度<br>当初予算額 | 2019 年度<br>予算現額 | 2019 年度<br>決算額 |
|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| プレミアム付商品券事業     | 783,854          | 811,567         | 453,598        |
| 商業振興対策事業        | 70,341           | 73,801          | 66,376         |
| 中心市街地活性化事業      | 3,550            | 3,550           | 2,820          |
| <b>商業振興課 合計</b> | <b>857,745</b>   | <b>888,918</b>  | <b>522,794</b> |

(観光課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名           | 2019 年度<br>当初予算額 | 2019 年度<br>予算現額 | 2019 年度<br>決算額 |
|---------------|------------------|-----------------|----------------|
| 観光立市推進事業      | 5,262            | 5,262           | 4,981          |
| セールスプロモーション事業 | 32,485           | 30,295          | 28,105         |
| 集客プロモーション事業   | 51,714           | 80,626          | 78,263         |
| 観光団体助成事業      | 195,483          | 195,483         | 190,095        |
| <b>観光課 合計</b> | <b>284,944</b>   | <b>311,666</b>  | <b>301,444</b> |

## Ⅱ 港湾に関する事業、組織及び予算決算の概要

### 1 港湾関連事業の概要

#### (1) 港湾・漁港の意義

##### ① 港湾

港湾は、一般的に海陸交通を接続するため、船舶が安全に出入及び碇泊（停泊）できる水面を有し、水陸交通の連絡設備を有した人流・物流拠点を指す。また、環境保全に配慮をしつつ、海に親しむことができる空間を創出するウォーターフロント開発に代表されるような、内港地区の利活用等を含む国土の開発発展の拠点でもある。

港湾は港湾法及び港湾法施行規則のもとで管理されており、我が国の港湾は港湾法に基づき下記 4 つに分類されている。また、下記以外に港湾区域の定めがなく都道府県知事が港湾法第 56 条に基づいて公告した水域（56 条港湾）がある。横須賀港は下記港湾の種類のうち、重要港湾に該当する。

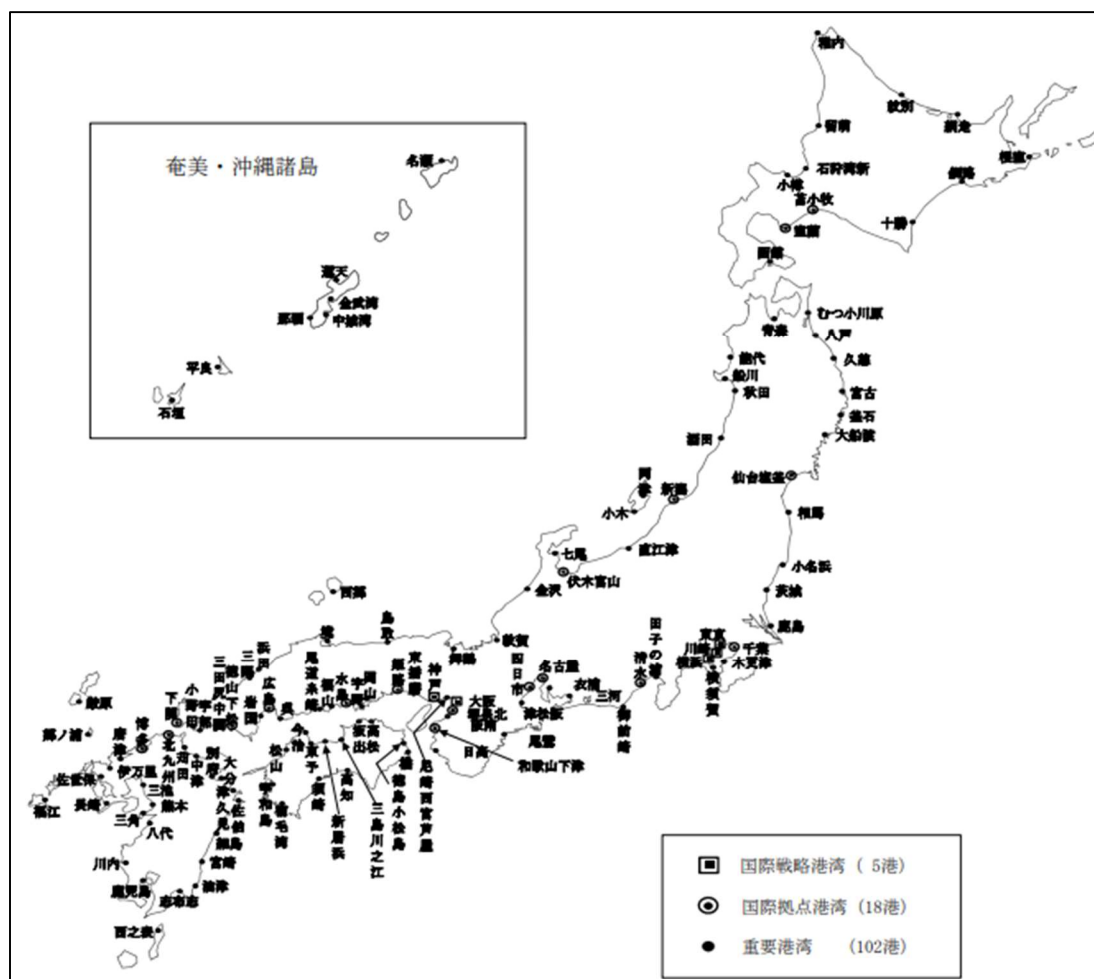
横須賀港のうち、米軍施設、海上保安庁、自衛隊施設の他、民間管理施設は横須賀市の管理対象範囲外となる。

#### ○港湾の種類（港湾法第 2 条）

|        |                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際戦略港湾 | 長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾 |
| 国際拠点港湾 | 国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾                                                                    |
| 重要港湾   | 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾                                            |
| 地方港湾   | 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾                                                                             |

日本の全国の港湾総数は、2020年4月1日現在で993港あり、そのうち国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾については、125港が下記図のように散在している。

(図表3Ⅱ-1-1) 港湾数一覧、 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾位置図  
(2020年4月1日現在)



(出典：国土交通省)

なお、国際戦略港湾、国際拠点港湾、および重要港湾の港湾管理者は、港湾法第 3 条の 3 において港湾計画（開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画）の策定が求められている。港湾計画では、通常 10 年から 15 年程度の将来を目標年次として、その港湾の開発、利用及び保全の方針を明らかにするとともに、取扱可能貨物量などの能力、その能力に応じた港湾施設の規模及び配置、さらに港湾の環境の整備及び保全に関する事項などを定めることとされている。

## ② 漁港

漁港は、漁場整備法第 2 条において定義されており、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であり、第 1 種漁港～第 4 種漁港に指定されたものをいう。第 1 種漁港～第 4 種漁港の定義はそれぞれ漁場整備法において以下のように定義されている。

（漁港の種類）

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

## （２）横須賀市における港湾・漁港の状況

### ① 港湾の現状

横須賀港は、三浦半島の東、東京湾の南西側に位置する陸域約 350ha、水域約 5,500ha、海岸線延長約 61km の港湾であり、港湾法上の重要港湾に該当する。横須賀市では、横須賀港を 13 地区（追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、新港地区、平成地区、大津地区、馬堀地区、走水地区、鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区及び野比地区）に分けて管理している。

The left map shows the broader region of Tokyo Bay, including Tokyo, Kanagawa, and Chiba Prefectures. It highlights major ports and waterways. The right map is a detailed view of the Yokohama Port area, showing the city of Yokohama, Kanagawa Prefecture, and Chiba Prefecture. It includes labels for various districts and the Kanagawa Bay area.

横須賀市の取扱貨物量については、次表のとおり国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の総数 125 港のうち、55 位となっている。

(図表3Ⅱ-1-3) 港湾取扱貨物量ランキング (2018 年) 一部抜粋

(単位: 万トン)

| 順位  | 所在地  | 港湾名    | 総貨物量    | 輸 出    | 輸 入    | 内 貿    | 内航フェリー |
|-----|------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 全国計 |      |        | 282,110 | 29,276 | 95,676 | 99,725 | 57,434 |
| 1   | 愛知県  | 名古屋    | 19,659  | 5,371  | 7,594  | 6,271  | 424    |
| 2   | 千葉県  | 千葉     | 15,320  | 964    | 8,276  | 6,080  | —      |
| 3   | 神奈川県 | 横浜【横浜】 | 11,396  | 3,285  | 4,563  | 3,548  | —      |
| 4   | 北海道  | 苫小牧    | 10,744  | 128    | 1,627  | 3,140  | 5,849  |
| 5   | 福岡県  | 北九州    | 10,176  | 727    | 2,527  | 2,377  | 4,545  |
| 6   | 兵庫県  | 阪神【神戸】 | 9,549   | 2,371  | 2,845  | 1,516  | 2,816  |
| 7   | 東京都  | 京浜【東京】 | 9,154   | 1,329  | 3,654  | 3,085  | 1,087  |
| 8   | 岡山県  | 水島     | 8,674   | 1,000  | 4,568  | 3,106  | —      |
| 9   | 大阪府  | 阪神【大阪】 | 8,433   | 963    | 2,659  | 1,663  | 3,148  |
| 10  | 神奈川県 | 京浜【川崎】 | 8,109   | 749    | 4,324  | 3,036  | —      |
| 11  | 大阪府  | 堺泉北    | 7,212   | 379    | 2,297  | 3,365  | 1,170  |
| 12  | 大分県  | 大分     | 6,374   | 571    | 2,993  | 2,551  | 259    |
| 13  | 千葉県  | 大木     | 6,308   | 398    | 4,241  | 1,670  | —      |
| 14  | 三重県  | 更日     | 6,056   | 422    | 3,598  | 2,036  | —      |
| 15  | 茨城県  | 鹿嶋     | 5,969   | 579    | 3,650  | 1,740  | —      |

|    |      |       |       |    |     |     |     |
|----|------|-------|-------|----|-----|-----|-----|
| 51 | 愛媛県  | 新居浜   | 1,105 | 13 | 256 | 602 | 233 |
| 52 | 岡山県  | 宇野    | 1,086 | 53 | 76  | 274 | 683 |
| 53 | 京都府  | 舞鶴    | 1,082 | 27 | 392 | 114 | 549 |
| 54 | 愛媛県  | 三島川之江 | 1,057 | 22 | 667 | 368 | —   |
| 55 | 神奈川県 | 横須賀   | 1,029 | 59 | 14  | 801 | 155 |
| 56 | 大分県  | 別府    | 994   | —  | —   | 310 | 685 |
| 57 | 鹿児島県 | 志布志   | 968   | 35 | 279 | 152 | 502 |
| 58 | 大分県  | 臼杵    | 956   | —  | —   | 1   | 954 |
| 59 | 愛媛県  | 松山    | 944   | 26 | 68  | 209 | 640 |
| 60 | 徳島県  | 橘     | 918   | 7  | 749 | 162 | —   |

(出典: 国土交通省)

## ② 漁港の現状

横須賀市の漁港は、長井漁港、佐島漁港、北下浦漁港、秋谷漁港及び久留和漁港の 5 港があり、長井漁港及び佐島漁港は第 2 種漁港、それ以外は第 1 種漁港である。また、高潮や波浪等による災害の防止や、海浜地利用の向上を図るため「北下浦漁港海岸侵食対策事業」や「西地区漁港海岸整備計画」(2017 年 3 月)等が策定されている。

(図表3Ⅱ-1-4) 横須賀市の漁港



(出典：横須賀市 HP)

主に取れる魚類等はイワシやワカメであり、生産量は 2013 年から比べて減少傾向であり、2017 年時点では 7,053 トンである。

(図表3Ⅱ-1-5) 横須賀市内 漁業生産量

(単位：千トン)

| 年次別    | 総数    | 魚類    | 貝類  | 水産<br>動物類 | 海藻類 | 海面<br>養殖 |
|--------|-------|-------|-----|-----------|-----|----------|
| 2013 年 | 8,759 | 7,325 | 134 | 313       | 202 | 785      |
| 2014 年 | 8,849 | 7,527 | 141 | 288       | 202 | 691      |
| 2015 年 | 8,197 | 6,842 | 88  | 302       | 276 | 689      |
| 2016 年 | 6,475 | 5,374 | 82  | 255       | 126 | 638      |
| 2017 年 | 7,053 | 5,787 | 54  | 223       | 175 | 814      |

(出典：令和元年度版横須賀市統計書)

### (3) 横須賀市における港湾・漁港の課題

#### ① 施設の老朽化

市の公共施設等総合管理計画にも記載のとおり、港湾施設・漁港施設の多くが、



施設完成後数十年経過しており、老朽化が進んでいることから、今後は施設の修繕や更新が必要となる。

本市が公表している 2018 年度固定資産台帳において、港湾建設課・港湾総務課が所管する固定資産の有形固定資産減価償却率は 64.9%であり、港湾・漁港施設全体としては耐用年数の過半を超過している状況にある。

ただし、取得日が古いため金額情報が不明な施設については固定資産台帳上の簿価が 1 円か 0 円で計上されていることにより実態を正確に表していないことや、市では 2016 年度より固定資産台帳が作成され始めたばかりであることから、現状では市が老朽化を判断する資料としてはほぼ使われていない。

(図表3Ⅱ-1-6) 港湾・漁港施設の老朽化状況 (単位：千円)

| 補助科目名称       | 取得価額       | 減価償却<br>累計額 | 期末簿価       | 減価償却<br>累計率 |
|--------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 漁港・港湾（公共建物）  | 644,533    | 432,987     | 211,546    | 67.2%       |
| 漁港・港湾（公共工作物） | 42,443,059 | 27,626,312  | 14,816,747 | 65.1%       |
| 建物           | 55,284     | 24,477      | 30,806     | 44.3%       |
| 建物付属設備       | 29,247     | 29,247      | 0          | 100.0%      |
| 工作物          | 5,322      | 5,322       | 0          | 100.0%      |
| 浮標等          | 533,502    | 263,724     | 269,778    | 49.4%       |
| 物品           | 59,438     | 36,593      | 22,845     | 61.6%       |
| 合計           | 43,770,389 | 28,418,664  | 15,351,722 | 64.9%       |

(出典：横須賀市 2018 年度固定資産台帳を監査人が加工)

## ② 横須賀港港湾計画の更新

横須賀港港湾計画は、2005 年 3 月に策定され、2016 年 3 月に一部見直しが行われているが、抜本的な改訂は 15 年以上されていない状況にある。港湾計画は港湾法 3 条の 3 の「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」であり、10 年から 15 年後の港湾の姿を描いたマスタープランであることから、抜本的な改訂の必要性が高まっている。

なお、横須賀市では 2018 年度より港湾計画改訂に向けた調査を開始しており、2021 年度以降に改訂を行う予定である。

## (4) 横須賀市における港湾・漁港に関する施策

### ① 横須賀再興プラン

本報告書「第 1 包括外部監査の概要 III 事件を選定した理由」でも記述したとおり、横須賀再興プランは、目指すまちづくりの 3 つの方向性と 4 本柱の最重点施策を設定し取り組んでいる。このうち、港湾に関連する事業は 3 つの方向性のうち

「海洋都市」において港湾の目指すべき方向性として「港湾物流の強化に向けた取り組み」を行う旨が記載されている。また、4本柱のうち主として「(柱1) 経済・産業の再興」において、以下の KPI (Key Performance Indicator: 重要指標) 及び具体的施策の記載がなされている。

(図表3Ⅱ-1-7) (柱1) 経済・産業の再興における港湾関連の KPI

| 施策                         | 項目                                 | 基準値<br>(現状) | 目標値<br>(2021 年度) |
|----------------------------|------------------------------------|-------------|------------------|
| 1. 活力ある横須賀経済の源となる社会基盤の整備   | 1 年間 (1～12 月) に横須賀港の公共ふ頭で取り扱われた貨物量 | 106 万トン     | 124 万トン          |
| 2. 横須賀経済のポテンシャルを生かした稼ぐ力の向上 | 寄港誘致した船舶が 1 年間に横須賀港に寄港した回数         | 33 回        | 145 回            |

(出典：横須賀再興プラン)

(図表3Ⅱ-1-8) (柱1) 経済・産業の再興における港湾関連の主要施策

| 番号 | 事業名              | 担当課           | 関連柱番号 |
|----|------------------|---------------|-------|
| 1  | 港湾利活用推進事業        | 港湾企画課         | 1     |
| 2  | 横須賀港港湾計画改訂事業     | 港湾企画課         | 1     |
| 3  | 横須賀港港湾環境計画改定事業   | 港湾企画課         | 1     |
| 4  | 港湾施設長寿命化計画事業     | 港湾建設課         | 1     |
| 5  | 漁港施設長寿命化計画事業     | 港湾建設課         | 1     |
| 6  | 佐島漁港本港地区活性化検討事業  | 経済部企業誘致・工業振興課 | 1     |
| 7  | 大津地区港湾海岸高潮対策事業   | 港湾建設課         | 1、4   |
| 8  | 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業 | 港湾建設課         | その他   |
| 9  | 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業 | 港湾建設課         | その他   |
| 10 | 北下浦漁港海岸侵食対策事業    | 港湾建設課         | その他   |
| 11 | 野比地区港湾侵食対策事業     | 港湾建設課         | その他   |

(出典：所管課作成「包括外部監査概要説明書」より一部抜粋)

なお、KPI に対する現状は下表のとおりである。

(図表3Ⅱ-1-9) 横須賀市港湾取扱公共貨物量等の推移

| 対象年    | 港湾取扱公共貨物量<br>(82 品種) (単位：トン) | 寄港誘致した船舶の<br>寄港回数 |
|--------|------------------------------|-------------------|
| 2014 年 | 1,238,337                    | 68 回              |
| 2015 年 | 1,136,930                    | 40 回              |
| 2016 年 | 1,061,923                    | 57 回              |
| 2017 年 | 1,057,362                    | 33 回              |
| 2018 年 | 1,345,961                    | 40 回              |
| 2019 年 | 1,190,467                    | 50 回              |

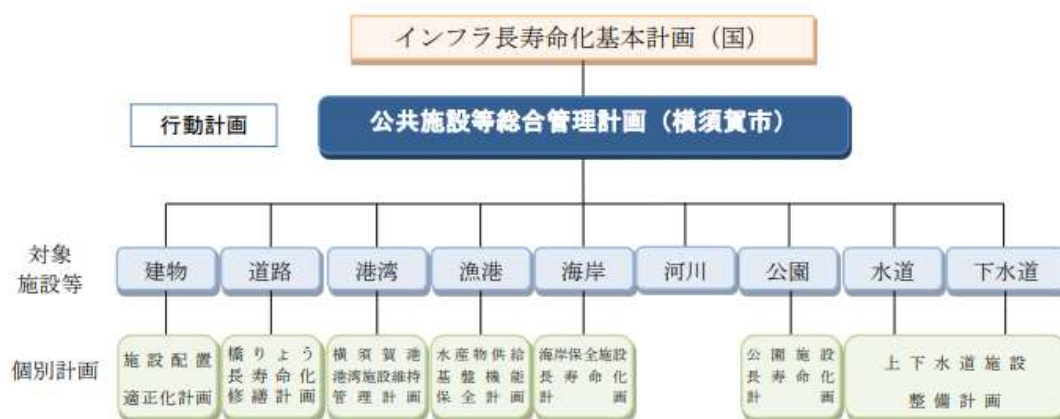
(出典：横須賀市港湾部作成資料)

## ② 横須賀市公共施設等総合管理計画

「横須賀市公共施設等総合管理計画」は、2014 年 4 月に総務省から地方公共団体に対し策定の要請があったもので、公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等全体の基本的な管理の方針を定めるものである。

また、国が、2013 年 11 月に策定した、「インフラ長寿命化基本計画」の「行動計画」に該当し、各個別施設に関する長寿命化計画等を取りまとめた上位計画に位置付けられるものである。

(図表3Ⅱ-1-10) 公共施設等総合管理計画の位置づけ



港湾建設課では、港湾については「横須賀港港湾施設維持管理計画」、漁港については「水産物供給基盤機能保全計画」、海岸保全施設については「海岸保全施設長寿命化計画」を個別計画として施設ごとに作成している。各施設は少なくとも 5 年に 1 回のペースで外部に点検委託し、その結果を A から D でランク付け（A：要緊急修繕→D：問題なし）し、優先順位付けすることにより、計画を策定し維持管理に役立てている。

## 2 横須賀市における港湾関連事業担当組織の概要

横須賀市の港湾に関する事務事業は、現在「みなと振興部」により実施されている。

2020 年 4 月 1 日現在、みなと振興部は「港湾企画課」「港湾管理課」「港湾整備課」「水産振興課」の 4 課で構成される。職員数 47 名（うち再任用 4 名）、会計年度任用職員 5 名により構成されている。

なお、上記組織は 2020 年 4 月 1 日付で組織改正があったことにより変更されたものであり、2019 年度は「港湾企画課」「港湾総務課」「港湾建設課」の 3 課で港湾部として組織されていた。また、2019 年度まで「経済部農業水産課」が実施していた水産振興事業をみなと振興部に移管し、2020 年度から「水産振興課」で当該事業を実施している。そのため、「経済部農業水産課」が所管していた事業については、今回の監査対象から除外している。

監査対象年度である 2019 年度における、各課の業務内容、人員数（2019 年 4 月 1 日時点）及び 2019 年度当初予算は、以下のとおりである。

### （1）港湾企画課

|                     |                                                                                                                                                        |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容                | (1) 港湾計画及び漁港整備計画に関すること。<br>(2) 港湾区域内及び漁港区域内の海岸保全計画に関すること。<br>(3) 港湾、漁港、海岸保全に係る区域及び臨港地区の指定等に関すること。<br>(4) 港湾の振興及び利用推進に関すること。<br>(5) 港湾統計及び漁港港勢調査に関すること。 |
| 人員数                 | 職員 12 名、非常勤職員 3 名、臨時職員 2 名                                                                                                                             |
| 2019 年度<br>当初予算(歳出) | 115,287 千円                                                                                                                                             |

### （2）港湾総務課

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容 | (1) 公有水面埋立ての免許に関すること。<br>(2) 港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区及び漁港区域内の工事の許可に関すること。<br>(3) 海岸保全区域(港湾区域及び漁港区域内に限る。)内の工事の許可に関すること。<br>(4) 漁港施設等の使用に関すること。<br>(5) 港湾区域及び漁港区域内の公共空地並びに漁港区域内の水域の占用に関すること。<br>(6) 船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 104 条第 1 項に基づく事務に関すること。<br>(7) 漁港施設等の管理に関すること。<br>(8) 港湾緑地、ボートパーク、船舶保管施設等及び漁港区域内駐車場に関すること。 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | (9) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。<br>(10) 他課の主管に属しない事務に関すること。<br>(11) 公共ふ頭の管理運営に関すること。<br>(12) 船舶の入出港に関すること。<br>(13) 港湾区域内の水域の占用及び管理に関すること。<br>(14) 港湾区域及び漁港区域内の巡回調査に関すること。<br>(15) 漂流物及び沈没品に関すること。<br>(16) ふ頭管理事務所の管理に関すること。 |
| 人員数                 | 職員 10 名（うち再任用 1 名）、非常勤職員 1 名、臨時職員 2 名                                                                                                                                                                                 |
| 2019 年度当初<br>予算(歳出) | 353,090 千円                                                                                                                                                                                                            |

### (3) 港湾建設課

|                     |                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務内容                | (1) 港湾施設並びに漁港施設並びに港湾区域及び漁港区域内の海岸保全施設の設計及び施工に関すること。<br>(2) 港湾施設並びに漁港施設並びに港湾区域及び漁港区域内の海岸保全施設の災害復旧事業に関すること。<br>(3) 港湾工事及び漁港工事の積算業務に関すること。<br>(4) 港湾施設並びに漁港施設並びに港湾区域及び漁港区域内の海岸保全施設の長寿命化計画書の作成に関すること。 |
| 人員数                 | 職員 10 名、非常勤職員 1 名、臨時職員 1 名                                                                                                                                                                       |
| 2019 年度<br>当初予算(歳出) | 1,207,930 千円                                                                                                                                                                                     |

## 3 横須賀市における港湾関連事業の予算及び決算の概要

2019 年度における横須賀市の一般会計の当初予算（歳出）は 155,440,000 千円、予算現額は 171,407,138 千円、決算額は 161,841,358 千円であった。

港湾部の 2019 年度当初予算は 1,985,761 千円（市の一般会計全体の 1.3%（以下同様））、予算現額は 3,072,192 千円（1.8%）、決算額は 1,882,725 千円（1.2%）であった。

港湾部各課の内訳は下表のとおりである。

（港湾部各課の 2019 年度予算及び決算の状況）

（単位：千円）

| 課名等    | 当初予算額     | 予算現額      | 決算額       |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 港湾企画課  | 115,287   | 105,300   | 81,149    |
| 港湾総務課  | 353,090   | 463,655   | 440,207   |
| 港湾建設課  | 1,207,930 | 2,184,747 | 1,044,919 |
| 職員給与費  | 309,454   | 318,490   | 316,450   |
| 港湾部 合計 | 1,985,761 | 3,072,192 | 1,882,725 |

なお、本監査の実施にあたっては、各課の事業の中から再興プランに関連する事業を中心に選択し、選択した事業に係る決算額のうち一定金額以上の事業について検討した。

本監査の実施にあたり選択した事業及び当該事業に係る 2019 年度予算及び決算の概要は、以下のとおりである。

(港湾企画課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名              | 当初予算額          | 予算現額          | 決算額           |
|------------------|----------------|---------------|---------------|
| 横須賀港港湾計画改定事業     | 68,989         | 58,613        | 57,816        |
| 横須賀港官民連携基盤整備推進事業 | 30,354         | 30,354        | 11,403        |
| 港湾振興事業           | 4,015          | 5,105         | 4,829         |
| <b>港湾企画課 合計</b>  | <b>103,360</b> | <b>94,072</b> | <b>74,048</b> |

(港湾総務課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名             | 当初予算額          | 予算現額           | 決算額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 港湾施設運営事業        | 174,938        | 174,938        | 171,180        |
| 港湾施設管理事業        | 134,292        | 152,546        | 149,014        |
| 漁港維持管理事業        | 19,942         | 19,942         | 18,464         |
| <b>港湾総務課 合計</b> | <b>329,172</b> | <b>347,426</b> | <b>338,658</b> |

(港湾建設課から選択した事業)

(単位:千円)

| 事業名              | 当初予算額            | 予算現額             | 決算額            |
|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 港湾施設長寿命化計画事業     | 232,163          | 211,709          | 92,632         |
| 漁港施設長寿命化計画事業     | 111,059          | 111,059          | 80,420         |
| 大津地区港湾海岸高潮対策事業   | 402,000          | 484,886          | 313,218        |
| 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業 | 20,000           | 6,000            | 5,784          |
| 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業 | 41,059           | 41,059           | 6              |
| 北下浦漁港海岸侵食対策事業    | 234,640          | 210,640          | 170,849        |
| 野比地区港湾海岸侵食対策事業   | 173,386          | 168,786          | 166,421        |
| <b>港湾建設課 合計</b>  | <b>1,214,307</b> | <b>1,234,139</b> | <b>829,329</b> |

※1 港湾建設課の 2019 年度当初予算額と予算現額には、前年度からの予算繰越額を含めている。

なお、港湾総務課の所管する事業は、直接は横須賀再興プランに記載されていないが、再興プランの基礎を担う各事業を実施しており、決算額に占める割合の大きい事業から選択を行っている。

## 第4 監査の結果及び意見

### I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）

#### 1 観光に関する計画の実施状況

##### 1-1 観光に関する各種計画

##### (1) 横須賀市観光立市推進基本計画について

##### ① 観光立市推進基本計画策定の背景及び目的

観光立市推進基本計画は、観光を産業の柱とする「観光立市よこすか」を目指すために、2014年に制定された「横須賀市観光立市推進条例」（以下「条例」という。）に基づいて観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものである。

| 横須賀市観光立市推進条例（抜粋） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条              | (目的)<br>この条例は、横須賀を飛躍させるために観光立市を実現することが極めて重要であることに鑑み、国内外を問わず多くの観光客に愛される観光立市の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに市の責務、市民の役割及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の発展、市民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。                                                                                          |
| 第3条              | (基本理念)<br>1 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を尊重し、地域住民が地域に対して誇りと愛着を持ち、かつ持続的に観光都市として発展していけるように講じられなければならない。<br>2 観光立市の実現に関する施策を講じるに当たっては、観光に関する事業が、さまざまな分野の特色ある事業活動から構成され、その多様な事業の有機的な結びつきにより魅力ある観光を実現すべく、地域住民及び観光事業者等の相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。<br>3 観光立市の実現に関する施策は、観光が諸外国の方々との相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。 |
| 第8条              | (観光立市推進基本計画)<br>1 市長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する観光立市推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。<br>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。<br>(1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針<br>(2) 観光立市の実現に関する目標<br>(3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策<br>(4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項                                                    |

条例第 1 条では、本条例の目的が規定され、また第 3 条において基本理念が規定されている。このような目的及び基本理念のもと、第 8 条第 1 項では、市長が観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために観光の振興に関する観光立市推進基本計画を策定しなければならない旨、同条第 2 項では観光立市推進基本計画において具体的に定める事項、また同条第 3 項においては、観光立市推進基本計画を定めるに当たっては、観光事業者や横須賀市観光振興推進委員会の意見を聴かなければならない旨が規定されている。

観光立市推進基本計画は、「観光立市」の目指す姿を定めて、その実現に向けた観光事業者、観光関係団体、市民、市などの役割を示し、本計画に位置づける施策を各々の役割に応じて推進していくこと、その結果として市民生活の安定向上、本市経済の発展及び観光を通じた国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

(図表 4 I -1-1) 観光立市推進基本計画の策定目的



(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

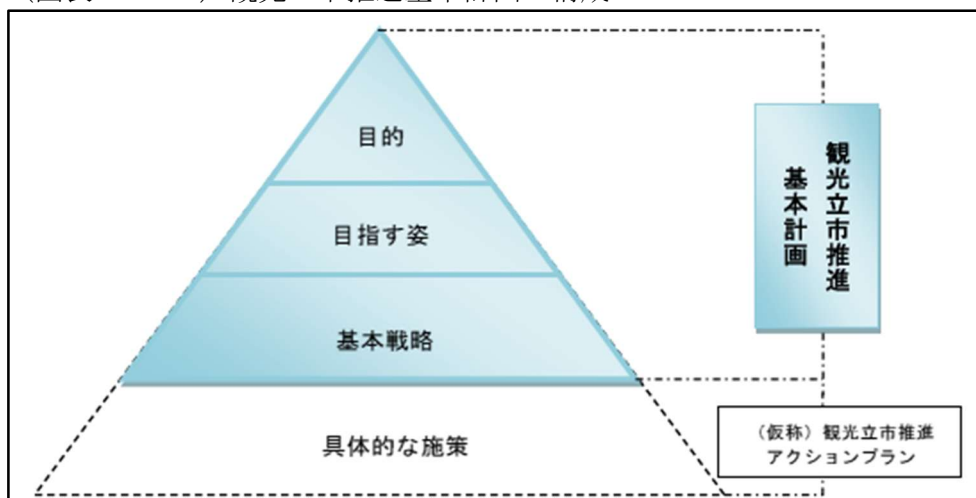
## ② 観光立市推進基本計画の構成と計画期間

観光立市推進基本計画は、上位の「横須賀市基本計画」における観光政策や産業政策などを踏まえ、市の経済分野の指針となる「産業ビジョン 2011」やその他の分野別計画との整合を図りつつ、その目的を実現するため、「目指す姿」に向かう「基本戦略」を示し、「数値目標」を達成するという構成になっている。

また、観光立市推進基本計画の下に、具体的な実行計画となる「観光立市推進アクションプラン」を位置づけ、実効性の高い計画を策定している。



(図表 4 I -1-2) 観光立市推進基本計画の構成



(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

観光立市推進基本計画の期間は、2016 年度～2025 年度とし、条例第 18 条に基づき 3 年を超えないごとに評価を行い、必要な措置を講じるものとされている。

(図表 4 I -1-3) 観光立市推進基本計画の計画期間

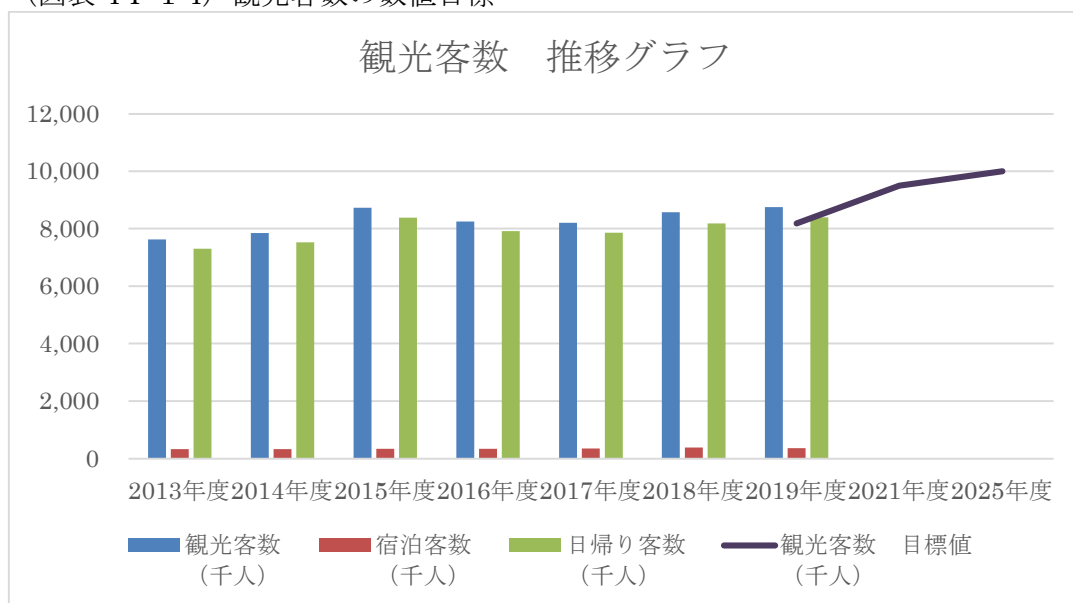
| 2016<br>(H28) | 2017<br>(H29)                | 2018<br>(H30) | 2019<br>(H31) | 2020<br>(H32) | 2021<br>(H33) | 2022<br>(H34)                | 2023<br>(H35) | 2024<br>(H36) | 2025<br>(H37) |
|---------------|------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 観光立市推進基本計画    |                              |               |               |               |               |                              |               |               |               |
|               | (仮称) 観光立市推進<br>アクションプラン (前期) |               |               |               |               | (仮称) 観光立市推進<br>アクションプラン (後期) |               |               |               |

(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

### ③ 計画のマネジメント（数値目標及び進行管理）について

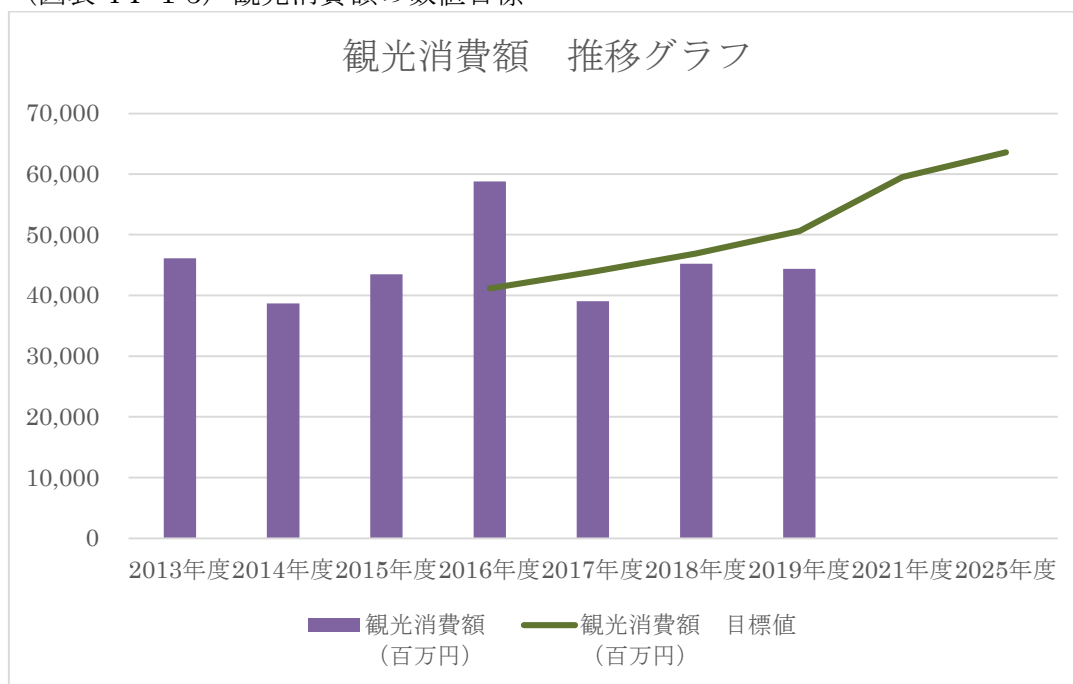
市は、観光立市推進基本計画を着実に実行して、計画終了年度である 2025 年度までに観光客数 1,000 万人を達成することを目標に掲げ、観光客数 1,000 万人を達成することにより、地域の経済が活性化して 636 億円の観光消費額を見込むとしている。

(図表 4 I -1-4) 観光客数の数値目標



(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

(図表 4 I -1-5) 観光消費額の数値目標

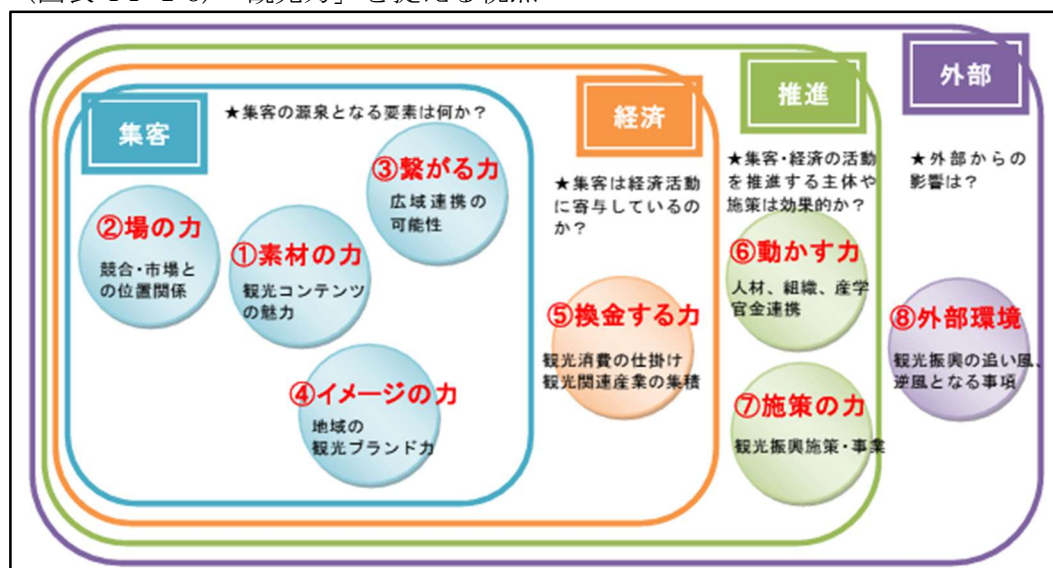


(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

④ 市の「観光力」を捉える視点と観光振興のための方向性について

市は、必要な観光振興施策に結びつけていくため、観光振興の施策分野に繋がる切り口から市の観光の強みや弱みを整理していくアプローチを採り、「観光力」という考え方を取り入れて、市の観光の現状を整理している。

(図表 4 I -1-6) 「観光力」を捉える視点



(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

市は、インタビューやアンケート調査に基づいて、「観光力」の視点から市の観光の強み・弱みを次表のように整理している。

(図表 4 I-1-7) 市の観光の強み・弱み

|        | 集客                                                                                                                                                                                                                         | 経済                                                                                                                                                      |                                                                                                                         |                                                                                                                        | 推進                                                                                                                                                                             | 外部                                                                                                                |                                                                                                                                                                    |                                                                                                                        |  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|        | ①素材の力                                                                                                                                                                                                                      | ②場の力                                                                                                                                                    | ③繋がる力                                                                                                                   | ④イメージの力                                                                                                                | ⑤資金する力                                                                                                                                                                         | ⑥動かす力                                                                                                             | ⑦施策の力                                                                                                                                                              | ⑧外部環境                                                                                                                  |  |
| 大きな強み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・米海軍横須賀基地、自衛隊関連施設</li><li>・グルメ（よこすか海軍カレー、よこすかネイビーバーガー、地場産農水産物）</li><li>・著名な歴史建物（ペリー、世界三大記念艦「三笠」など）</li><li>・東西で異なる多様な自然</li><li>・海、東京湾唯一の自然島（猿島）</li><li>・米海軍横須賀基地居住者など関係者</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏からの近接性</li><li>・京急線・JR横須賀線</li><li>・横浜横須賀道路</li><li>・羽田空港との近接性</li><li>・良港の存在</li><li>・人口約40万人の市内市場</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・広域連携に結びつく豊富なストーリー（金津若松市、富岡市、松山市、呉市、佐世保市、舞鶴市など）</li><li>・三浦半島4市1町での取り組み</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・都市の知名度の高さ</li><li>・米海軍横須賀基地やドブ振通りからくるアメリカの雰囲気</li></ul>                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・YOKOSUKA 軍港めぐり、猿島</li><li>・グルメ（よこすか海軍カレー、よこすかネイビーバーガー、地場産農水産物）</li></ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>・横須賀市観光立市推進条例の制定</li></ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・国の観光立国施策</li><li>・地方創生に向けた国・県の各種施策</li><li>・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催</li><li>・ナショナルトレーニングセンターの誘致</li><li>・日本遺産認定</li></ul> |                                                                                                                        |  |
| ニッチな強み | <ul style="list-style-type: none"><li>・本市ゆかりの近代の歴史</li><li>・アニメ、ゲーム、パワースポット、映画、小説などのサブカルチャー</li><li>・プロスポーツチームの練習場</li><li>・スポーツ（サイクリング、ランニング）</li><li>・地形（坂道、トンネル、谷戸）</li></ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏近郊での貴重な自然</li></ul>                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"><li>・姉妹都市の繋がりが</li><li>・米海軍横須賀基地居住者を通じたアメリカとの繋がりが</li><li>・大学との連携</li></ul>           |                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ソレイユの丘</li><li>・地場産農産物直売所（すかなごっそ、よこすかポートマーケット）</li><li>・観光農園</li><li>・個性的な飲食店</li></ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・横須賀市観光協会の法人化</li><li>・市内における観光担当部門の新設</li></ul>                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ドル街</li><li>・ツアーデスク、メディアデスクの設置</li></ul>                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ラグビーワールドカップ 2019 の開催</li><li>・神奈川県による観光振興の取り組み</li><li>・圏央道、さがみ縦貫道の開通</li></ul> |  |
| 弱み     | <ul style="list-style-type: none"><li>・全国的に知名度が高い資源の活用不足（ペリー・開国）</li><li>・中心部における核となる観光集客施設の不足</li><li>・観光客と市民の動線の滞在</li><li>・基地関連施設の観光活用への抵抗感</li></ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏在住者における「遠い街」というイメージ</li></ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉から横須賀への観光客の流れが少ない</li><li>・地域資源間のストーリー不足</li></ul>                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏在住者における「遠い街」というイメージ</li><li>・横須賀＝観光のイメージ不足</li><li>・治安に関するイメージギャップ</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・観光消費単価が低い※</li><li>・土産物の不足</li><li>・土産物購入場所の不足</li><li>・旅行会社の利点が少ない（個人旅行が中心）</li><li>・宿泊施設不足</li><li>・団体客受入施設不足（大型バス駐車場、飲食施設）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・観光＝ビジネスの意識不足</li><li>・市と観光事業者との意識のギャップ</li><li>・市内における縦割り行政の壁が弱い</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・広域点在する地域資源の移動が不便</li><li>・交通インフラが不十分（大型バス駐車場など）</li><li>・観光情報発信力が弱い</li></ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・人口の減少</li><li>・製造業の撤退</li><li>・東京 2020 オリンピック・パラリンピック終了後の反動</li></ul>           |  |

※出典：平成 26 年度神奈川県観光客消費動向等調査報告書。

(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

「観光力」は、まず「集客の源泉となる要素は何か」をテーマとし、「①素材の力」、「②場の力」、「③繋がる力」、「④イメージの力」について取り上げ、次に「集客は経済活動に寄与しているのか」というテーマで、「⑤換金する力」を取り上げている。さらに、「上記活動を推進する主体や施策は効果的か」というテーマで、「⑥動かす力」、「⑦施策の力」を取り上げ、また 8 つ目の項目として「⑧外部環境」を取り上げており、市の観光振興の追い風や逆風となる事項を整理している。

これらの 8 つの要素に関して、概要を説明する。

#### <①素材の力>

他地域には真似の出来ない独自の地域資源が豊富に存在するが、中には十分に活用されていないものもある。また、多種多様な地域資源も市内各所に多数埋もれている。

中心的な地域資源はより強く、ニッチな資源は発掘、磨き上げを続けながら地域資源の魅力を創り続けることが必要であるとしている。

#### <②場の力>

巨大市場である首都圏に近接する立地の優位性を持っている。また、市の人口は約 40 万人を有しており、市内市場としても相当の規模を誇っている。さらに訪日外国人の玄関口となる羽田空港にも近接している。

首都圏市場、市内市場を主要なターゲットとして取り組みを進めることが必要であり、訪日外国人の獲得に向けた取り組みを行うことも必要であるとしている。

#### <③繋がる力>

国内外の多数の都市との連携に結びつく様々なストーリーを持っている。三浦半島 4 市 1 町においては、既に広域連携に向けた取り組みを進めているが、鎌倉市から市への観光客の流れは活発でない実態もみられる。

引き続き三浦半島 4 市 1 町における交流連携を深化させるとともに、国内外の都市間交流を活発化させることが必要であるとしている。

#### <④イメージの力>

全国的にも知名度が高く、特に米海軍横須賀基地やドブ板通りなどからくるアメリカの雰囲気は街の個性を出している。一方、市が観光地であるという知名度はそれほど高くはなく、首都圏に近接している割には「横須賀は遠い街」と感じている首都圏在住者も多数みられる。

首都圏などを中心として本市の観光情報を今以上に積極的に発信していくことが必要であるとしている。

#### <⑤換金する力>

観光消費に繋がる主な商品・サービスとしては、よこすか海軍カレー、よこすかネイビーバーガー、YOKOSUKA 軍港めぐり、地場産農水産物直売所（すかなごっ所、よこすかポートマーケット）、ソレイユの丘や個性的な飲食店などがある。それらは、地域資源としての知名度も高まってきており、実績も上がってきているが、観光消費単価は依然として低い水準であり、改善の余地も残っているので、これから観光立市を目指していくためには、さらなるパワーアップが必要となる。

観光客の来訪が地域経済の活性化に結びつくような取り組みを一層活発化させることが必要であるとしている。

#### <⑥動かす力>

横須賀市観光協会の法人化や市内での観光担当部門の創設など、観光施策を推進する体制づくりは、始まったばかりである。事業者インタビューの中では、市において観光が新たなビジネスチャンスになるという認識はそれほど浸透していない状況がうかがえ、意識改革も重要なテーマとなっている。

観光施策推進体制をより強固なものにするとともに、観光事業者の意識改革も進めることが必要であるとしている。

#### <⑦施策の力>

2015 年 4 月から施行された「横須賀市観光立市推進条例」は市観光施策を進める上での大きな強みとなっている。また、これまでに、ドル街、ツアーデスク・メディアデスクの設置など、観光振興に貢献するユニークな取り組みも行っている。一方では、以前から問題として指摘されている、市内移動環境や情報発信力の弱さなどが存在する。

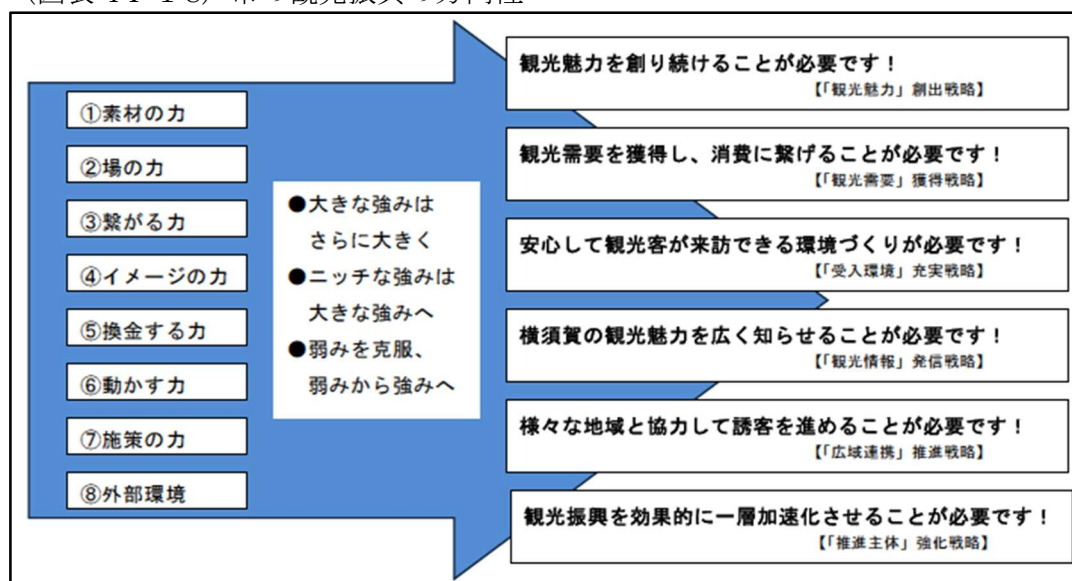
観光客の受入環境の充実を図ることや、様々な施策展開を進めていくことが必要であるとしている。

#### <⑧外部環境>

市観光振興の追い風と言える、国の観光立国の施策や地方創生の動き、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催などを効果的につかまえて、本市の観光振興を加速化させることが必要であるとしている。

市は、「観光力」の 8 つの要素による分析を行い、整理した強み・弱みに基づいて観光振興のためには、下表のような 6 つの方向性が求められるとしている。

(図表 4 I -1-8) 市の観光振興の方向性



(出典：横須賀市観光立市推進基本計画)

#### ⑤ 観光立市の実現に向けての基本戦略について

市は、観光立市の実現に向けた 6 つの方向性を、下表のように、基本戦略とし、さらに施策の方向性を明示している。

(図表 4 I -1-9) 市の基本戦略と施策の方向性

| 基本戦略   |            | 施策の方向性                         |
|--------|------------|--------------------------------|
| 基本戦略 1 | 「観光魅力」創出戦略 | ①市の顔となる地域資源の魅力の充実・強化           |
|        |            | ②隠れた地域資源の発掘・再発見・磨き上げ           |
|        |            | ③観光のブランド化及びブランドの保護・維持・向上等      |
|        |            | ④体験・文化・スポーツ・MICE等の新たな観光分野の開拓   |
| 基本戦略 2 | 「観光需要」獲得戦略 | ①観光に関する状況の把握・分析・提供             |
|        |            | ②地域資源としての商品の創出及び育成             |
|        |            | ③観光事業者と共同した企画の開発               |
|        |            | ④インバウンドの推進                     |
|        |            | ⑤観光産業の集積促進                     |
| 基本戦略 3 | 「受入環境」充実戦略 | ①交通利便性の向上                      |
|        |            | ②観光客受け入れのための施設整備と快適性の向上        |
|        |            | ③宿泊能力の向上                       |
|        |            | ④観光地のバリアフリー化の推進                |
|        |            | ⑤観光地の安心安全対策                    |
| 基本戦略 4 | 「観光情報」発信戦略 | ①横須賀ブランドの外部発信                  |
|        |            | ②マスメディアを活用した露出量の拡大             |
|        |            | ③SNSやロコミ等の多様な媒体による情報発信         |
|        |            | ④外国人向けの情報発信                    |
| 基本戦略 5 | 「広域連携」推進戦略 | ①近隣地域との連携                      |
|        |            | ②友好都市・姉妹都市等との連携                |
| 基本戦略 6 | 「推進主体」強化戦略 | ①チャレンジ精神を持った意欲のある観光事業者に対する取り組み |
|        |            | ②多様な人材の育成・活用                   |
|        |            | ③地域全体での観光マネジメント力の強化            |

(出典：横須賀市観光立市推進基本計画を監査人加工)

市は、「観光力」の要素による分析を実施し、整理した強み・弱みを踏まえて、下表に記載の施策を計画し実行している。



(図表 4 I -1-10) 市観光の強み・弱みに対する主な具体的な施策

| 【集客】①素材の力 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルメ（よこすか海軍カレー、ヨコスカネイビーバーガー、地場産農水産物）</li> <li>・よこすかカレーフェスティバル</li> <li>・よこすかみこしパレード</li> <li>・よこすかスプリングフェスタ</li> <li>・日米親善ベース歴史ツアー</li> <li>・猿島ビジターセンターの整備（2020 年度）</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| ニッチな強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本遺産構成文化財を活用した取り組み（2016 年度～）</li> <li>・ウインドサーフィンワールドカップの開催（2017 年度～）</li> <li>・ポケモンGOイベント（2018 年度）</li> <li>・横浜 DeNA ベイスターズの総合練習場の完成（2019 年度）</li> <li>・アーバンスポーツの誘致（BMX、スケートボード）（2019 年度～）</li> <li>・e スポーツの推進（2020 年度～）</li> <li>・アニメ ONE P I E C E イベント（2019 年度）</li> <li>・第二海堡上陸ツアーの実施（2019 年度～）</li> <li>・横浜 F・マリノスの練習場の誘致（2022 年度完成予定）</li> </ul> |
| 弱み        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開国の歴史を活用した観光振興調査（2017 年度）</li> <li>・ルートミュージアムの構築、ガイドンスセンター開設（2020 年度～）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 【集客】②場の力 |                                                                                                                                                                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者と連携した集客 P R の実施</li> <li>・よこすか Y Y のりものフェスタ</li> <li>・京急線横須賀中央駅前のデジタルサイネージの設置</li> <li>・J R 横須賀駅構内のデジタルサイネージの設置（2017 年度）</li> </ul>                     |
| ニッチな強み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・猿島ビジターセンターの整備（2020 年度）</li> </ul>                                                                                                                            |
| 弱み       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルメ企画に合わせた横浜駅での大規模広告及びキャンペーンによる集中 P R（2017 年度）</li> <li>・消費拡大につながるグルメ企画の時期にあわせた首都圏でのキャンペーンによる P R（2018 年度）</li> <li>・スポーツ合宿誘致のための助成制度の新設（2020 年度）</li> </ul> |

| 【集客】③繋がる力 |                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光交流都市協定を締結している松山市などとの連携</li> <li>・三浦半島サミットを通じた集客促進のための共同 P R</li> </ul>                                                                   |
| ニッチな強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・よこすかみこしパレード</li> <li>・よこすかスプリングフェスタ</li> <li>・日米親善ベース歴史ツアー</li> </ul>                                                                      |
| 弱み        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本遺産を活用した取り組み（旧軍港市日本遺産活用推進協議会）（2016 年度～）</li> <li>・横須賀と北九州間の新規フェリー航路就航を見据えたツアー造成の促進（2020 年度～）</li> <li>・サイクルツーリズムモデル事業（2020 年度）</li> </ul> |



| 【集客】④イメージの力 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み       | ・ドル街プロジェクト                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ニッチな強み      | ー                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 弱み          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルメ企画に合わせた横浜駅での大規模広告及びキャンペーンによる集中PR（2017年度）</li> <li>・スカナビ i（観光インフォメーション）の移転（2017年度）</li> <li>・消費拡大につながるグルメ企画の時期にあわせた首都圏でのキャンペーンによるPR（2018年度）</li> <li>・ヨコスカ街なかミュージックの推進（2018年度～）</li> <li>・各種アートイベントの開催（2019年度～）</li> <li>・スポーツ合宿誘致のための助成制度の新設（2020年度）</li> </ul> |

| 【経済】⑤換金する力 |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・YOKOSUKA 軍港めぐり、猿島</li> <li>・よこすかカレーフェスティバル</li> <li>・グルメ（よこすか海軍カレー、ヨコスカネイビーバーガー、地場産農水産物）</li> </ul>                                                                                                                            |
| ニッチな強み     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユの丘、地場産農産物直売所（すかなごっそ）</li> <li>・観光農園</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 弱み         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光バス招致のための助成制度の実施（2016年度～）</li> <li>・宿泊施設立地可能性調査（2017年度）</li> <li>・はとバスによる都内からの直通観光バスの運行（2019年度～）</li> <li>・西地区海岸周辺における用途地域などの見直し</li> <li>・旧三笠駐車場用地へのホテル誘致・建設（2021年度完成予定）</li> <li>・よこすかポートマーケットのリニューアル（2022年度春予定）</li> </ul> |

| 【推進】⑥動かす力 |                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み     | ー                                                                                                                                                                                                                            |
| ニッチな強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市観光協会の法人化（2015年度）</li> <li>・観光担当部の創設（2015年度）</li> </ul>                                                                                                                           |
| 弱み        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化スポーツ観光部の創設（2018年度～）</li> <li>・はとバスによる都内からの直通観光バスの運行（2019年度～）</li> <li>・民間企業と連携した夜の猿島での音楽イベント（2018年度～）</li> <li>・サイクルツーリズムモデル事業（2020年度）</li> <li>・市と観光協会の役割の見直し（2020年度～）</li> </ul> |

| 【推進】⑦施策の力 |                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大きな強み     | ・観光立市推進条例の制定                                                                                                                                                                                        |
| ニッチな強み    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドル街プロジェクト【再掲】</li> <li>・ツアーデスク、メディアデスクの設置</li> </ul>                                                                                                        |
| 弱み        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヴェルニー公園前観光バス乗降場所設置（2016年度）</li> <li>・スカナビ i（観光インフォメーション）の移転（2017年度）</li> <li>・ヴェルニー記念館内に新たな観光案内所の設置（2019年度）</li> <li>・観光施設を紹介する多言語サイトの開設（2019年度）</li> </ul> |

（出典：文化スポーツ観光部提供資料を監査人加工）

※ 下線部分は、横須賀市観光立市推進基本計画策定後に実施された具体的な施策を示している。

市は、観光立市推進基本計画の策定後、観光案内所の移転、駅へのデジタルサイネージの設置、日本遺産構成文化財の活用、グルメ企画のキャンペーン等を実施して観光環境の向上や歴史・食の分野の観光情報の発信や取り組みを行っている。また、「横須賀再興プラン」に基づいて、「音楽・スポーツ・エンターテインメント」を新たな観光集客ツールとして新たな魅力を発信し、歴史だけでない新たな観光客層の獲得を目指すようになった。

音楽分野では横須賀発祥の地としてのジャズやロックを活用した「ヨコスカ街なかミュージック」などの取り組みが、スポーツ分野では「ウインドサーフィンワールドカップ」や「横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場の完成」、「横浜マリノス練習場の誘致」等の取り組みが、エンターテインメント分野ではアニメやゲーム音楽配信会社とのコラボレーション（「ポケモン GO」や「ワンピースイベント」等）が進められている。

これらの取り組みを行った結果、市は次のような変化を認識している。

- i) 民間企業とのコラボレーションにより、民間企業と連携し、民間企業の持つノウハウ、人材、資金を活用した取り組みにより、明るくハイセンスなイメージを発信し、新たな客層を誘引する効果が現れた。

（図表 4 I・1・11）民間企業とのコラボレーションによる効果

| 民間企業との連携    | 具体的な効果                                         |
|-------------|------------------------------------------------|
| ポケモン GO     | これまで横須賀に興味を持たなかった観光客の来訪<br>・ 猿島を訪れる女性客・外国人客の増加 |
| ワンピースイベント   |                                                |
| 猿島のアートイベント等 |                                                |

- ii) 民間企業と連携した新たな動きや魅力を発信していくことで、新しいヨコスカの動きを前向きに捉え関心を持って、横須賀で事業をしたい、投資をしたいという新たな市内外の民間企業が現れるようになった。

(図表 4 I -1-12) 施策と民間企業の参画例

| 市の施策                    | 民間企業の参画                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------|
| よこすかポートマーケットの<br>リニューアル | 民間企業がリニューアルをし、2022 年春にオープン予定                  |
| 旧三笠駐車場用地へのホテル<br>誘致・建設  | 市内 1 企業、市外 2 企業が公募に参加し、<br>2021 年 12 月に営業開始予定 |
| 猿島ビジターセンター              | 市内企業が建設し、2020 年 7 月オープン                       |
| e スポーツ<br>アーバンスポーツ      | 民間企業 5 社と連携                                   |
| 新規フェリー航路の就航             | 横須賀港と北九州港を結ぶ新規フェリー航路<br>が、2021 年に就航予定         |

- iii) 日本遺産とアニメ、プロジェクトマッピングなど、日本遺産に興味のない人も「音楽・スポーツ・エンターテインメント」とのコラボレーション（猿島でのアートイベント（センスアイランド）、浦賀ドックでのプロジェクトマッピング、ワンピースの猿島でのコラボイベント、ヨコスカ街なかミュージック等）により、日本遺産に親しむことができる取り組みが文化庁に認められた。

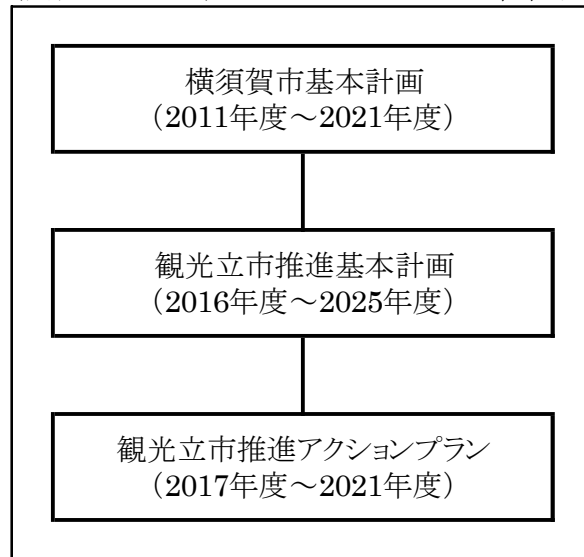
市は、今後も自然、日本遺産、近代歴史、スポーツ・音楽・エンターテインメントを融合させ、相乗効果により発信力を高め、他の地域との差別化を図りつつ、これまで横須賀に目を向けることが少なかった女性、ファミリー層、外国人などの誘客を行うため、都市として「楽しそう」、「面白そう」、「ワクワクする」といったイメージの発信を通じて新たな観光客数を増加させるとともに、再来訪の好循環をさせ、もって観光産業の成長と基幹産業化するよう取り組む方針であるという。

## (2) 観光立市推進アクションプランについて

アクションプランは、変化の激しい観光客のニーズに対応し、全部局一体となつて観光立市推進基本計画を着実に遂行するための実行計画として策定されている。

アクションプランは、2017 年度から 2021 年度の 5 年間を計画期間とし、2011 年度から 2015 年度の間に実行した「集客促進アクションプラン」の成果と課題を検証したうえで、今後の目標と実施する主要な事業を示す観光立市推進基本計画の実行計画として位置づけることにより、観光客数の増加、観光消費単価の上昇を促し、観光消費額の拡大に向けた具体的な取り組みを定めている。

(図表 4 I -1-13) アクションプランの位置付け



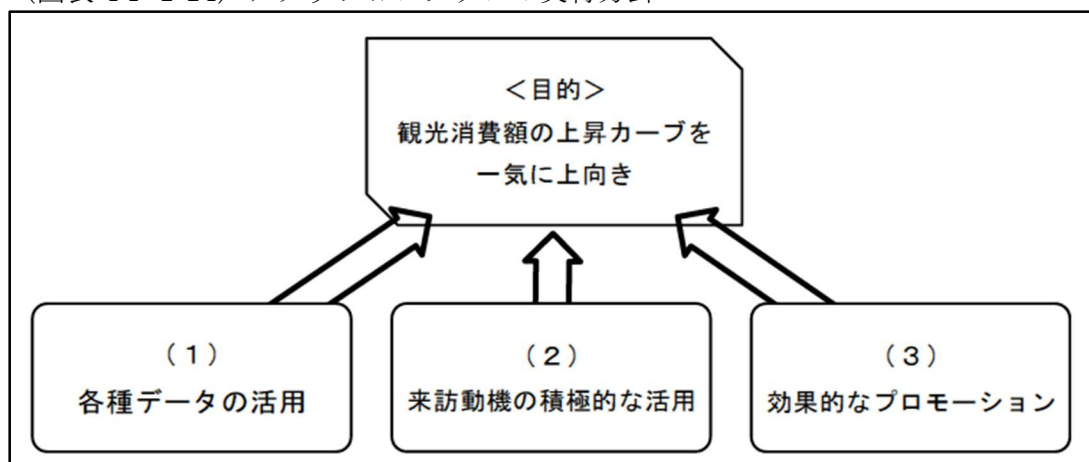
(出典：横須賀市観光立市推進基本計画を監査人が加工)

アクションプランは、事業者と連携しながら施策を進め、観光客の市内における消費活動を活発化させることで、観光消費額の上昇カーブを上向きにすることを目的としている。観光消費額を拡大させるため、観光客数の増加と観光消費単価の上昇が必要であるとしている。

$$\boxed{\text{観光消費額の拡大}} = \boxed{\text{観光客数の増加}} \times \boxed{\text{観光消費単価の上昇}}$$

アクションプランの目的を達成するため、「2つの要素へのアプローチ」に向けて、実行方針である「3つの仕掛け（観光マーケティング）」に基づいて施策を展開している。

(図表 4 I -1-14) アクションプランの実行方針



(出典：横須賀市観光立市推進アクションプラン)

観光立市推進基本計画において策定された 6 つの基本戦略及び施策の方向性を受けて、アクションプランの実行方針に基づいて、以下のように基本戦略に基づく主な施策を掲げている。

# ① 各種データの活用

| 基本戦略 | 主 な 施 策                                   |
|------|-------------------------------------------|
| 2    | ① 観光客（国内・訪日外国人）の状況、ニーズを把握する               |
|      | 事業開催ごとにアンケート調査を実施し活用                      |
|      | ビッグデータ・オープンデータ（RESAS など）の活用               |
|      | 集客数のカウント方法の統一化                            |
|      | ② 新たな魅力づくりのために地域資源をデータベース化する              |
|      | 食事、自然景観、体験型、歴史・史跡などに分類                    |
|      | ③ 収集したデータ・分析結果を関係事業者へ分かりやすく、活用しやすいように提供する |

# ② 来訪動機の積極的な活用

| 基本戦略 | 主 な 施 策                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | ① 地域資源間のストーリー性を持った周遊ルートを創出する                                                                      |
|      | 【東側周遊ルート】<br>YOKOSUKA 軍港めぐりを拠点とする代表的周遊ルート<br>（YOKOSUKA 軍港めぐり、ヴェルニー公園、世界三大記念艦「三笠」、猿島、よこすかポートマーケット） |
|      | 浦賀・久里浜を中心とした「開国の街」ルート<br>（浦賀ドック周辺、観音崎、横須賀美術館）<br>（ペリー公園、くりはま花の国、よこすか海辺の湯）                         |
|      | 「日本遺産」周遊ルート（一般公開やガイド付き公開）                                                                         |
|      | 【西側周遊ルート】<br>ソレイユの丘を拠点としたルート<br>（地場産農水産物の活用、すかなごっそとの連携、体験観光の充実化の推進）                               |
|      | 【広域連携を意識したルート】<br>三浦半島近隣地区を活用したルート                                                                |
|      | ② 全国的に認知されているグルメのブランド力の向上を図る                                                                      |
|      | よこすか海軍カレー、ヨコスカネイビーバーガーに関する取り組み                                                                    |
|      | ③ 地場産農水産物の認知度向上、ブランド化、販路拡大に向けた取り組みを推進する                                                           |
|      | 地産地消ショップの推進、海の幸フェアの開催、地産地消ガイドブックによる P R                                                           |
|      | ④ 横浜駅での大規模広告・キャンペーンによる集中 P R とグルメ企画を同時期に開催する                                                      |
|      | よこすか海軍カレー、ヨコスカネイビーバーガー、地場産農水産物など                                                                  |
|      | ⑤ 新たな施設の整備など、集客力のある公園の魅力を高める                                                                      |
|      | ソレイユの丘、くりはま花の国の充実                                                                                 |
|      | ⑥ 本市ゆかりの文化や歴史的資源を生かした取り組みを推進する                                                                    |
|      | 田戸台分庁舎（旧横須賀鎮守府司令長官官舎）の一般公開、ガイドツアーの                                                                |

| 基本戦略 | 主 な 施 策                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 実施、東京湾要塞跡（猿島砲台跡、千代ヶ崎砲台跡、走水低砲台跡を含む）の活用<br>旧軍港４市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）の連携による「日本遺産」を活用した取り組み                                   |
|      | ⑦ ウインドサーフィンW杯などの大規模スポーツ大会を誘致する                                                                                          |
|      | ⑧ 横浜 DeNA ベイスターズファーム公式戦などプロスポーツの試合開催を支援する                                                                               |
|      | ⑨ 国際会議、学会、スポーツ大会などを誘致する<br>誘致した国際会議、学会などに対する消費促進の支援                                                                     |
|      | ⑩ 横須賀集客促進実行委員会が主体となった取り組みを推進する<br>ドル街プロジェクト、サブカルチャー（アニメ・ゲームなど）の活用                                                       |
|      | ⑪ 地場産農水産物の魅力を活かした飲食を提供する<br>地産地消ショップを活用した周遊きっぷ商品化の仕掛けづくり<br>駐車場と食事をセットにした団体助成（ツーリズムバス助成）（小規模店舗の共同利用の推進）                 |
|      | ⑫ 本市の資源を生かした土産物の開発、販路拡大など、市内事業者のビジネスチャンス拡大に向けた取り組みを推進する<br>地場産農水産物の土産物としてのPR強化                                          |
| 2    | ⑬ 質が高く人気のある体験型観光などの企画を提案する<br>農・漁業体験、加工体験、工作体験、釣り、シーカヤック                                                                |
|      | ⑭ 米海軍横須賀基地関係者（居住者など）や訪日外国人観光客の増加に向けた「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の高い評価などを生かした市内周遊を推進する                                           |
|      | ⑮ 主要観光施設や商店街を対象とした訪日外国人観光客の受け入れに対する動機付け、環境整備に対する支援を行う<br>キャッシュレス対応の促進<br>Wi-Fi 環境の普及促進<br>商店街における外国人とのコミュニケーションツールの導入支援 |
|      | ⑯ スマートインターチェンジの整備を行う                                                                                                    |
|      | ⑰ 市内に不足している大型バスが駐車できる場所を確保する<br>既存駐車場（県立駐車場など）活用の検討                                                                     |
|      | ⑱ ホテルの誘致や既存ホテルの増床などへの支援、多様な宿泊形態の検討を行い、宿泊能力の向上を図る<br>オートキャンプ場・民泊の活用、客船の誘致など                                              |
| 5    | ⑲ 神奈川県、三浦半島４市１町と連携し「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の取り組みを推進する                                                                          |
|      | ⑳ 三浦半島観光連絡協議会（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市山町並びにこれら地域の観光産業に関わる団体）で集客促進のための共同PRを行う                                                    |
| 6    | ㉑ 観光関連産業の集積を図る<br>新しい製品・サービスを生みだすことを目的とした、観光ハッカソンなどの開催                                                                  |
|      | 創業支援セミナー、市内創業者支援利子補給金制度の活用                                                                                              |
|      | 創業者成長支援セミナー、中小企業経営改善資金利子補給金の活用                                                                                          |

### ③ 効果的なプロモーション

| 基本戦略 | 主 な 施 策                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2    | ① 地域資源に関する情報を旅行エージェントに提供すると共に、企画を提案して、ツアー造成を促進する<br>旅行エージェント向け視察ツアーの実施                                           |
| 3    | ② 観光案内板の見直しを行い、デジタルサイネージを設置する                                                                                    |
| 4    | ③ 観光案内所「スカナビ①」を横須賀中央駅前に移転する                                                                                      |
|      | ④ 認知度の高い地域資源や周辺エリアなどをイメージさせるキャッチフレーズを用いた情報発信を行う                                                                  |
|      | ⑤ 交通機関への広告掲出、コミュニティ紙、伝播力の高いメディア（FM ラジオ）などさまざまな媒体による情報発信を行う<br>メディアデスクの効果的な運用、雑誌などとのタイアップ企画                       |
|      | ⑥ SNS を活用した情報の発信を行う<br>横須賀倶楽部の活用<br>パワーブロガーなどの活用                                                                 |
|      | ⑦ 英語による情報の発信を行う<br>イベント内容の英語表記による情報発信（看板、チラシなど）、米海軍横須賀基地関係者（居住者など）向け英語版イベント情報の発信<br>英語版情報誌、ホームページ自動翻訳サービスによる情報提供 |
|      | ⑧ 英語版ホームページの充実を図る                                                                                                |
|      | ⑨ 市内外においてキャンペーンを実施する<br>高速道路のパーキングエリアやサービスエリアなどで実施<br>京急羽田空港、三浦半島広域観光案内所の活用<br>圏央道、さがみ縦貫道路とつながる地域へのPR            |
|      |                                                                                                                  |
|      |                                                                                                                  |
|      |                                                                                                                  |

（出典：文化スポーツ観光部作成資料）

## 1－2 観光振興に関する PDCA

### ① 観光振興に関する PDCA について

#### i) 横須賀市観光振興推進委員会について

横須賀市観光振興推進委員会（以下「委員会」という。）は、条例第 17 条に基づいて設置されている。

委員会は、観光立市推進基本計画やアクションプランに掲げられた施策や事業を推進するため、市内だけではなく市外の観光関連事業者等との連携により、市の観光振興に関する相互協力にとって重要な役割を担うものであると考えられる。

#### ii) 観光振興計画について

「横須賀再興プラン（横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」においては、市が重点的・戦略的に取り組む政策分野と具体的な施策として 4 つの柱を掲げた上で、柱ごとに数値目標を定め、重要業績評価指標（KPI）を設定している。

観光立市推進基本計画においては、市の強み・弱みの分析を行い、観光振興の

ための方向性を明示している。その上で観光立市の実現に向けて 6 つの基本戦略を策定し、施策の方向性を検討している。

アクションプランにおいては、観光立市推進基本計画で掲げられている 6 つの基本戦略に対して、主な具体的な施策を掲げ、観光消費額、観光客数、宿泊客数、観光バス駐車台数の 4 つの指標を定量的な目標値として設定している。また、その留意事項として「事業実施の効果予測と結果との乖離を確認し問題点を改善」する旨を記載している。

### iii) 観光振興に関連する目標設定について

市の観光立市の実現に向けた施策に対して、「横須賀再興プラン」、「横須賀市まち、ひと、しごと戦略」、観光立市推進基本計画及びアクションプランでは、下表のような重要業績評価指標（KPI）が設定されている。

（図表 4 I -1-15）観光客数及び観光消費額の目標値

| 項目    | 数値目標    |         |          |
|-------|---------|---------|----------|
|       | 2019 年度 | 2021 年度 | 2025 年度  |
| 観光客数  | 819 万人  | 950 万人  | 1,000 万人 |
| 観光消費額 | 506 億円  | 595 億円  | 636 億円   |

観光立市の実現に向けた上位の計画である「横須賀再興プラン」等においては、観光客数及び観光消費額といった定量的な数値目標は定められているものの、主な施策ごとの目標が定められていない。また、各施策に関する具体的な事業スケジュールが示されておらず、施策ごとの目標に対して各年度で具体的に何を実施するのか判別できない。

### ② 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                   | 監査手続                                              |
|-----------------------|---------------------------------------------------|
| PDCA サイクルが適切に運用できているか | 関係者へ質問するとともに、評価資料を閲覧し、PDCA サイクルが適切に運用されているかを検討した。 |

### ③ 実施結果

委員会は、2015 年度においては計 6 回開催され、2016 年度～2019 年度は毎年 1 回開催されている。



(図表 4 I -1-16) 横須賀市観光振興推進委員会の開催状況

| 年度      | 委員会開催日                                                     | 開催回数 |
|---------|------------------------------------------------------------|------|
| 2015 年度 | 7 月 30 日、8 月 19 日、10 月 19 日、11 月 19 日、<br>1 月 20 日、2 月 3 日 | 6 回  |
| 2016 年度 | 7 月 7 日                                                    | 1 回  |
| 2017 年度 | 10 月 18 日                                                  | 1 回  |
| 2018 年度 | 10 月 24 日                                                  | 1 回  |
| 2019 年度 | 10 月 2 日                                                   | 1 回  |

委員会の記録は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づいて、会議終了後に速やかに議事録を作成し、また議事録及び配布資料を市ホームページへの掲載により情報提供するものとされている。

○審議会等の設置及び運営に関する要綱 (抜粋)

|        |                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 11 条 | (議事録の作成)<br>1 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。<br>2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。                                   |
| 第 12 条 | (議事録等の公表)<br>1 公開した会議については、議事録及び第 10 条第 3 号に規定する傍聴者に配付する資料(以下この条において「配付資料」という。)を閲覧に供するため、総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。(以下、略) |

指摘 1 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について」

市は、横須賀市観光立市推進条例第 17 条に基づいて横須賀市観光振興推進委員会を開催している。審議会等の設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第 11 条においては、「所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。」と規定されている。委員会は、要綱第 2 条に定める審議会等に該当するため、会議終了後に議事録を作成する必要があるが、2016 年 7 月 7 日以降の会議要旨(議事録)が未作成であることから、委員会での議論の内容が不明である。議事録が未作成である理由は、議事録を作成する担当者が代わった際に、前任の担当者から後任の担当者へ必要な事項の引継ぎが十分になされなかったことであるという。

会議要旨は、委員会での審議内容や検討過程、課題やそれに対する善後策等の結果を明らかにするものであり、今後の施策や事業展開の立案等の検討において有用なものである。要綱に従って適時に会議要旨(議事録)を作成することが必要である。

## 指摘 2 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について」

市は、要綱第 12 条に基づき市のホームページにおいて、横須賀市観光振興推進委員会の開催案内や会議要旨、委員会資料等を情報公開しているが、監査の過程でホームページを査閲したところ、2016 年 7 月 7 日以降の委員会資料等が情報開示されていなかった。

本来であれば、前述の未作成である会議要旨を含め、委員会資料等とともに開示すべきであるが、少なくとも委員会資料等は開示しておく必要がある。ホームページによる情報提供は、市の観光振興に係る施策や方針、状況の把握を行うための重要な手段であり、市の説明責任の確保という重要な役割がある。

要綱に基づいて、適時に漏れなく正確にホームページに掲載することにより、市の情報開示にかかる説明責任を十分に果たすことが必要である。

## 意見 1 「横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について」

横須賀市観光立市推進条例第 18 条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、3 年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定されている。

市の観光振興に係る各種計画に関する全般的・概括的な内容は、庁外の観光関連事業者等も構成員とする「横須賀市観光振興推進委員会」で審議されることになっているが、前述のように過年度より会議要旨が未作成であることや、必要な情報がホームページにおいて公開されていないことを鑑みると、計画を策定して施策や事業を実行したものの、その後の検証が適時かつ十分になされているのか、また委員会の目的が十分に機能しているのか疑念が残る。

少なくとも会議要旨（議事録）が存在しなければ、委員会での検討内容や課題、それに対する善後策等の評価結果を市長や関係部署に的確に伝達することが困難であると考えられる。また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた適切な措置を講ずることができていないおそれがある。

観光振興は、市にとって重要な施策と位置付けられており、スピード感をもって効果的に進められるように、適時に会議要旨（議事録）や関連資料を取り纏め、委員会の意見が市長や関係部署に的確に伝達されているかどうか、また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検討されたい。

## 意見 2 「横須賀市観光立市推進基本計画における PDCA の運用について」

横須賀市観光立市推進条例第 18 条及び観光立市推進基本計画においては定期的（3 年を超えないごと）に計画の評価を行って計画の進捗状況や達成度合いを検討することにより必要な措置を講じることとされている。

市は、予算編成や決算手続、横須賀市基本計画や横須賀再興プランの見直しの過程で観光振興に係る施策の状況等を概括的に把握しており、施策として定めた事項を実施することで事業の実績としているとのことだが、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。

より高い水準で施策や事業が実施することができるよう、事業の目標としては可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定し、観光振興にかかる各種計画に関して PDCA サイクルをより具体的に運用し、毎年度見直し、中間報告等を実施することを検討されたい。

### 意見 3 「施策や事業ごとの KPI の設定と多様な効果測定の方法について」

市は、(図表 4 I -1-15) にあるように市の観光客数及び観光消費額に係る重要業績評価指標 (KPI) を設定しているが、その実現に向けた施策や事業ごとの具体的な数値目標や重要業績評価指標 (KPI) の設定が見受けられない。このため、施策単位、個別事業単位での効果予測や予め設定された目標値の乖離を確認して問題点を改善していく仕組みが不十分である。

観光振興に関する施策や事業の結果を評価するメルクマール (評価基準、判断基準) は、さまざま考えられるが、「観光客数」や「観光消費額」といった総合的な指標に加え、多面的な観点からの指標を取り入れることにより、成果や効果を客観的に評価し、分析できるようにされたい。例えば、宿泊施設ごとの稼働率や施設ごとの利用料収入 (売上高)、観光客の平均滞在日数、税収、観光事業者や雇用者数、キャンペーン等の実施件数などを KPI (数値目標) とし、その目標管理を行うことが一案である。観光客数といっても、例えば天候などの自然環境的な影響による分析、性別や年齢などの属性、日本人か外国人かなどの観光客数分析なども有用であろう。また、観光庁に設置されている「持続可能な観光指標に関する検討会」における会議資料 (日本版持続可能な観光指標の活用要領及び内容説明等) も活用されたい。

KPI (重要業績評価指標) を設定して明確化しておくことは、計画を効果的かつ効率的に実現するために必要不可欠である。KPI の設定に際しては、過去の実績や将来予測を勘案した上で、どのような意図をもって目指す水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。

事業に要するコストが過大でないかといった費用対効果の観点、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないように到達が予見できる低い水準に設定されていないか、一方で実態とかけ離れた高すぎる目標が設定されていないかなどに留意しつつ、事業環境を踏まえさまざまな観点から KPI を活用されたい。また、設定された KPI に関して事業活動が計画どおりに実施できているかどうかと

いう観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことにより実際にどのような成果（いわゆるアウトカム）が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。

#### 意見 4 「施策ごとの事業スケジュールの策定について」

定量的な目標設定に関連し、各施策に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。

計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、施策ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような事業を実施するのかをプランニングしスケジュール化することが望まれる。

#### 意見 5 「観光消費単価について」

市は、「横須賀再興プラン」等において、観光消費額について目標を設定している。観光消費額は「観光客数×観光消費単価」にて計算しており、当該単価は神奈川県が実施している「観光客消費動向等調査」の「三浦半島・鎌倉以外」（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）の単価を利用している。当該単価には、横須賀市以外の影響が加味されてしまうことから、必ずしも単価の上昇・下落が横須賀市に起因しない。また、該当地区の調査地点は「長井海の手公園 ソレイユの丘」、及び「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ 『うらり』」の 2 点のみであることから、市が行った観光施策の効果を計測する地点としては不十分である。

市の観光施策に関する効果を測定するために、観光消費額を利用する場合、横須賀市以外の要因により数値が変動することは望ましくない。このため、神奈川県の観光客消費動向等調査の内容に基づいて、横須賀市のみ単価を算定するなど、直接的な効果測定が可能な情報を収集することが望ましい。また、市独自でデータを入手することができないかについて別途検討されたい。

## 2 (企画課) 所管事業

### 2-1 国際会議等誘致事業

#### (1) 国際会議等誘致事業の概要

|       |                                                       |              |        |
|-------|-------------------------------------------------------|--------------|--------|
| 事業名   | 国際会議等誘致事業                                             |              |        |
| 事業の概要 | 国際会議や学会等の誘致を促進し、交流人口の拡大、新たなイメージの創出及び地域経済の活性化を行うものである。 |              |        |
| 当初予算額 | 1,160 千円                                              |              |        |
| 決算額   | 205 千円<br>(内訳)                                        |              |        |
|       | 節                                                     | 科目           | 金額(千円) |
|       | 09                                                    | 旅費           | 5      |
|       | 11                                                    | 需用費          | 0      |
|       | 19                                                    | 負担金、補助金及び交付金 | 200    |

本事業では、国際会議等の開催に対する支援（開催会場の紹介、市所管会場の優先予約、宿泊施設の紹介、観光案内情報の提供、お土産販売・ランチ手配のサポート等）及び補助金の交付を行っている。

補助金交付事業は、「国際会議等開催支援補助金交付要綱」に基づいて、国際会議等（会議、学会、シンポジウム、展示会等）の誘致を促進し、交流人口の拡大、新たなイメージの創出及び地域経済の活性化を図ることを目的とする補助金交付事業である。市内で開催される国際会議等の主催者に対して開催経費の一部を補助している。

#### (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                   | 監査手続                                                                                                    |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①補助対象が適切であり、公益上の必要性はあるか。              | 補助金交付要綱等を分析し、交付目的、補助対象事業、補助対象経費を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                              |
| ②補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか。 | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                            |
| ③補助金額の算定及び交付時期は適切であるか。                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

| 着眼点                               | 監査手続                                                                                                     |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④補助事業に係る実績報告が適切に行われているか。          | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であることを確認した。                                                                   |
| ⑤補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。 | ①補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②補助事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

### (3) 実施結果

本事業の当初予算が 1,160 千円であるのに対し、決算額は 205 千円と 2 割程度の執行にとどまっている。

市は、市内で国際会議等が開催されるよう、県内の大学や市内の研究機関、宿泊施設、旅行代理店等へ周知を行っており、また、ホームページ等の広報を通じて多数の問い合わせを受けている。支援件数は着実に伸びているが、補助金の交付対象とならない案件が多かったことが、執行率の低い理由であるとしている。今後も関係機関と情報共有をしながら、誘致に取り組んでいくこととしている。

執行率の低さを捉えれば、改善余地がありそうだが、市は積極的に誘致活動を実施しており、特に指摘すべき事項はない。

## 2-2 大規模スポーツ大会等誘致事業

### (1) 大規模スポーツ大会等誘致事業の概要

|       |                                                                          |              |        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|
| 事業名   | 大規模スポーツ大会等誘致事業                                                           |              |        |
| 事業の概要 | 海洋・アウトドアスポーツに適した環境を活かし、大規模スポーツ施設・大会などの誘致を行うとともに、大会をきっかけとした地域活性化を図るものである。 |              |        |
| 当初予算額 | 45,110 千円                                                                |              |        |
| 決算額   | 39,147 千円<br>(内訳)                                                        |              |        |
|       | 節                                                                        | 科目           | 金額(千円) |
|       | 09                                                                       | 旅費           | 120    |
|       | 11                                                                       | 需用費          | 24     |
|       | 12                                                                       | 役務費          | 29     |
|       | 19                                                                       | 負担金、補助金及び交付金 | 38,974 |

本事業は、ANA ウインドサーフィンワールドカップ横須賀・三浦大会の開催、全

日本ウインドサーフィンフリースタイル大会の誘致及び開催、大学等ウインドサーフィン部の合宿誘致及び実施、BMX フリースタイルジャパンカップ誘致に向けた検討及び調整を主な内容としている。

決算額のうち、38,708 千円はウインドサーフィンワールドカップの誘致に関するANA ウインドサーフィンワールドカップ横須賀・三浦大会実行委員会負担金等であり、300 千円は全日本ウインドサーフィンフリースタイル大会の誘致及び大学等ウインドサーフィン部の合宿誘致にかかるものである。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                   | 監査手続                                                                                                     |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。       | ①事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。     |
| ②契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。           | 契約手続について、法令及び規則の定めを照らして適切に実施されていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                           |
| ③補助対象が適切であり、公益上の必要性はあるか。              | 補助金交付要綱等を分析し、交付目的、補助対象事業、補助対象経費を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                               |
| ④補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか。 | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                             |
| ⑤補助金額の算定及び交付時期は適切であるか。                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。  |
| ⑥補助事業に係る実績報告が適切に行われているか。              | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であるかを確認した。                                                                    |
| ⑦補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。     | ①補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②補助事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

2-3 横須賀アートフェスティバル事業

(1) 横須賀アートフェスティバル事業の概要

|       |                                                                                                                                    |          |         |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 事業名   | 横須賀アートフェスティバル事業                                                                                                                    |          |         |
| 事業の概要 | 「アートのまち・横須賀」の実現に向けて、歴史遺産の活用や夜をテーマとしたアートイベントを実施し、街の活性化を図るとともに、既存の市民文化祭に参加型のプログラムを取り入れ、市民が気軽にアートに触れ、興味をもった市民が積極的に参加するきっかけを創出するものである。 |          |         |
| 当初予算額 | 12,890 千円                                                                                                                          |          |         |
| 決算額   | 11,026 千円<br>(内訳)                                                                                                                  |          |         |
|       | 節                                                                                                                                  | 科目       | 金額 (千円) |
|       | 01                                                                                                                                 | 報酬       | 2,347   |
|       | 04                                                                                                                                 | 共済費      | 368     |
|       | 08                                                                                                                                 | 報償費      | 25      |
|       | 09                                                                                                                                 | 旅費       | 72      |
|       | 11                                                                                                                                 | 需用費      | 683     |
|       | 12                                                                                                                                 | 役務費      | 2,653   |
|       | 13                                                                                                                                 | 委託料      | 4,452   |
|       | 14                                                                                                                                 | 使用料及び賃借料 | 56      |
|       | 18                                                                                                                                 | 備品購入費    | 369     |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                             | 監査手続                                                                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。    | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                     |
| ②事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。 | ①事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |



### (3) 実施結果

#### ① 横須賀アートフェスティバルの開催状況と結果について

横須賀アートフェスティバルは、毎年7月から11月にかけて、猿島及び中心市街地において、サマー・フェスティバルやオータム・フェスティバルとして開催される。

主なイベントとしては、久里浜地区の「久里浜 DAY」、浦賀地区の「浦賀 DAY」、衣笠地区の「衣笠アニマル DAY」がある。

#### i) 久里浜 DAY

久里浜 DAY は、「Yokosuka Art & Music Festival 2019」のオープニングイベントとして、久里浜商店街はろード通りにおいて、ライブやお子様向け絵画ワークショップ、楽器体験など幅広い世代が音楽やグルメ、ライブを一日楽しめるプログラムとして開催された。主な内容は、下表のとおりであり、事前の広報や当日のラジオ局の中継、参加アーティストの SNS による周知が大きな効果を生み、観客が溢れるほどの盛況となり、大いに喜ばれる結果になったという。

(図表 4 I -2-1) 久里浜 DAY における主なイベント内容

| イベント名           | 開催日時                            | 場所               | 主な内容                              |
|-----------------|---------------------------------|------------------|-----------------------------------|
| くりはまフェス<br>2019 | 2019 年<br>9 月 28 日<br>10 時～17 時 | 久里浜商店街<br>はろード通り | ヨコスカ街なかミュージック LIVE                |
|                 |                                 |                  | 初めての楽器体験                          |
|                 |                                 |                  | 青空こども美術室<br>present by 横須賀総合高校美術部 |
|                 |                                 |                  | 出張！ヨコスカ街なかピアノ                     |
|                 |                                 |                  | 地元店舗による出店                         |

#### ii) 浦賀 DAY

浦賀 DAY は、レンガドック 120 周年、浦賀奉行所開設プレ 300 周年を迎える浦賀で、昼間は音楽や文化体験、クルーズなどが楽しめる賑やかなイベントを開催し、夜間は歴史あふれる舞台にマッチしたレンガドック LIVE やプロジェクションマッピング（浦賀ドックの産業遺産にプロジェクションマッピングの投影を利用した集客を目指す）等で幻想的な空間を演出する内容が企画された。主な内容は、下表のように予定されていたが、台風 19 号の接近の予報を受け、来場者の安全を考慮した結果、開催が中止された。

(図表 4 I -2-2) 浦賀 DAY における主なイベント内容

| イベント名               | 開催日時 | 場所 | 主な内容                              |
|---------------------|------|----|-----------------------------------|
| URAGA<br>Historical |      |    | ヨコスカ街なかミュージック<br>× 第 72 回横須賀市民文化祭 |

|                   |                                  |                         |                                                   |
|-------------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------|
| Art Festa<br>2019 | 2019 年<br>10 月 13 日<br>10 時～21 時 | 住友重機械<br>工業(株)<br>浦賀工場内 | 第 72 回横須賀市民文化祭                                    |
|                   |                                  |                         | ヨコスカ街なかミュージック<br>レンガドック LIVE                      |
|                   |                                  |                         | URAGA NIGHT ART with<br>HISTORY<br>(プロジェクトマップピング) |
|                   |                                  |                         | レンガドック見学会&講演会                                     |
|                   |                                  |                         | ガイドとめぐる浦賀歴史クルーズ                                   |
|                   |                                  |                         | 第 3 回よこすか京急沿線ウォーク                                 |
|                   |                                  |                         | 飲食・観光 PR ブース                                      |

なお、2020 年 12 月、市に対して「住友重機械工業株式会社旧浦賀艦船工場の浦賀レンガドック」（面積：27,646.53 平方メートル、所在地：横須賀市浦賀 4 丁目 7 番 1 他）（以下「浦賀ドック」という。）の寄付の申し入れがあり、2021 年 3 月末の契約締結に向けて準備が進んでいる。

浦賀ドックは、国内最古級のレンガ造りのドックで歴史的価値が高く、駆逐艦の「長月」、青函連絡船の「十和田丸」、護衛艦「はるさめ」など多数の船舶を建造してきたが、2003 年に閉鎖されている。海水を出し入れできるドライドックとしては現存する希少な残されたレンガ造りである。

観光振興のため、周辺の環境整備を進め、産業遺産である浦賀ドックの展示等を通じて集客を目指すことで、市の活性化のため有効に活用されることを期待する。

### iii) 衣笠アニマル DAY

衣笠アニマル DAY は、衣笠山公園、衣笠商店街及び衣笠コミュニティセンターの 3 会場において、「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019」として、「動物」をテーマとしたアートや音楽のイベントが開催された。主な内容は、下表のとおりである。

（図表 4 I -2-3）衣笠アニマル DAY における主なイベント内容

| イベント名                                     | 開催日                              | 場所    | 主な内容                         |
|-------------------------------------------|----------------------------------|-------|------------------------------|
| KINUGASA<br>ANIMAL<br>ART<br>DAYS<br>2019 | 2019 年<br>10 月 25 日<br>～11 月 4 日 | 衣笠山公園 | みんなで作ろう！衣笠山動物園               |
|                                           |                                  |       | チェーンソーアート実演                  |
|                                           |                                  | 衣笠商店街 | 衣笠ハロウィン 2019                 |
|                                           |                                  |       | まん仲大市                        |
|                                           |                                  |       | kinuten 文化祭                  |
|                                           |                                  |       | ヨコスカ街なかミュージック LIVE           |
|                                           |                                  |       | ドキドキ★ワークショップ                 |
|                                           |                                  |       | 第 72 回横須賀市民文化祭<br>展示&ワークショップ |

|  |  |              |               |
|--|--|--------------|---------------|
|  |  | 衣笠コミュニティセンター | コーラスや体操の発表    |
|  |  |              | 書道やパッチワーク等の展示 |
|  |  |              | 陶芸や七宝焼き       |
|  |  |              | 竹細工等の販売       |
|  |  |              | 竹細工やお茶席の体験    |

衣笠山公園と衣笠商店街がメイン会場となり、特に衣笠山公園では廃材から生まれたエコアート（廃材を活かした動物オブジェを作製する。）等を活かしたイベントを行っている。衣笠山公園に設置されている動物の木製造形物を活用するなどアート展示などの取り組みを実施したり、地元のハロウィンイベントに合わせ、アートイベントを開催し誘客を図る等を行っている。

市は、本事業は単に来場者数を増やすこと自体を目的とするのではなく、地域の商業振興、商店街や学校等の地域における連携する仕組みづくりを目的とした取り組みであり、地域活動の活性化を目指す位置付けでもあるとしている。

それぞれのイベントの目標来場者数及び実際の来場者数の結果は、下表のとおりである。

（図表 4 I -2-4）地区別の目標来場者数及び実際来場者数

| イベント名      | 目標来場者数<br>(人) | 実際来場者数<br>(人) | 目標達成率  |
|------------|---------------|---------------|--------|
| 久里浜 DAY    | 5,000         | 5,000         | 100.0% |
| 浦賀 DAY     | -             | -             | -      |
| 衣笠アニマル DAY | 10,000        | 8,312         | 83.1%  |

久里浜 DAY の実際来場者数は、参加した商店街等が独自で集計した数値に基づいて測定している。

衣笠アニマル DAY は、衣笠地区の 3 会場に分かれて開催されている。それぞれの会場の目標来場者数及び実際の来場者数の結果は、下表のとおりである。

（図表 4 I -2-5）衣笠地区会場別の目標来場者数及び実際来場者数

| 会場           | 目標来場者数<br>(人) | 実際来場者数<br>(人) | 目標達成率  |
|--------------|---------------|---------------|--------|
| 衣笠山公園        | 2,000         | 1,158         | 57.9%  |
| 衣笠商店街        | 4,500         | 3,870         | 86.0%  |
| 衣笠コミュニティセンター | 1,000         | 784           | 78.4%  |
| 学校等          | 2,500         | 2,500         | 100.0% |
| 合計           | 10,000        | 8,312         | 83.1%  |

市は、衣笠商店街のイベントに関して大々的な広報を行ったが、他地域のハロウィンイベントと重なったこと、商店街では日曜日を定休日とすることが多く人通りが少ないこと、商店街に来る年齢層が高く作業を行える人手が少ないことが、来場者数が伸びなかったことと考察している。

なお、前述のとおり、本事業は商店街や市民文化祭参加団体、学校等（三浦学苑や横須賀高校など）が連携してイベントを開催することにも重要な意義がある。

#### 意見 6 「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019 の結果について」

衣笠地区で開催された「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019」の目標来場者数は 10,000 人に設定されていたが、実際の来場者数は 8,312 人と、目標に未達（達成率=83.1%）であった。このイベントは、衣笠コミュニティセンター会場、衣笠商店街会場及び衣笠山公園会場等で開催され、このうち衣笠山公園については、目標来場者数 2,000 人に対して、実際の来場者数が 1,158 人と大幅な未達（達成率=57.9%）であった。

市は、「動物」をテーマとして衣笠山公園の魅力を高めつつ、キッズウィークのスタンプラリーや子供たちへのプレゼントを用意するなど来園数の増大を図っている一方で、衣笠地区における商店街や衣笠山公園指定管理者、市民文化祭参加団体、学校等（三浦学苑、横須賀高校など）の地元団体に対するコーディネートが不十分であるため、相互に連携が十分に図れていないことが目標未達の一因であると考えられる。

地元団体がより一層相互に密接な連携を図ることができるよう、市はコーディネートを進め、来場者数を更に増大させ、目標値を達成されたい。

#### 意見 7 「衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について」

衣笠山公園は他の会場や衣笠駅から離れており、直通バスがなく交通の便がよいことに加え、周辺駐車場の台数も少ない状況にある。

衣笠山公園へのアクセス方法としては、車両によるケースと徒歩によるケースが考えられる。車両の場合、公園進入路が狭いため公園駐車場までバスなどの大型車が通行できないことに加え、公園駐車場は 15 台分しかなく周辺駐車場の台数も少ない状況にある。一方、徒歩の場合、最寄りの JR 衣笠駅から離れており、衣笠駅から路線バスを使ったとしても衣笠山公園最寄りのバス停から公園入口までは徒歩 10 分程度を要するなどアクセスが不便な状況である。

監査人が、JR 衣笠駅から衣笠山公園まで徒歩により向かったところ、50 分程度を要し、また道中、公園への案内板が少なく、県道にある狭い歩道を歩くことになり、子連れで公園に向かうには危険、困難であると感じた。多くの親子連れが狭い歩道を歩く姿は想像しがたい。また、衣笠山公園までの道のりを案内する標識は、

衣笠駅から地図を持たない観光客にとって重要な道標になるもので、観光客の利便性を向上させることができる。

衣笠地区では、子ども向けのキッズウィークシールラリーや「みんなで作ろう！衣笠山動物園」等の各種イベントが多数開催されており、より多くの集客を期待するのであれば、親子連れが徒歩により安全で楽しくハイキング感覚で公園までアクセスできるような歩道の整備や、直通バスや送迎用バス等で衣笠駅から公園入口までを車移動できる手段を検討されたい。加えて、衣笠山公園までの案内標識を増やすことにより、衣笠駅から衣笠山公園までの道のりをより明確に案内することが望まれる。また、公園駐車場の台数増加の一案として、例えば広大な公園敷地の一部を駐車場化するなどして駐車台数の確保に関しても検討されたい。



## 2-4 街なかミュージック支援事業

### (1) 街なかミュージック支援事業の概要

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 街なかミュージック支援事業                                                                      |
| 事業の概要 | 横須賀の街なかをステージとした音楽ライブの場を設定し、常に音楽を楽しめる横須賀の街を構築するため、横須賀市内各所で市内の音楽団体、商店街、事業所などと連携した音楽ラ |

|       |                                                                                |          |         |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
|       | イブを実施するとともに、横須賀で活動する音楽アーティストの情報やイベント情報等の発信を行い、常に音楽にあふれた、ワクワクする街づくりを進めていくものである。 |          |         |
| 当初予算額 | 7,290 千円                                                                       |          |         |
| 決算額   | 4,698 千円<br>(内訳)                                                               |          |         |
|       | 節                                                                              | 科目       | 金額 (千円) |
|       | 08                                                                             | 報償費      | 0       |
|       | 09                                                                             | 旅費       | 53      |
|       | 11                                                                             | 需用費      | 533     |
|       | 12                                                                             | 役務費      | 27      |
|       | 13                                                                             | 委託料      | 3,883   |
|       | 14                                                                             | 使用料及び賃借料 | 202     |

本事業の実施に関しては、公益財団法人横須賀芸術文化財団（以下「財団」という。）に業務委託をしており、過年度より随意契約を締結している。

市は、本件事業の業務委託先として、以下を理由に財団を選定し随意契約先としている。

- ・事業の即効性を保つため市内外の音楽団体と素早く連携できる関係にあること。
- ・実施する横須賀市内地区の特性を十分理解している必要があること。
- ・演奏場所の提供者や演奏者に対して音楽に関する技術的な助言等ができる必要があり演奏企画の経験を有する必要があることから、性質又は目的上、入札に適さないこと。
- ・財団は音楽の公演や貸し施設を行う横須賀芸術劇場を管理・運営しており、音楽に関する技術的な知識に加え、市内外の音楽関係団体等の情報に精通していること。
- ・演奏企画や舞台制作、プロモーション、専属の合唱団の運営など音楽に関するあらゆる分野に十分な経験と技術を有する団体であること。
- ・団体が保有するメルマガや **Twitter** についても、多数の会員やフォロワーを抱えており、市内外に対して突出して高い発信力を持つ団体であること。

また、市は誰もが音楽を奏でることのできる機会の充実を目指し、市内へのピアノの設置を目指しており（ヨコスカ街なかピアノ）、寄付申出者より音楽あふれる街づくりへの寄与を目的としたアップライト型ピアノの寄贈を受け入れている。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                             | 監査手続                                                                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。    | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                     |
| ②寄付物品の取得手続が適切に行われているか。          | 寄付物品に関して、寄附受納の手続の妥当性を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                      |
| ③事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。 | ①事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

### 3 (文化振興課) 所管事業

#### 3-1 ルートミュージアム整備事業

##### (1) ルートミュージアム整備事業の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|--------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|--------|
| 事業名   | ルートミュージアム整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 事業の概要 | <p>市の観光振興のために、以下の施策を実施し、年間 15 万人の観光客動員を目指す。</p> <p>（ア）ヴェルニー公園内にティボディエ邸を活用したガイドンスセンターを整備</p> <p>（イ）市内に点在する近代化遺産などをサテライトとして整備し、ガイドンスセンターでサテライトを案内する機能を持たせ、新たな周遊ルートを創出し集客の促進を図る。</p> <p>（ウ）観光資源の中核拠点としてルートミュージアムを構築し、2021 年春※にガイドンスセンターを開館</p> <p>※当初 2021 年 2 月の開館を予定していたが、新型コロナウイルス、及びミュージアム内での展示の充実を図るために開館を若干遅らせることとなった。なお、ミュージアム内の展示の充実に係る 2020 年 9 月の補正予算は 41,470 千円である。</p>                                         |        |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 当初予算額 | 173,763 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 決算額   | <p>33,037 千円</p> <p>（内訳）</p> <table><tr><td>節</td><td>科目</td><td>金額（千円）</td></tr><tr><td>09</td><td>旅費</td><td>49</td></tr><tr><td>11</td><td>需用費</td><td>72</td></tr><tr><td>13</td><td>委託料</td><td>32,916</td></tr></table> <p>当初予算額、予算現額にはガイドンスセンターの工事請負費が含まれていたが、新型コロナウイルス及び令和元年に行った実施設計業務等が若干遅れたため繰越となった。</p> <p>なお、委託料は主として「にぎわい創出事業 VR 等活用業務委託（12,725 千円）」、「（仮称）横須賀市近代遺産ガイドンスセンター新築工事实施設計業務委託（6,000 千円）」である。</p> | 節      | 科目 | 金額（千円） | 09 | 旅費 | 49 | 11 | 需用費 | 72 | 13 | 委託料 | 32,916 |
| 節     | 科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 金額（千円） |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 09    | 旅費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 49     |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 11    | 需用費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 72     |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |
| 13    | 委託料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 32,916 |    |        |    |    |    |    |     |    |    |     |        |

##### (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                          | 監査手続                                                                                     |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①ルートミュージアム事業における目標値(想定観光客数)は、再興プラン等と整合しているか。 | 再興プランにおける年間目標観光客数と最も大きく新たな観光客を見込むことができるミュージアム事業の想定観光客数に整合性があるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ②事業はルートミュージアム事業計画の想定通りに進捗しているか。              | ルートミュージアム事業について、当初策定したルートミュージアム事業計画の想定通りに進捗しているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。               |



| 着眼点                          | 監査手続                                             |
|------------------------------|--------------------------------------------------|
| ③契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。 | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

### (3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

## 3-2 指定管理者事業

＜指定管理者制度とは＞

従来、体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から、管理する主体は市か公共的団体等に限られていた。しかし、2003年6月の地方自治法改正により、民間事業者（民間団体）でも「公の施設」の管理が可能となり、民間事業者のノウハウの活用や経費の縮減などを通して、市民サービスの向上を図ることが可能となった。当該制度が指定管理者制度である。

従来の契約の形態ではなく、市に代わって管理する代行の形態をとることで、施設の「使用許可」などの行為も指定管理者が行うことができるようになった。指定管理者制度導入後、「公の施設」の管理は市が直営で管理するか、指定管理者が管理することになっている。従来の管理委託制度と指定管理者制度の相違点は以下のとおりである。

(図表 4 I -3-1) 従来の管理委託制度と指定管理者制度の比較表

| 項目       | 従来の管理委託制度                                | 指定管理者制度                                                                                      |
|----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理運営主体   | 公共団体、公共的団体、市の出資法人等に限定                    | 民間事業者を含む幅広い団体（個人を除く）NPO 法人等でも可。                                                              |
| 権限と業務の範囲 | 施設の設置者である市との契約に基づき、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 | 施設の管理に関する権限を包括的に指定管理者に委任する。施設の使用許可も行うことができる。                                                 |
|          | 施設の管理権限、責任は設置者である市が担い、施設の使用許可権限は委託できない。  | 市は、直接管理権限の行使は行わないが、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じ指示を行う。指定管理者が指示に従わないときは、指定を取り消したり、管理業務の停止を命ずることができる。 |

| 項目        | 従来の管理委託制度 | 指定管理者制度                                                     |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 条例で規定する内容 | 管理委託させること | 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲その他必要な事項。                    |
| 契約        | 委託契約      | 協定<br>指定管理者の指定（＝行政処分）は、地方自治法上の契約に該当しないため、同法に規定する入札の対象とならない。 |

横須賀市では、従来から多くの施設管理を外部委託し、管理経費の削減等を図ってきており、地方自治法改正後においても積極的に指定管理者制度の導入を図っている。しかし、市には約 700 の「公の施設」があり、施設の性格や設置目的は様々であるため、指定管理者制度の導入にあたっては市が策定した「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき、施設ごとに指定管理者制度の適用について検討したうえで、各施設の管理方針を決定している。

指定管理者制度の導入を決定した場合には、以下の指定管理者の指定の手續等を行う。

（図表 4 I -3-2）指定管理者の指定の手續等

| 手續       | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の募集 | <p>i) 原則として公募するものとする。ただし、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとする。この場合も、公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする。</p> <p>なお、公募を行わない施設は以下のとおりである。</p> <p>ア 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設</p> <p>イ 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設</p> <p>ii) 指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の設置条例について必要な改正等を行い、管理の基準や、業務の範囲について明確に示すこと。</p> <p>iii) 募集にあたっては、施設の概要、申請する団体の資格、提出書類など必要な事項を明示すること。</p> <p>募集にあたっては、広報紙、ホームページ、市報などの広報手段を活用し、広く情報提供に努めること。</p> <p>iv) 公募する場合は、募集の開始から申請締め切りまで特段の理由のない限り 30 日間以上設けること。</p> |

| 手続            | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の指定期間の設定 | <p>サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、4年（現在は5年）を標準に適切な期間を個別に設定することができるものとする。</p> <p>＜個別に検討が必要となる施設の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 医療施設等、利用者への継続的なサービスの提供及び人材確保の観点から期間の長期化が望ましい施設</li> <li>ii) 期間を長期化することにより、指定管理者による大規模な設備投資が期待できる施設</li> </ul>                                               |
| 利用料金制度の設定     | <p>指定管理者が利用料金として収受できない場合を除き、次の視点から積極的に利用料金制度（承認料金制を含む。以下同じ。）の導入を検討するものとする。</p> <p>＜検討の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 施設の利用料金のみで施設運営が可能な独立採算施設には、原則として利用料金制を導入する。</li> <li>ii) 利用料金のみでは収支の採算がとれないような施設であっても、集客や施設利用の促進が収入の増につながり、指定管理者の自主的な経営努力を引き出すことが可能と考えられる施設については、利用料金制の導入を積極的に検討する。</li> </ul> |
| 債務負担行為の設定     | <p>指定管理者に対し、指定管理料を支出する施設については、指定管理者の更新を迎える施設から順次、指定期間中の指定管理料に相当する額の債務負担行為を設定する。</p> <p>ただし、利用料金制度を採用する施設のうち、一部の施設管理経費を指定管理料で賄う施設において、主たる利用料金収入が社会保障費（自立支援費、介護保険料等）など制度変更により変動する可能性のある施設や何らかの要因により指定期間中の指定管理料の見込みが立たない施設については、債務負担行為を設定しないものとする。</p>                                                                    |
| 指定管理者の選考      | <p>指定管理者の選考にあたっては、次の事項を総合的に検討し選考を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 基礎項目評価<br/>財務状況、管理実績、労働基準、障害者雇用、所在地区分</li> <li>ii) 提案評価<br/>法令遵守、施設管理、利用者への配慮、リスクへの対応、障害者及び男女共同参画への配慮、地域貢献、人員体制、施設ごとの独自基準、指定管理料</li> </ul>                                                                                     |
| 選考委員会の設定      | <p>選考にあたっては、選考委員会を設けることとする。なお、選考委員会は原則として5名で構成し、委員の過半数は市職員以外の有識者等とする。また、利用する市民や学識者等の意見も聞くことができるものとする。</p>                                                                                                                                                                                                              |

| 手続           | 内容                                                                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選考における透明性の確保 | 選考の透明性をより高めるため、原則として選考委員会を公開する。ただし、募集条件の検討及び財務状況など申請団体の評価に関する意見交換は非公開とする。<br>なお、選考過程や選考結果については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表する。 |

指定管理者制度導入後、所管する部課等は、次の対応を行う。

(図表 4 I -3-3) 指定管理者制度導入後の対応

| 手続                                   | 内容                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者による施設管理運営状況の把握及び必要な指示（指定管理者の監督） | 原則として毎月実施する施設の現地確認調査や指定管理者から毎月または毎年提出される書類をもとに、指定管理者の業務の執行状況等を確認し、必要があれば指示及び改善指導を行う。                                                                                                               |
| 指定管理者評価の公表                           | 指定管理者の施設管理運営状況の評価は、市ホームページ等で公表する。                                                                                                                                                                  |
| 施設利用者の意見の継続的な聴取及びその反映                | 施設には、原則として意見箱を設置し、利用者からの意見を継続的に聴取すること。また、当該意見箱に寄せられた利用者からの意見とその回答は施設内に掲示し、適切な施設管理と施設利用者の利便性・満足度の向上に資するものとする。<br>なお、利用者からの意見は、上記のほか様々な方法により幅広く聴取し、今後の施設の管理のあり方の検討及び指定管理者募集の際の条件の設定に反映させるよう努めることとする。 |
| 次期の指定管理者の要件や指定期間等の検討                 | 市民、指定管理者などからの意見等を参考にしつつ、市民サービスの向上の観点から指定管理者の業務範囲や管理経費の負担のあり方などを見直し、次期の管理要件等に反映させるものとする。                                                                                                            |

### 3-2-1 芸術劇場管理事業

#### (1) 芸術劇場管理事業の概要

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 芸術劇場管理事業                                                       |
| 事業の概要 | 市民に舞台芸術及び音楽芸術に親しむ場を提供して市民の文化の向上を図るために設置された芸術劇場の運営・管理に関する事業である。 |
| 当初予算額 | 555,087 千円                                                     |

|     |                    |             |         |
|-----|--------------------|-------------|---------|
| 決算額 | 553,431 千円<br>(内訳) |             |         |
|     | 節                  | 科目          | 金額 (千円) |
|     | 09                 | 旅費          | 5       |
|     | 11                 | 需用費         | 2,294   |
|     | 12                 | 役務費         | 595     |
|     | 13                 | 委託料         | 405,119 |
|     | 18                 | 備品購入費       | 3,364   |
|     | 19                 | 負担金、補助及び交付金 | 142,054 |

芸術劇場の管理・運営に関する業務は、芸術劇場条例第 4 条に基づき、公益財団法人横須賀芸術文化財団が指定管理者に指定されている。

#### ① 施設の概要

| 所在地                      | 開設年月日              | 主な施設                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀市本町<br>3-27<br>(芸術劇場) | 1996 年<br>2 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大劇場「よこすか芸術劇場大劇場」収容 2,000 人（客席 1,806 席、車椅子席 4 席）</li> <li>・小劇場「ヨコスカ・ベイサイド・ポケット」収容 600 人（客席 200～574 席）</li> <li>・リハーサル室大：約 300 平方メートル、小：約 200 平方メートル</li> </ul> |

#### ② 指定管理者制度の概要

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定期間         | 9 年間(2014 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日※)<br>※2022 年 3 月 31 日までであったが、2020 年 12 月議会にて 1 年間の期間延長が決定された。                                                                                                                                                                            |
| 指定管理者業務内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 芸術劇場及びベ이스クエア・パーキングの使用の許可に関すること</li> <li>2. 芸術劇場及びベ이스クエア・パーキングの施設及び設備の維持管理に関すること</li> <li>3. 舞台芸術及び音楽芸術に関する事業の企画及び実施に関すること</li> <li>4. 舞台芸術及び音楽芸術に関する団体の育成に関すること</li> <li>5. 舞台芸術及び音楽芸術に関する情報の収集及び提供に関すること</li> <li>6. その他</li> </ol> |
| 指定管理者の主な運営財源 | 利用料金制度を採用している。ただし、指定管理料に基づく収入が最も大きな割合を占めている                                                                                                                                                                                                                                    |

### ③ 指定管理者の選定手続

|            |                                                    |
|------------|----------------------------------------------------|
| 指定管理者の募集方法 | 公募                                                 |
| 指定管理者の選定方法 | 3 団体より応募があり、選考委員 6 名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。 |

### ④ 指定管理者の概要

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の名称                     | 公益財団法人横須賀芸術文化財団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 指定管理者の組織形態                   | 公益財団法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 指定管理者に対する市の評価<br>(2019 年度評価) | <p>8 年間の指定管理期間の 6 年目であったが、引き続き、年間を通して施設の管理運営及び普及、育成、サービス事業等は、仕様書に基づき良好に行われていた。利用状況については、2 月後半以降、新型コロナウイルスの影響により感染拡大防止対策として利用が制限されたため、利用日数、利用料収入等が大幅に減少したが、1 月までは好調を推移した。特に大劇場は長期・時間外利用を受け入れたため、稼働率はプラスとなった。今後、キャンセルになった利用者に再度利用していただけるよう営業活動や広報活動により注力されることを期待したい。</p> <p>i) 自主公演事業<br/>自主公演事業は、大小劇場合わせて 39 事業 50 公演を実施し、市民等へ鑑賞の場の機会を積極的に提供するために、可能な限り内容・質ともに高い公演をリーズナブルな料金で鑑賞できるよう努めたことは評価したい。</p> <p>また、お客様の声を聞く取り組みとして来場者アンケートを実施し、約 97%のお客様から高い満足度を得たことは評価できる。今後もアンケート結果を分析し、事業展開に役立ててもらいたい。</p> <p>ii) 育成事業<br/>育成事業としては、劇場専属の合唱団の運営及び若手アーティスト学校派遣プログラムの実施を通じて、市民等へ発表の場や舞台・芸術活動に参加できる機会を提供したことを評価する。</p> <p>また、隔年開催の「第 18 回世界オペラ歌唱コンクール『新しい声 2019』オーディション in Yokosuka」の開催や長年継続している「フレッシュ・アーティスト from ヨコスカ」リサイタル・シリーズの実施とサポートメンバーの募集など、若く才能ある芸術家の発掘とその活躍の場の提供に努めたこととして評価する。</p> <p>その他、各種音楽コンクールの開催支援や、高校生や大学生を対象に無料鑑賞モニター制度を設定するなど</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>明日の文化の担い手を育成する面での事業展開も評価したい。</p> <p>iii) その他</p> <p>その他サービス事業として、「横須賀芸術劇場プレミアム倶楽部」の運営、広報誌「劇場ニュース」の発行、インターネットによるチケット販売、託児サービス等を実施し、継続して積極的にサービス向上に努めていると認められた。</p> <p>横須賀芸術文化財団には、今までの劇場運営で培ったノウハウを十分に発揮して、安定した運営を続けることをお願いするとともに、現在は新型コロナウイルスの影響で先が見えにくい状況ではあるが、より計画的な施設運営、事業展開に取り組み、かつ横須賀市の文化芸術の振興に積極的に寄与する施設となることを引き続き期待したい。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⑤ 指定管理料・利用料金・施設稼働率の推移

(図表 4 I -3-4) 指定管理料の推移

(単位：千円)

| 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 399,085 | 399,085 | 399,085 | 399,085 | 399,085 | 405,118 ※ |

※ 2019 年度の対前年度比増加額 6,033 千円の内訳は以下のとおりである。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| (A) 2019 年 10 月 1 日の消費税率改定による影響額              | 3,696 千円 |
| (B) 消費税率改定時に利用料金を値上げしなかったことに伴う影響額の指定管理料への上乗せ額 | 1,986 千円 |
| (C) 利用料金改定に向けたシステム改修費用                        | 351 千円   |

(図表 4 I -3-5) 利用料金の推移

(単位：千円)

| 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 131,504 | 126,301 | 130,194 | 134,857 | 114,880 | 122,154 |

(図表 4 I -3-6) 稼働率の推移

| 施設名     | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 ※        |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|
| 大劇場     | 74.9%   | 70.1%   | 80.4%   | 85.1%   | 87.5%   | 80.0%<br>(85.2%) |
| 小劇場     | 67.3%   | 69.0%   | 66.3%   | 72.0%   | 71.5%   | 72.0%<br>(76.1%) |
| 大リハーサル室 | 59.8%   | 55.5%   | 42.9%   | 46.0%   | 55.8%   | 49.6%<br>(52.0%) |
| 小リハーサル室 | 84.8%   | 80.2%   | 68.9%   | 63.4%   | 72.1%   | 56.4%<br>(59.8%) |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

※ 括弧書きは 2019 年 4 月～2020 年 1 月の稼働率。新型コロナウイルスの関係で 2020 年 2 月・3 月は施設の閉鎖を行っており稼働率が下がっている。

⑥ 指定管理者への市の指導、監督状況

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 事業報告書の収受 | 事業年度終了後 5 月 31 日までに収受                 |
| 業務報告書の収受 | 毎月 20 日までに前月分を収受                      |
| 実地調査の状況  | 前月の管理運営に関する事情聴取<br>施設等の維持管理に係る聴取と現場確認 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                 | 監査手続                                                             |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①指定管理料の積算は根拠資料に基づいて適切に行われているか       | 指定管理料の積算手続が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                |
| ②事業報告及び財務諸表のモニタリングが規則の定めに従って行われているか | 指定管理者に対するモニタリングが規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。    |
| ③納入された備品について適切に検収が行われているか           | 納入された備品について所管課での検収が適切に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。          |
| ④指定管理契約が効果的な設計となっているか               | 指定管理が観光客動員や市内における芸術振興に対して効果的な契約となっているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

意見 8 「芸術劇場利用料金改定のタイミングについて」

市は、2019 年 7 月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020 年 4 月 1 日に芸術劇場の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の 2019 年 10 月には芸術劇場の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。

芸術劇場の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の 2 回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方



②の改定については、芸術劇場の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。

### 指摘 3 「共同購入時の検収について」

文化振興課は、自動体外式除細動器（AED）の購入（105 千円）において、経済合理性の観点から公園管理課との共同購入を行い、公園管理課で一括して執行事務を実施し、芸術劇場への納品を受けた。しかし、当該備品の納品・検収時において、公園管理課に宛てた契約執行事務依頼の文書において、公園管理課が共同購入を行った際の検査人は「文化振興課の職員」が行うとしていたにも関わらず、文化振興課では検査書の作成が行われておらず、公園管理課の検査書のコピーが添付されている。

契約事務取扱規程第 11 条「検査の範囲」において、物品の購入に関する検査は主管課が行うものとされている。また、同規程第 14 条「検査等の結果報告」において、検査を行った場合検査書により主管部長等への報告を行うこととされている。

本件における主管課は、契約執行事務依頼文書において検査人を文化振興課の職員とすると記載している以上、文化振興課であると考えられる。共同購入時の検査のルールが市内で不明確であったため、文書と異なり、検査書の作成が漏れたとのことであるが、現状では主管課である文化振興課として検査・検収を行ったことが説明できない状態となっている。現状の契約事務取扱規程に従う場合、主管課が検収を行うことが必要である。

一方、共同購入において一か所に納品される場合など、効率性の観点から特定部署がまとめて検収を行うことも考えられる。この場合、規程との整合性を図りつつ、契約執行事務依頼文書を発行する時点で代表となる主管課を明確にし、検査人・立会人を代表主管課の職員にすることが必要である。

## 3-2-2 文化会館等管理事業

### (1) 文化会館等管理事業の概要

|       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 文化会館等管理事業                                                    |
| 事業の概要 | 市民の文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする文化会館及びその分館たるはまゆう会館の運営・管理に関する事業である。 |
| 当初予算額 | 157,596 千円                                                   |

|     |                    |       |         |
|-----|--------------------|-------|---------|
| 決算額 | 158,886 千円<br>(内訳) |       |         |
|     | 節                  | 科目    | 金額 (千円) |
|     | 12                 | 役務費   | 105     |
|     | 13                 | 委託料   | 157,962 |
|     | 18                 | 備品購入費 | 819     |

文化会館・はまゆう会館の管理・運営に関する業務は、文化会館条例第4条に基づき、よこすか文化パートナーズが指定管理者に指定されている。

### ① 施設の概要

| 所在地                                                                                                                 | 開設年月日              | 主な施設                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横須賀市深田台 50 番地<br>(文化会館)<br>       | 1965 年<br>5 月 29 日 | (文化会館)<br>・大ホール (定員 1,216 人収容)<br>・中ホール (定員 250 人)<br>・展示室<br>・市民ギャラリー (2 ギャラリー)<br>・会議室 (6 室) |
| 横須賀市衣笠栄町 1 丁目 47 番地 (はまゆう会館)<br> | 1983 年<br>10 月 1 日 | (はまゆう会館)<br>・ホール (定員 526 人収容)<br>・展示ギャラリー<br>・多目的室<br>・リハーサル室<br>・談話室 (2 室)                    |

### ② 指定管理者制度の概要

|              |                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 指定期間         | 4 年間(2018 年 04 月 01 日から 2022 年 03 月 31 日)                               |
| 指定管理者業務内容    | 1 文化会館及びはまゆう会館の使用の許可に関すること<br>2 文化会館及びはまゆう会館の施設及び設備の維持管理に関すること<br>3 その他 |
| 指定管理者の主な運営財源 | 利用料金制度を採用している。ただし、指定管理料に基づく収入が最も大きな割合を占めている                             |

### ③ 指定管理者の選定手続

|            |    |
|------------|----|
| 指定管理者の募集方法 | 公募 |
|------------|----|

|            |                                                    |
|------------|----------------------------------------------------|
| 指定管理者の選定方法 | 2 団体より応募があり、選考委員 5 名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。 |
|------------|----------------------------------------------------|

#### ④ 指定管理者の概要

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の名称                     | よこすか文化パートナーズ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 指定管理者の組織形態                   | 共同事業体（株式会社 不二環境サービス（代表企業）、株式会社 神奈川共立）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 指定管理者に対する市の評価<br>(2019 年度評価) | <p>稼働率としては、文化会館、はまゆう会館ともに 2 月後半以降、新型コロナウイルスの影響により感染拡大防止対策として利用が制限されたため、全体としてやや低下したが、1 月までは堅調な実績であった。今後は新型コロナウイルスの影響でキャンセルとなった利用者に再び顧客として利用していただけるよう広報とコミュニケーションの強化を期待したい。</p> <p>i) 設備の維持補修・点検<br/>設備面では、両館ともに昨年に続き経年劣化の進行が各種設備において散見されたが、設備管理を専門とする企業との共同事業体であるメリットを活かし、直営修繕を行うなど管理経費を削減しつつ、維持補修を実施したことは評価できる。<br/>また、その事前段階である日常点検等にも重点を置く管理体制をとっており、設備管理のプロフェッショナルとして確かな視点での施設管理が評価できる。</p> <p>ii) 事業運営<br/>運営面では、アンケートなどを通じて寄せられた利用者の意見に応え、迅速な改善に取り組むほか、年 3 回の研修を通じて、きめ細かな職員サービスの実現や個人情報保護、ガバナンスといった社会的責任に係る知識の習得に取り組むとともに、消防局の協力を得て、非常時に求められる職員の知識習得に努めていることは評価できる。</p> <p>iii) 自主事業<br/>自主事業については、「はまゆう会館オープンデー」やピアニスト体験など市民参加型事業を展開した。「神奈川伝統芸能ワークショップ」や「みんなの理科フェスティバル」等市民参加型共催事業や、「ベネッセ英語コンサート」等の共催コンサートも満席になるなど、施設の認知度向上と地域の活性化に取り組んだことは評価できる。<br/>今年度は、利用者満足度をさらに高めるため、スタッフが各担当業務において自主的に考え、柔軟に対応していく体制を構築し、前期から継続している「利用者目線での運営管理」を意識した着実な業務遂行であったと評価できる。</p> |

⑤ 指定管理料・利用料金・施設稼働率の推移

(図表 4 I -3-7) 指定管理料の推移

(単位：千円)

| 施設名    | 2017 年度 | 2018 年度   | 2019 年度   |
|--------|---------|-----------|-----------|
| 文化会館   | 70,516  | 77,409 ※1 | 81,789 ※2 |
| はまゆう会館 | 68,345  | 72,579 ※1 | 73,398 ※2 |

※1 2017 年度までは第 3 期の指定管理期間であったが、第 4 期の指定管理期間（2018 年度～2022 年度）に切り替わった際に収支を再計算したため変更されている。

※2 2019 年度の対前年度比増加額 5,199 千円の内訳は以下のとおりである。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| (A) 2019 年 10 月 1 日の消費税率改定による影響額              | 1,389 千円 |
| (B) 消費税率改定時に利用料金を値上げしなかったことに伴う影響額の指定管理料への上乗せ額 | 687 千円   |
| (C) 利用料金改定に向けたシステム改修費用                        | 3,124 千円 |

(図表 4 I -3-8) 利用料金の推移

(単位：千円)

| 施設名    | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 文化会館   | 37,642  | 35,500  | 33,961  |
| はまゆう会館 | 16,294  | 15,663  | 14,221  |

(図表 4 I -3-9) 稼働率の推移

| 施設名    | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 ※      |
|--------|---------|---------|----------------|
| 文化会館   | 66.5%   | 63.5%   | 58.4% (61.5 %) |
| はまゆう会館 | 66.9%   | 60.7%   | 53.9% (62.7 %) |

※ 括弧書きは 2019 年 4 月～2020 年 1 月の稼働率。新型コロナウイルスの関係で 2020 年 2 月・3 月は施設の閉鎖を行っており稼働率が下がっている。

⑥ 指定管理者への市の指導、監督状況

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 事業報告書の収受 | 事業年度終了後 5 月 31 日までに収受                 |
| 業務報告書の収受 | 毎月 20 日までに前月分を収受                      |
| 実地調査の状況  | 前月の管理運営に関する事情聴取<br>施設等の維持管理に係る聴取と現場確認 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                  | 監査手続                                                          |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ①指定管理料の積算は根拠資料に基づいて適切に行われているか。       | 指定管理料の積算手続が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。             |
| ②事業報告及び財務諸表のモニタリングが規則の定めに従って行われているか。 | 指定管理者に対するモニタリングが規則に照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

|                            |                                                                  |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ③納入された備品について適切に検収が行われているか。 | 納入された備品について所管課での検収が適切に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。          |
| ④指定管理契約が効果的な設計となっているか。     | 指定管理が観光客動員や市内における芸術振興に対して効果的な契約となっているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

### (3) 実施結果

#### 意見 9 「文化会館等利用料金改定のタイミングについて」

市は、2019 年 7 月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020 年 4 月 1 日に文化会館・はまゆう会館の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の 2019 年 10 月には、文化会館等の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。

文化会館・はまゆう会館の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の 2 回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、文化会館等の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。

#### 意見 10 「文化会館及びはまゆう会館の稼働率について」

文化会館及びはまゆう会館の稼働率は現在 60%代で横ばい、ないしは若干の低下傾向にある。市は両会館について地域の重要な文化拠点であると認識しており、施設の統廃合等は考えていない。しかし、文化会館は開設から 50 年超、はまゆう会館は 38 年を経過しており、老朽化が進んでいる状況にあることから、今後維持更新にも多大なコストの発生が見込まれる。

今後も両会館を継続していくのであれば、利用事例の周知等による稼働率の更なる改善を行い、両会館の存在価値を高めていくことが望ましいと考える。

また、公共施設マネジメントの手法である「施設別の行政コスト計算書等」の活用により受益者負担の適正化や利用者一人当たりコスト等による行政評価といった方策も検討されたい。

### 3-3 芸術劇場設備更新事業

#### (1) 芸術劇場設備更新事業の概要

|       |                          |       |         |
|-------|--------------------------|-------|---------|
| 事業名   | 芸術劇場設備更新事業               |       |         |
| 事業の概要 | 芸術劇場設備に係る大規模修繕に関する事業である。 |       |         |
| 当初予算額 | 155,119 千円               |       |         |
| 決算額   | 123,811 千円<br>(内訳)       |       |         |
|       | 節                        | 科目    | 金額 (千円) |
|       | 11                       | 需用費   | 85,201  |
|       | 13                       | 委託料   | 3,960   |
|       | 15                       | 工事請負費 | 34,650  |

芸術劇場は建築基準法の耐震基準を基本的に満たす補強工事が完了しているものの<sup>1</sup>、開設から 25 年が経過しており、大規模修繕による維持補修が必要な状態にある。このため、中長期的な大規模修繕の更新計画について、施設の老朽化状況等を最も把握している公益財団法人横須賀芸術文化財団（指定管理者）が作成し、文化振興課にて当該計画について管理している。

更新計画は直近計画で 2020 年度から 2029 年度まで計画されており、執行状況に応じて毎年更新して提出を受けているが、予算等との兼ね合いにより実際の執行額と更新計画の数値に著しく乖離がある状態にある。

(図表 4 I -3-10) 更新計画の見込み額と実際更新金額の状況 (単位: 千円)

| 項目        | 2017 年度             | 2018 年度              | 2019 年度             |
|-----------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 更新計画 予定金額 | 385,950             | 207,200              | 679,075             |
| 執行額       | 124,424             | 373,436              | 123,811             |
| 乖離額 (執行率) | △261,526<br>(32.2%) | +166,236<br>(180.2%) | △555,264<br>(18.2%) |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

<sup>1</sup> 芸術劇場は基本的に建築基準法の耐震基準を満たしている。しかし、東日本大震災を教訓とした、「6m 超の高さにある、面積 200 m<sup>2</sup> 超、質量 2kg/m<sup>2</sup> 超の吊り天井で人が日常利用する場所に設置されているもの」に関する天井脱落対策の規制強化についてのみ基準を満たしていない状態にある。(建築基準法 2014 年 4 月 1 日施行)。これは、規制強化を満たす工事を行うには多額の支出が発生し予算の確保が容易ではないためであるが、市内部で当該補強工事について協議・検討を進めており、対策を進めている。

(図表 4 I -3-11) 2020 年度～2029 年度までの更新計画

(単位:千円)

| 項目  | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大劇場 | 103,714 | 318,910 | 597,212 | 442,077 | 390,047 |
| 小劇場 | 8,514   | 177,142 | 27,051  | 192,400 | 223,000 |
| 駐車場 | 0       | 0       | 3,024   | 0       | 11,448  |
| 合計  | 112,228 | 496,052 | 627,287 | 634,477 | 624,495 |

| 項目  | 2025 年度 | 2026 年度 | 2027 年度 | 2028 年度 | 2029 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大劇場 | 412,602 | 320,969 | 364,100 | 588,476 | 30,503  |
| 小劇場 | 15,301  | 242,659 | 161,000 | 50,000  | 0       |
| 駐車場 | 0       | 1,500   | 0       | 0       | 0       |
| 合計  | 427,903 | 565,128 | 525,100 | 638,476 | 30,503  |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

当該更新計画は文化振興課が利用している一資料にすぎず、市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」及び「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年 7 月）」（以下、「FM 戦略プラン」という。）とのすり合わせが行われておらず、整合性が確認できない状態にある。

#### <FM 戦略プラン>

FM 戦略プランは、人口減少、厳しい財政状況、市民ニーズの変化等の背景を踏まえ、本市の目指すまちの実現に向けて、「ファシリティマネジメント」の手法に基づき、長期的な施設の更新・再編をどのようにしていくべきか、その方向性を定めるとともに、中期的に実施する具体的な取り組みを示すものである。建物に関する将来のあり方等について定める計画であり、公共施設等総合管理計画上で記載されている「個別施設計画」に位置づけられる。

FM 戦略プランでは、更新費用の縮減目標が設定されており、対象となる施設の更新は当該目標を踏まえて検討することが求められる。

#### FM 戦略プランにおける縮減目標

| 【FM戦略プランにおける縮減目標】 |         |               |
|-------------------|---------|---------------|
| 対象期間              | 目 標 値   |               |
|                   | 金 額     | 割 合           |
| 2019～2029         | △175 億円 | 更新費用の将来推計の△6% |

※目標値は、(財)地域総合整備財団が開発した公共施設更新費用試算ソフトを活用して試算した更新費用推計から算出したものです。

(出典：横須賀市 FM 戦略プラン)

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                 | 監査手続                                                              |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。        | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                  |
| ②納入された備品、完了した建設工事について適切に検収が行われているか。 | 納入された備品について所管課での検収が適切に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。           |
| ③公共施設等総合管理計画等と施設別の計画に整合性はあるか。       | 公共施設等総合管理計画等と、課が保有する中長期の大規模修繕計画に整合性があるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ④施設の修繕・更新は計画的・効率的に行われているか。          | 施設の修繕・更新は計画的・効率的に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                |

(3) 実施結果

指摘 4 「検査書に係る決裁印について」

「芸術劇場大劇場 小劇場音響設備改修修繕」(9,405 千円)の検査書において課長の決裁印が漏れていた。横須賀市契約事務取扱規程第 14 条において、「検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等及び工事検査課長に報告しなければならない」とされている。検査書の決裁は、課としての検収が完了したことを示すものであると言える。原因は押印漏れとのことであるが、決裁印がないことから、報告が適切に行われたことを示す証拠がない状況にある。決裁行為のルール の順守を徹底する必要がある。

意見 11 「公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について」

文化振興課が所管する芸術劇場更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)」及び「横須賀市 FM 戦略プラン(令和元年 7 月)」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM 戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。

横須賀市公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。



### 3-4 文化会館等設備更新事業

#### (1) 文化会館等設備更新事業の概要

|       |                              |       |         |
|-------|------------------------------|-------|---------|
| 事業名   | 文化会館等設備更新事業                  |       |         |
| 事業の概要 | 文化会館・はまゆう会館に係る大規模修繕に関する事業である |       |         |
| 当初予算額 | 88,793 千円                    |       |         |
| 決算額   | 76,076 千円<br>(内訳)            |       |         |
|       | 節                            | 科目    | 金額 (千円) |
|       | 11                           | 需用費   | 68,871  |
|       | 15                           | 工事請負費 | 7,205   |

文化会館・はまゆう会館は建築基準法の耐震基準を基本的に満たす補強工事が完了しているものの<sup>2</sup>、文化会館は開設から 50 年超、はまゆう会館は 38 年を経過しており、大規模修繕による維持補修が必要な状態にある。このため、中長期的な大規模修繕の更新計画について、施設の老朽化状況等を最も把握しているよこすか文化パートナーズ（指定管理者）が作成し、文化振興課にて更新計画を管理している。

更新計画は直近計画で 2020 年度から 2025 年度まで計画されているが、当該更新計画は文化振興課が利用している一資料にすぎず、市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」及び「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年 7 月）」とのすり合わせが行われておらず、整合性が確認できない状態にある。

(図表 4 I -3-12) 更新計画の見込み額と実際更新金額の状況 (単位：千円)

| 施設名       | 2017 年度            | 2018 年度           | 2019 年度           |
|-----------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 更新計画 予定金額 | 150,156            | 74,462            | 80,087            |
| 執行額       | 51,161             | 68,223            | 76,076            |
| 乖離額 (執行率) | △98,995<br>(34.1%) | △6,239<br>(91.6%) | △4,011<br>(95.0%) |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

<sup>2</sup> 文化会館・はまゆう会館は基本的に建築基準法の耐震基準を満たしている。しかし、東日本大震災を教訓とした、「6 m 超の高さにある、面積 200 m<sup>2</sup>超、質量 2 kg/m<sup>2</sup>超の吊り天井で人が日常利用する場所に設置されているもの」に関する天井脱落対策の規制強化についてのみ基準を満たしていない状態にある。(建築基準法 2014 年 4 月 1 日施行)。これは、規制強化を満たす工事を行うには多額の支出が発生し予算の確保が容易ではないためであるが、市内部で当該補強工事について協議・検討を進めており、対策を進めている。

(図表 4 I -3-13) 2020~2025 年度までの更新計画

(単位：千円)

| 項目     | 2020 年<br>度 | 2021 年<br>度 | 2022 年<br>度 | 2023 年<br>度 | 2024 年<br>度 | 2025 年<br>度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 文化会館   | 60,618      | 8,257       | 31,403      | 33,218      | 28,553      | 39,492      |
| はまゆう会館 | 15,458      | 14,651      | 47,520      | 43,513      | 50,220      | 56,337      |
| 合計     | 76,076      | 22,908      | 78,923      | 76,731      | 78,773      | 95,829      |

(文化スポーツ観光部提供資料より監査人作成)

## (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                 | 監査手続                                                              |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。        | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                  |
| ②納入された備品、完了した建設工事について適切に検収が行われているか。 | 納入された備品について所管課での検収が適切に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。           |
| ③公共施設等総合管理計画等と施設別の計画に整合性はあるか。       | 公共施設等総合管理計画等と、課が保有する中長期の大規模修繕計画に整合性があるか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ④施設の修繕・更新は計画的・効率的に行われているか。          | 施設の修繕・更新は計画的・効率的に行われているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                |

## (3) 実施結果

## 意見 12 「公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について」

文化振興課が所管する文化会館・はまゆう会館更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」及び「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年 7 月）」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM 戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。

横須賀市公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。

### 3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信

#### （1）ヴェルニー公園に設置された説明板について

市は、2014年度から2015年度にかけて「横須賀製鉄所（造船所）創設150周年記念事業」を実施し、その一環でヴェルニー公園内のドライドックが対岸に見える場所に、横須賀製鉄所（造船所）の歴史と現存するドライドック等を紹介する説明板を設置した。

観光客は、この説明板において「AR」と表示されたマーク上でスマートフォンやタブレット端末をかざすとAR（Augmented Reality（拡張現実））技術を活用して詳細な案内情報に関する動画が流れる観光情報発信サービスを受けることができる。市は横須賀製鉄所の沿革の説明やヴェルニー氏や小栗上野介氏を紹介する動画が流れる技術を導入したAR（Augmented Reality）動画の作成を行った。

動画を閲覧するためには、ARアプリケーション「Aurasma」（オーラズマ）のダウンロードと「横須賀市ちゃんねる」へのフォローが必要とされており、その詳細に関しては市ホームページ「動く広報よこすか」を確認することとされている。

観光客は、前記のアプリケーションをスマートフォン等にダウンロードし、「AR」と表示された箇所にかざすと、動画と音声により観光スポット情報を得ることができる。

なお、本件説明板は2014年度の「横須賀製鉄所（造船所）創設150周年記念事業」の一環で設置されたものであるが、今般の監査人による視察の際に、以下の「（3）実施結果」に記載のことが認められたため、本監査で取り上げることとした。（2019年度における本事業に関連する予算額及び決算額は無い。）

#### （2）着眼点並びに監査手続

| 着眼点                            | 監査手続                                                                                                 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。 | ①事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

### (3) 実施結果



#### 意見 13 「ヴェルニー公園内の説明板における AR 動画の提供について」

監査人がヴェルニー公園を現地視察した際に、園内に設置された横須賀製鉄所（造船所）の歴史と現存するドライドック等を紹介する説明板から動画配信の一つである「今も残る「横須賀製鉄所」のドライドック」に関する詳細な観光情報を入手しようと市ホームページにアクセスしたところ、指定ページが存在せずにエラー画面が表示された。

AR 技術（Augmented Reality：拡張現実）を活用するためには専用アプリケーシ

ョン「Aurasma（オーラズマ）」をインストールする必要があるが、業者によるそのアプリケーションの運用が終了したことでサービス提供が行われなくなったことにより、AR 技術を活用することができなくなり、市のホームページ上でアクセスできなくなったことが原因である。

観光客は、横須賀製鉄所（造船所）の歴史やドライドックを知ろうと、当該説明板から AR 動画を閲覧しようと試みるが現在では閲覧できない状態にある。

説明板自体に記載されている情報は大変有意義な内容であるので、AR 技術を使用するマークや QR コードなどの使用できない箇所の表示を隠すなどして、使用できないことを観光客に知らせるための適時適切な処置を講ずることが望まれる。

#### 意見 14 「事業遂行上の他部署との連携の必要性について」

ヴェルニー公園内の説明板から AR 動画を閲覧しようと試みるが現在では閲覧できない状態になっている。

この動画は、市の広報よこすか内で提供されており、その運営・管理は市長室広報課が所管している。他方、説明板自体の管理は文化振興課が所管している。本件は監査人が現場視察を通じて市担当者へ質疑を行うことで市が初めて認識した事案であり、これまで使用できない状態のままであった。

この点、市長室広報課において AR 技術を使用するための専用アプリケーション「Aurasma（オーラズマ）」が使用できなくなったことを把握した時点で、観光情報のコンテンツを所管している文化振興課へ伝達をして、説明板における AR 動画の提供ができなくなった旨の連絡があればその時点で何らかの対処ができたことと考えられる。

本件のように、複数の部署が関連する事業内容に関しては部署間の相互連携を図り、適時かつ適切に観光情報が観光客へ発信される仕組みを検討することが望まれる。

なお、市は AR 技術を活用した観光情報の提供に代えて、2018 年度から 2020 年度にかけて「ルートミュージアム構築によるにぎわい創出事業」（ストリートミュージアム）として体験型 VR（Virtual Reality：仮想現実）観光アプリケーションを開発している。これは、日本の近代化の幕開けである黒船来航やペリー上陸、横須賀製鉄所と砲台などに関して VR 技術を活用して観光情報を体験型で提供するものである。当時の横須賀の姿を VR と街歩きにより体験ができる。

VR 技術の活用による観光情報の提供は、2021 年度に開館が予定されている「横須賀市近代遺産ガイドセンター」（仮称）やペリー公園、ペリー記念館等のサテライト施設との有機的に繋がりを持たせることにより、集客の促進が期待される。

#### 4 （商業振興課）所管事業

##### 4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業

###### (1) 横須賀市プレミアム付商品券事業の概要

| 名称      | 横須賀市プレミアム付商品券事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---|----|--------|----|----|-------|----|-------|-----|----|-----|-------|----|----|---|----|-----|-----|----|-----|--------|----|-----|---------|----|----------|-----|----|-------|----|----|-------------|---------|
| 補助事業の概要 | 消費税等の税率が 10%に引き上げられたことによる、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域の消費喚起をするため、プレミアム付商品券を発行・販売する事業。事業に必要なとなる経費の財源は全額国庫補助金により措置されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 補助要綱    | 平成 31 年度プレミアム付商品券事務費補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 補助対象経費  | 超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、職員旅費<br>需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）<br>役務費（通信運搬費、保管料、広告料及び手数料）<br>使用料及び賃借料、共済費（賃金に係る社会保険料）<br>報償費、補助金、委託料、その他内閣総理大臣が認めた経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 購入対象者   | i) 2019 年度市民税非課税者<br>ii) 3 歳半未満のこどもがいる子育て世帯                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 利用可能額   | 25,000 円<br>（ 1 セット 5,000 円の商品券を 4,000 円で販売。1 人 5 セットまで購入可能。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 期間      | 申請期間：令和元年 8 月 1 日から令和元年 11 月 30 日<br>販売期間：令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日<br>使用可能期間：令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 当初予算額   | 783,854 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 決算額     | 453,597 千円<br><br>(内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th><th>科目</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td><td>報酬</td><td>8,779</td></tr> <tr> <td>03</td><td>職員手当等</td><td>461</td></tr> <tr> <td>04</td><td>共済費</td><td>1,400</td></tr> <tr> <td>09</td><td>旅費</td><td>2</td></tr> <tr> <td>11</td><td>需用費</td><td>345</td></tr> <tr> <td>12</td><td>役務費</td><td>21,674</td></tr> <tr> <td>13</td><td>委託料</td><td>283,224</td></tr> <tr> <td>14</td><td>使用料及び賃借料</td><td>599</td></tr> <tr> <td>18</td><td>備品購入費</td><td>60</td></tr> <tr> <td>19</td><td>負担金、補助及び交付金</td><td>137,050</td></tr> </tbody> </table> |         | 節 | 科目 | 金額（千円） | 01 | 報酬 | 8,779 | 03 | 職員手当等 | 461 | 04 | 共済費 | 1,400 | 09 | 旅費 | 2 | 11 | 需用費 | 345 | 12 | 役務費 | 21,674 | 13 | 委託料 | 283,224 | 14 | 使用料及び賃借料 | 599 | 18 | 備品購入費 | 60 | 19 | 負担金、補助及び交付金 | 137,050 |
| 節       | 科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 金額（千円）  |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 01      | 報酬                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 8,779   |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 03      | 職員手当等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 461     |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 04      | 共済費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,400   |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 09      | 旅費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2       |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 11      | 需用費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 345     |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 12      | 役務費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 21,674  |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 13      | 委託料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 283,224 |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 14      | 使用料及び賃借料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 599     |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 18      | 備品購入費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 60      |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |
| 19      | 負担金、補助及び交付金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 137,050 |   |    |        |    |    |       |    |       |     |    |     |       |    |    |   |    |     |     |    |     |        |    |     |         |    |          |     |    |       |    |    |             |         |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                   | 監査手続                                                                                                    |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか。 | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                            |
| ②補助金額の算定及び交付時期は適切であるか。                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ③補助事業に係る実績報告が適切に行われているか。              | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であることを確認した。                                                                  |
| ④補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。     | 補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                         |
| ⑤契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。           | 契約手続について、法令及び規則の定めを照らして適切に実施されていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                          |
| ⑥委託業務の履行確認が適切に行われているか。                | 委託業務の履行確認が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                        |

(3) 実施結果

① 申請、引換券発行及び販売の状況

(図表 4 I - 4-1) 申請及び引換券発行の状況

| 対象者     | 当初予算時<br>対象者見込 | 抽出処理後<br>対象者数 | 申請数                 | 引換券発行数              |
|---------|----------------|---------------|---------------------|---------------------|
| 市民税非課税者 | 80,000 人       | 77,817 人      | 34,511 人<br>(44.3%) | 33,410 人<br>(42.9%) |
| 子育て世帯   | 10,000 人       | 8,435 人       | —                   | 8,487 人             |
| 合計      | 90,000 人       | 86,252 人      | 34,511 人            | 41,897 人<br>(48.6%) |

※ 括弧書きは、対象者（抽出処理後）に対する申請数及び引換券発行数の割合を示している。

※ 引換券発行数には、他市引換券の交換が含まれているため、子育て世帯の対象者（抽出処理後）よりも引換券発行数が多くなっている。

(図表 4 I -4-2) 商品券販売の状況

| 対象者 | 当初予算時     | 購入可能数     | 購入数実績                |
|-----|-----------|-----------|----------------------|
| 人数  | 90,000 人  | 41,897 人  | 137,610 冊<br>(65.7%) |
| 冊数  | 450,000 冊 | 209,485 冊 |                      |

※ 括弧書きは、引換券発行数に基づく購入可能数（209,485 冊）に対する購入数実績の割合を示している。

(図表 4 I -4-1) に記載のとおり、本事業の対象者（抽出处理後）に対する申請者の割合は 48.6%と半数を下回っている。

市は、本事業の対象者に対して、個別に交付申請書を送付するとともに、未申請者に対しては 2019 年 10 月 31 日に申請書を再送付し、再勧奨を行っている。また、本事業について、市ホームページ、専用ホームページ、広報誌等で周知を行っているほか、国によるメディア広報（テレビ・ラジオ・新聞・バナー広告、特設ホームページ）も行われている。

申請率が低迷した理由について市に問い合わせたところ、市民税非課税者が対象となっており、プレミアム付商品券を購入・使用することへの心理的抵抗があることや、プレミアムを得るためには 1 枚 4,000 円の商品券を購入する必要があり金銭的余裕のない人が購入するのが難しいこと等が考えられるとの回答があった。

確かに、購入対象者を限定しているのは国の政策であり、市は独自の広報活動や再勧奨を実施し、9 月末時点で約 3 割だった申請率が 5 割弱まで改善していること、県内他市町村と比較して特段申請率が低いわけでもないことから、申請率の低さは制度上の理由に起因するものが大きいと考えられる。

(図表 4 I -4-3) プレミアム付商品券事業に係る周知状況

|                 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月  | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-------|------|------|-----|-----|-----|
| 申請期間            |     |     | →   |     |       |      |      |     |     |     |
| 販売期間            |     |     |     |     | →     |      |      |     |     |     |
| 使用可能期間          |     |     |     |     | →     |      |      |     |     |     |
| 再勧奨<br>(申請書再送付) |     |     |     |     | 10/31 |      |      |     |     |     |
| 市ホームページ         | →   |     |     |     |       |      |      |     |     |     |
| 専用ホームページ        |     | →   |     |     |       |      |      |     |     |     |
| 広報よこすか掲載        |     | ○   |     | ○   |       |      |      |     |     |     |



|                 | 6月 | 7月                                                                                 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月            | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|----------------|-----|----|----|----|
| 情報提供（民生委員、町内会等） |    | ○                                                                                  |    |    |     |                |     |    |    |    |
| ポスター掲示          |    |  |    |    |     |                |     |    |    |    |
| F Mブルー湘南放送      |    |                                                                                    |    |    |     | 11/23<br>11/24 |     |    |    |    |
| タウンニュース広告       |    |                                                                                    |    |    |     | 11/29          |     |    |    |    |

(図表 4 I -4-4) プレミアム付商品券事業に係る申請率等の状況調査結果

| 市町村名        | 申請率<br>(申請数/対象者数) | 順位       | 勧奨通知を実施した回数 |
|-------------|-------------------|----------|-------------|
| 横浜市         | 53.0%             | 1        | 1 回         |
| 川崎市         | 34.0%             | 22       | 行っていない      |
| 相模原市        | 43.4%             | 7        | 1 回         |
| <b>横須賀市</b> | <b>44.3%</b>      | <b>6</b> | <b>1 回</b>  |
| 平塚市         | 38.7%             | 15       | 1 回         |
| 鎌倉市         | 37.0%             | 17       | 行っていない      |
| 藤沢市         | 33.8%             | 23       | 行っていない      |
| 小田原市        | 34.7%             | 20       | 行っていない      |
| 茅ヶ崎市        | 40.5%             | 11       | 2 回         |
| 逗子市         | 31.9%             | 30       | 行っていない      |
| 三浦市         | 33.7%             | 25       | 行っていない      |
| 秦野市         | 46.0%             | 2        | 2 回         |
| 厚木市         | 32.0%             | 29       | 1 回         |
| 大和市         | 38.9%             | 13       | 1 回         |
| 伊勢原市        | 42.3%             | 9        | 1 回         |
| 海老名市        | 32.2%             | 27       | 行っていない      |
| 座間市         | 44.8%             | 4        | 1 回         |
| 南足柄市        | 33.8%             | 24       | 行っていない      |
| 綾瀬市         | 42.7%             | 8        | 2 回         |
| 市平均         | 38.8%             |          |             |
| 県内平均        | 37.4%             |          |             |

※ 県内平均には、神奈川県の全市町村が含まれている。

③ 支出内訳

| 項目                   | 決算額（千円） | 割合    |
|----------------------|---------|-------|
| i) 報酬、人件費、共済費        | 10,641  | 2.3%  |
| ii) 通信運搬費            | 21,596  | 4.8%  |
| ア 申請書等郵送料            | 21,492  |       |
| イ 電話通信料金等            | 104     |       |
| iii) 委託料             | 283,224 | 62.4% |
| ア システム構築・管理・運用委託     | 47,190  |       |
| イ データ抽出委託            | 2,805   |       |
| ウ 申請書等印刷・管理委託        | 90,227  |       |
| エ 商品券業務運用委託          | 55,423  |       |
| オ 商品券印刷委託            | 21,889  |       |
| カ 商品券販売換金委託          | 58,645  |       |
| キ 再勧奨に伴う運用業務委託       | 7,018   |       |
| ク その他                | 27      |       |
| iv) 商品券プレミアム分に対する補助金 | 137,050 | 30.2% |
| v) 事務費等              | 1,085   | 0.2%  |
| 合 計                  | 453,597 |       |

③ 主な委託契約

i) 横須賀市プレミアム付商品券事務運用業務委託

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約                                                                                                                      |
| 履行期間 | 2019.6.14～2020.3.31                                                                                                       |
| 契約金額 | 102,748 千円                                                                                                                |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付商品券業務全般の工程管理及び申請書受付対応業務</li> <li>・コールセンター業務</li> <li>・データベース運用業務</li> </ul> |

○随意契約理由書（一部抜粋）

|       |                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令  | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号                                                              |
|       | 不動産の買入又は借入、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 案件の概要 | プレミアム付商品券の購入者を管理するシステム（以下、「商品券システム」という。）の導入により、システム運用および管理、                                |

|                  |                                                                                                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 商品券システムを使用しての電話応対、申請書受付等の業務を一括して委託し、本市職員による申請書の審査時間の短縮等、当該業務の効率的な処理体制を構築する。                                                                                                                    |
| 入札に適さないとする性質又は目的 | <p>1 この業務は、国庫交付金で行うが、購入対象者を管理するシステムの新規構築費は交付対象外となっており、臨時福祉給付金業務で使用了システムを改修して使用するよう求められている。</p> <p>2 商品券システムを使用して、電話応対、申請書の受付、情報検索および入力作業等を行うため、システム運用および管理の中で操作研修等を行い、システム操作に熟知してもらう必要がある。</p> |
| 随意契約先の選定理由       | 臨時福祉給付金で使用了システムの構築事業者であるため。                                                                                                                                                                    |

本委託業務は、2014 年度から 2017 年度において国の政策として実施された臨時福祉給付金の際に使用了システムを改修して商品券システムを構築するとともに、商品券システムを使用して申請書の発行・受付・審査、電話応対等を行うものである。

臨時福祉給付金の際に使用了システムをできる限り再利用することについては、国の「プレミアム付商品券事業 自治体Q & A」においても記載されている。そのため、臨時福祉給付金の構築業者との間で随意契約を締結することについては、一定の合理性があると認められる。

一方で、本委託業務には、商品券システムの構築・管理・運用以外に、申請書や引換券の印刷・送付、コールセンター業務等も含まれており、商品券システムを使用する業務という理由だけでシステム構築業者に競争性のない随意契約で発注することは必ずしも認められないと考えられる。この点について、所管課に確認したところ、申請開始までの準備期間が限られていたことや、委託業者は対象者の抽出、申請書の発送等の一連の対応やシステムの運用に精通していることから、事務費適正化の観点でも最善と判断したとの回答があった。

#### ○プレミアム付商品券事業 自治体Q & A

問 3 1 - 5 事務費を適正な額とするため、留意すべき事項について説明いただきたい。

答 事務費については、国が全額補助することとしているが、会計検査院による検査の対象となりうることを考慮すると、各自治体において適正な金額となるよう努力いただくことは重要なことと考えている。

そのため、事務費の適正化に当たっては、例えば、事業者から見積もりを徴する場合には、できる限り複数の見積もりを徴するほか、以下の点にも留意いただくことが適切と考えているので、参考にしていただきたい（以下は例示であり、これ以外の事務費適正化の取り組みを否定するものではない）。

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| ① 商品券の販売体制の効率化（具体的には問 5 8 - 4 を参照頂きたい）                       |
| ② 商品券換金手数料の適正化（具体的には問 3 1 - 6 を参照頂きたい）                       |
| ③ 商品券の額面金額の工夫による発行枚数の合理化（具体的には問 3 1 - 7 を参照頂きたい）             |
| ④ <u>臨時福祉給付金の際に利用したもののできる限りの再利用</u> （具体的には問 3 1 - 8 を参照頂きたい） |
| ⑤ 合理的な執行見込みに基づく委託仕様書等の作成（具体的には問 3 1 - 9 を参照頂きたい）             |

ii) 横須賀市プレミアム付商品券発行運營業務委託

|      |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約方法 | 条件付一般競争入札                                                                                                                                                                                                                         |
| 履行期間 | 2019.6.1～2020.3.31                                                                                                                                                                                                                |
| 契約金額 | 115,937 千円                                                                                                                                                                                                                        |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付商品券の印刷・保管・輸送等</li> <li>・商品券販売所の募集</li> <li>・商品券利用可能店舗の募集・審査・登録等</li> <li>・商品券事業の広報</li> <li>・商品券の売上金及びプレミアム分原資の管理</li> <li>・使用済み商品券の回収・検品・換金等事務</li> <li>・対象世帯への商品券の販売 等</li> </ul> |

iii) 横須賀市プレミアム付商品券再勧奨に伴う運營業務委託

|      |                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約方法 | 随意契約                                                                                                                           |
| 履行期間 | 2019.10.7～2019.12.27                                                                                                           |
| 契約金額 | 9,009 千円                                                                                                                       |
| 実績金額 | 7,018 千円                                                                                                                       |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務運用（事務運用設計の変更、対象者データ整備等）</li> <li>・再勧奨通知書発送データ作成</li> <li>・再勧奨通知・申請書の印刷、発送</li> </ul> |

○随意契約理由書（一部抜粋）

|       |                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令  | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号                                                              |
|       | 不動産の買入又は借入、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| 案件の概要 | プレミアム付商品券の未購入者への再勧奨を行うため、対象者                                                               |

|                  |                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | の抽出、申請書の発送、受付及び問い合わせ等の業務を委託し、本市職員による審査時間の短縮等、当該業務の効率的な処理体制を構築する。                                                                                                                     |
| 入札に適さないとする性質又は目的 | <p>1 令和元年 9 月 13 日付内閣府の事務連絡により、プレミアム付商品券の未申請者への再勧奨は、令和元年 10 月 31 日までに実施し、迅速かつ経済的な方法で対応するよう求められている。</p> <p>2 現行の委託業者は、対象者の抽出、申請書の発送等の一連の対応を熟知しており、追加で委託することが費用面、効率性から最善であると考えられる。</p> |
| 随意契約先の選定理由       | 現行の委託業者であるため。                                                                                                                                                                        |

#### 意見 15 「プレミアム付商品券事業に係る経費について」

本事業の 2019 年度決算額 453,597 千円のうち、商品券プレミアム分に対する補助金 137,050 千円を除く経費が 316,547 千円であり、事業費総額の 7 割近くを占めている。内閣府が 2020 年 12 月に公表した「プレミアム付商品券事業の実績に関する報告書」によると、国全体の平均では事業費総額に占める事務経費の比率は 57.1%（事業総額 1,026 億円のうち事務経費は 586 億円）であり、市の事務経費は全国平均と比べて高くなっている。本事業は国の施策として全国の市区町村において実施され、経費は原則として全額国の補助対象となるため、市の財政負担は生じないが、国民の税金を基にした事業であるため、経費割合の高さは大きな課題である。

確かに、補助金交付要綱等に従って予算執行する必要があるため、市の裁量の余地は少なく、準備期間も限られていたことから、必ずしも市の対応に落ち度があったとは言えない。しかし、今般のコロナ禍においても、国の施策による同様の事業が実施されているところであり、市は、事業の実施主体として、今後同様の事業を実施する場合に備えて、より効果的・効率的な事業の実施方法を検討されたい。

## 4-2 商業振興対策事業

### (1) 商業振興対策事業の概要

|       |                                                                                                                         |                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 名称    | 商業振興対策事業                                                                                                                |                    |
| 事業の概要 | 「商店街応援アクションプラン」に基づき、商店街が行う活性化への取り組み等を支援する。また、横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場設置を契機とした追浜地域まちづくりを集中的に進めていくため、その動きと連動した商店街の活動を積極的に支援する。 |                    |
| 当初予算額 | 70,341 千円                                                                                                               |                    |
| 決算額   | 66,376 千円                                                                                                               |                    |
|       | (内訳)                                                                                                                    |                    |
|       | 節                                                                                                                       | 科目 金額 (千円)         |
|       | 01                                                                                                                      | 報酬 169             |
|       | 08                                                                                                                      | 報償費 92             |
|       | 09                                                                                                                      | 旅費 136             |
|       | 11                                                                                                                      | 需用費 1,537          |
|       | 12                                                                                                                      | 役務費 638            |
|       | 13                                                                                                                      | 委託料 8,377          |
|       | 19                                                                                                                      | 負担金、補助及び交付金 55,427 |

### (2) 再興プランとの関係

最重点施策の柱1「経済・産業の再興」に位置付けられている。横須賀経済を支える拠点市街地等の再興支援として、新たなチャレンジへの支援や、観光立市の実現に向けた環境づくりとして、スポーツを核とした街づくりや、にぎわいを消費につなげる環境づくりを推進している。

### (3) 主な事業

#### ① 商店街にぎわいづくり事業補助金

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 補助事業の概要 | 市内商店街団体(※)が行う商店街活性化のためのソフト事業に対し、地域の特性に対応した機能を高め、活力とにぎわいのある商店街づくりを進めるための補助 |
| 補助要綱    | 商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱                                                       |
| 事業開始年度  | 1982 年度                                                                   |
| 当初予算額   | 17,319 千円                                                                 |
| 決算額     | 13,717 千円                                                                 |

※ 商店街団体とは、商業者等が地域的に組織した、商店街振興組合、商店街協同組合、法人化された商店街団体、任意の商店街団体で市長が認めるものをいう。

(図表 4 I -4-5) 補助対象事業一覧 (商店街にぎわいづくり事業補助金)

| 名称            | 対象事業                                                                   | 補助金額                  | 補助限度額  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------|
| にぎわいづくりイベント事業 | 販売促進を行うイベント等の事業                                                        | (補助対象事業費－30 万円) × 1/3 | 200 万円 |
| 集客力向上モデル事業    | 将来にわたって商店街の競争力や集客力強化を図るために、新規性や独創性のある事業で、かつ、取り組みや効果に継続性や持続性があると認められる事業 | (補助対象事業費－30 万円) × 2/3 | 200 万円 |
| 商店街地域連携共同事業   | 商店街団体が新たに町内会等の地域団体と連携して行う宅配事業その他の地域の活性化を図るための事業                        | 補助対象事業費 × 2/3         | 200 万円 |
| 商店街地域資源活用事業   | 商店街団体が各々の地域資源を活用し、当該商店街の活性化を図るための事業                                    | 補助対象事業費 × 2/3         | 100 万円 |

(商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱を基に監査人が作成)

(図表 4 I -4-6) 予算・決算の推移 (商店街にぎわいづくり事業補助金)

(単位：千円)

| 名称               | 2015 年度 |        | 2016 年度 |        | 2017 年度 |        |
|------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|                  | 予算額     | 決算額    | 予算額     | 決算額    | 予算額     | 決算額    |
| i) にぎわいづくりイベント事業 | 13,777  | 11,558 | 15,590  | 12,274 | 11,470  | 10,891 |
| ii) 集客力向上モデル事業   | 5,000   | 4,990  | 5,000   | 1,556  | 4,000   | 3,400  |
| iii) 商店街地域連携共同事業 | 2,000   | —      | 2,000   | 288    | 2,000   | —      |
| iv) 商店街地域資源活用事業  |         |        |         |        |         |        |
| 合計               | 20,777  | 16,548 | 22,590  | 14,118 | 17,470  | 14,291 |

| 名称                 | 2018 年度 |        | 2019 年度     |        |
|--------------------|---------|--------|-------------|--------|
|                    | 予算額     | 決算額    | 予算額         | 決算額    |
| i) にぎわいづくりイベント事業   | 13,972  | 11,158 | 13,319      | 10,917 |
| ii) 集客力向上モデル事業     | 4,000   | 1,800  | 4,000<br>*2 | 1,800  |
| iii) 商店街地域連携共同事業   | 2,000   | —      |             | —      |
| iv) 商店街地域資源活用事業 *1 | 1,000   | —      |             | 1,000  |
| 合計                 | 20,972  | 12,958 | 17,319      | 13,717 |

※1 iv) 商店街地域資源活用事業は、2018 年度に新設された制度である。

※2 2019 年度から ii) ～ iv) の予算を 1 本化して運用している。

(図表 4 I -4-7) 交付団体数の推移 (商店街にぎわいづくり事業補助金)

| 名称               | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| i) にぎわいづくりイベント事業 | 19 団体   | 21 団体   | 19 団体   | 18 団体   | 18 団体   |
| ii) 集客力向上モデル事業   | 4 団体    | 2 団体    | 2 団体    | 1 団体    | 1 団体    |
| iii) 商店街地域連携共同事業 | —       | 1 団体    | —       | —       | —       |
| iv) 商店街地域資源活用事業  |         |         |         | —       | 1 団体    |
| 合計               | 23 団体   | 24 団体   | 21 団体   | 19 団体   | 20 団体   |

② 商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 補助事業の概要 | 中小企業の振興を図るため、商店街団体が設置し管理する共同施設の整備・補修・撤去費用に対して行う補助 |
| 補助要綱    | 商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金交付要綱                          |
| 事業開始年度  | 1972 年度                                           |
| 当初予算額   | 26,629 千円                                         |
| 決算額     | 22,985 千円                                         |

(図表 4 I -4-8) 補助対象事業一覧 (商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金)

|       | 対象施設                          | 補助金額          | 補助率 | 1 件当たり補助限度額 |
|-------|-------------------------------|---------------|-----|-------------|
| 整備・補修 | 商店街街路灯<br>防犯カメラ               | 補助対象事業費－50 万円 | 40% | 1,000 万円    |
|       | 省エネ電球                         | 補助対象事業費       |     | 500 万円      |
|       | アーケード、駐車場・駐輪場、文化的施設、Wi-Fi 設置等 | 補助対象事業費－50 万円 | 30% | 1,000 万円    |
| 撤去    | アーケード                         | 補助対象事業費       | 50% | 500 万円      |
|       | 商店街街路灯                        |               |     | 150 万円      |
|       | その他の施設                        |               |     | 30 万円       |

(商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金交付要綱を基に監査人が作成)



(図表 4 I -4-9) 件数・金額の推移 (商店街共同施設整備・補修・撤去事業補助金)  
(単位：千円)

| 年度     | ①整備・補修 |        | ②撤去 |       | 合計 |        |
|--------|--------|--------|-----|-------|----|--------|
|        | 件数     | 補助金額   | 件数  | 補助金額  | 件数 | 補助金額   |
| 2015 年 | 12     | 28,105 | 4   | 2,907 | 16 | 31,012 |
| 2016 年 | 7      | 4,849  | 1   | 359   | 8  | 5,208  |
| 2017 年 | 6      | 5,240  | 4   | 3,832 | 10 | 9,072  |
| 2018 年 | 3      | 737    | 1   | 1,080 | 4  | 1,817  |
| 2019 年 | 16     | 14,998 | 6   | 7,987 | 22 | 22,985 |

③ 商店街街路灯等電気料金等補助金

|         |                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------|
| 補助事業の概要 | 商店街の活性化等のため、商店街団体が設置する街路灯やアーチ・アーケードの照明灯の電気料金及びガス料金に対して行う補助 |
| 補助要綱    | 商店街街路灯等電気料金等補助金交付要綱                                        |
| 事業開始年度  | 2001 年度                                                    |
| 当初予算額   | 12,754 千円                                                  |
| 決算額     | 13,382 千円                                                  |

(図表 4 I -4-10) 補助対象事業 (商店街街路灯等電気料金等補助金)

| 経費区分                        | 補助率 |
|-----------------------------|-----|
| 商店街街路灯、アーチ、アーケードの電気料金及びガス料金 | 1/2 |

(商店街街路灯等電気料金等補助金交付要綱を基に監査人が作成)

(図表 4 I -4-11) 件数・金額の推移 (商店街街路灯等電気料金等補助金)  
(単位：千円)

| 年度     | 件数 | 補助金額   |
|--------|----|--------|
| 2015 年 | 73 | 16,320 |
| 2016 年 | 67 | 12,640 |
| 2017 年 | 66 | 12,879 |
| 2018 年 | 63 | 13,131 |
| 2019 年 | 59 | 13,382 |

(4) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                   | 監査手続                                                                                                    |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか。 | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                            |
| ②補助金額の算定及び交付時期は適切であるか。                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ③補助事業に係る実績報告が適切に行われているか。              | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であるかを確認した。                                                                   |
| ④補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。     | 補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                         |

(5) 実施結果

意見 16 「収支明細書の金額の訂正方法について」

商店街にぎわいづくり事業補助金について、補助対象事業完了後に商店街団体から「実績報告書」及び「商店街にぎわいづくり事業収支明細書」（商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱 第2号様式。以下「収支明細書」という。）等を提出させ、補助金額の確定を行っているが、収支明細書に記載の決算額（科目別の内訳及び合計金額）について手書きで修正されているものが散見された。市によると、補助金額に影響を及ぼす修正については、収支明細書の再提出を求めているということであり、今回発見した手書きの修正は、補助申請額を超える部分での修正のため、結果的に補助金額に影響を与えるものではなかったが、補助対象事業の決算額は補助金額に直接影響し得る情報であり、不正防止等の観点から、訂正を行う場合には、申請者が訂正印等を押す必要がある。

意見 17 「収支明細書の様式について」

商店街にぎわいづくり事業の補助金額を算出するためには、(図表 4 I -4-5) に記載のとおり、対象事業ごとの①補助対象事業費、②控除額、③補助率、④補助限度額の情報が必要になるが、現状の実績報告書及び収支明細書には、②控除額、③補助率、④補助限度額及び補助金の計算過程が記載されていない。現状の様式では、決裁者等が補助金額の妥当性を確認するためには、要綱等を基に都度再計算を行わ

なければならないため、業務の効率性及び確実性の観点から、収支明細書等に補助金額算出の計算過程を明記すべきである。

#### 意見 18 「補助メニューの妥当性について」

商店街にぎわいづくり事業の 4 つの補助メニュー（①にぎわいづくりイベント事業、②集客力向上モデル事業、③商店街地域連携共同事業、④商店街地域資源活用事業）のうち、③商店街地域連携共同事業及び④商店街地域資源活用事業の直近 5 年間の利用実績は、それぞれ 1 団体のみとなっており、予算額が十分に活用されていない。これに対し、市は 2019 年度より上記②～④の予算を 1 本化して弾力的に運用しているが、利用状況に大きな変化はない。補助金が活用されていない原因を把握し、活用されるためにどのような改善策が必要か、または、商店街の活性化にとってより有効な施策がないか等検討されたい。

### 4－3 中心市街地活性化事業

#### （1）中心市街地活性化事業の概要

|       |                                                                                      |             |        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 名称    | 中心市街地活性化事業                                                                           |             |        |
| 事業の概要 | 横須賀中央エリアの魅力を向上させるため、支援制度などを活用し、再開発・建て替え事業を促進するとともに、再開発や企業進出などによる新たな活性化の芽を商業促進につなげる事業 |             |        |
| 当初予算額 | 3,550 千円                                                                             |             |        |
| 決算額   | 2,819 千円                                                                             |             |        |
|       | (内訳)                                                                                 |             |        |
|       | 節                                                                                    | 科目          | 金額（千円） |
|       | 09                                                                                   | 旅費          | 270    |
|       | 11                                                                                   | 需用費         | 145    |
|       | 19                                                                                   | 負担金、補助及び交付金 | 2,404  |

#### （2）主な事業

##### ① 中心市街地活性化事業補助金

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 補助事業の概要 | 横須賀中央エリアにおける経済活動の活性化を図り、にぎわいを生む街づくりを進めるため、当該横須賀市中央エリアの商店街連合が行う事業に対する補助 |
| 補助要綱    | 中心市街地活性化事業補助金交付要綱                                                      |
| 対象者     | 横須賀中央エリアの商店街連合                                                         |
| 補助率     | 2/3                                                                    |
| 限度額     | 2,000 千円                                                               |

|        |          |
|--------|----------|
| 事業開始年度 | 2014 年度  |
| 当初予算額  | 2,000 千円 |
| 決算額    | 2,000 千円 |

② まちなか等にぎわい空間創出補助金

|         |                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 補助事業の概要 | 再開発や企業進出等による新たな活性化の芽が生まれている市街地エリアにおける、自主的なにぎわいづくり事業に対する補助 |
| 補助要綱    | まちなか等にぎわい空間創出補助金交付要綱                                      |
| 対象者     | 3 者以上の民間事業者グループ                                           |
| 補助率     | 1/2                                                       |
| 限度額     | 1,000 千円                                                  |
| 事業開始年度  | 2018 年度                                                   |
| 当初予算額   | 1,000 千円                                                  |
| 決算額     | 382 千円                                                    |

(3) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                  | 監査手続                                                                                                    |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                            |
| ②補助金額の算定及び交付時期は適切であるか                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ③補助事業に係る実績報告が適切に行われているか              | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であるかを確認した。                                                                   |
| ④補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか     | 補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                         |

(4) 実施結果

特に指摘する事項はない。

## 5 （観光課）所管事業

### 5－1 観光立市推進事業

#### （1）観光立市推進事業の概要

|       |                                                                                  |     |        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 事業名   | 観光立市推進事業                                                                         |     |        |
| 事業の概要 | 観光客のニーズに合った主要な地域資源を積極的に活用し、観光消費額の拡大を図る。また、観光振興推進委員会を開催し、必要に応じて観光立市推進基本計画の見直しを行う。 |     |        |
| 当初予算額 | 5,262 千円                                                                         |     |        |
| 決算額   | 4,981 千円<br>(内訳)                                                                 |     |        |
|       | 節                                                                                | 科目  | 金額（千円） |
|       | 01                                                                               | 報酬  | 65     |
|       | 09                                                                               | 旅費  | 43     |
|       | 11                                                                               | 需用費 | 150    |
|       | 13                                                                               | 委託料 | 4,722  |

#### （2）着眼点並びに監査手続

| 着眼点                          | 監査手続                                                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。 | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。           |
| ②委託の進捗や成果について適切に管理しているか。     | 委託の進捗や成果について適切に管理しているかを確認するため、所管課への質問及び委託先の報告書等の資料閲覧を実施した。 |

#### （3）実施結果

##### ① マリンレジャー拠点の創出に向けた調査・分析について

市は、2017 年度及び 2018 年度の 2 年間にわたり、マリンレジャー経験者や未経験者のニーズ、市及び湘南地域にあるマリンレジャー事業者の現状を調査・分析し、市の海岸の特性に合ったマリンレジャー拠点の創出に向けた施策を展開するために、業務委託を行っている。

市は、この調査・分析を通じて、東京湾におけるマリンレジャーの有効性が確認できたとしており、特にスタンドアップパドル（SUP）（以下「SUP」という。）やシーカヤックについては、市内の東京湾側を拠点としている地元の民間業者や団体と連携しながら、海洋都市としての横須賀の魅力が高まるような取り組みを進めていき、観光客数や観光消費額の増加を図っていくとしている。

大きな強みである「海」を活用した観光を推進していくため、誘客力の高いシーカヤックや SUP について、観光商品として造成可能かどうかを評価するための現

地調査を実施し、安全性やレジャーとしての満足度などを把握するとともに、必要となる環境の整備、各エリアにおける調整事項等の課題抽出を行っている。

報告書によれば、本調査は猿島周辺、浦賀ドック周辺及び燈明堂周辺の3拠点を調査エリアとし、アンケート結果から近年、シーカヤックやSUPの人気の高まっているものの、ダイビングやシュノーケリング中心の事業者が多く、ダイビング拠点やシュノーケリング拠点としての展開を期待する声が多かったことを踏まえ、シーカヤックやSUPに集中した開発を行うのか、多くの事業者が展開しているダイビングやシュノーケリングを含めた展開をするのか丁寧に検討することが必要だとしている。

## ② マリンレジャー拠点の創出に向けた事業施策について

市は、2018年度の調査を引き継ぐ形で、2019年度は、浦賀エリアで大型のSUPに乗りながら歴史を見るツアーを計画していたが、大型台風により中止となった。また観音崎では、宿泊施設と連携して、ランチバイキングとスパ(SPA)とSUP体験をセットにしたプランを実施し、2020年度は、地元の団体が主催したカヤックフィッシング大会を市も協力しながら実施している。

既に広く行われているウインドサーフィンに加え、当該調査結果に基づいてシーカヤック及びSUPを重点的に開発・普及することを検討している。



### 意見 19 「シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について」

市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けて「シーカヤック」及び「スタンドアップパドル(SUP)」の普及に向けた方針を打ち出しているが、その検討過程に関しての会議録や検討資料等の資料が存在しない。

市行政として、今後の具体的な施策や事業計画の立案へ結びつけるため、また対外的に普及活動の方針や状況を説明するためにも、調査結果を受けて検討した過程

や結果、課題等を示した会議録や検討資料を作成して保管されることが必要である。

## 意見 20 「シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る具体的な目標設定及びスケジュールの策定について」

市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けシーカヤック及び SUP の普及に向けた検討を進めているが、具体的な目標の設定及びスケジュールが策定されていない。

目標設定がされていない場合、当該事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうか、関連する支出が適当であったかどうかを判断し、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。何らかの目標管理が必要であり、目標に向けた具体的な施策が求められる。また、目標の実現に向け、各年度にどのような事業内容を実施するのかをプランニングしスケジュール化することにより、現状の進捗状況を把握することができ次年度に取り組むべき課題の明確化、改善行動に結びつけることができるようになる。

事業の目標としては、各年度に実施すべき事業内容を具体化し、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することが有用である。その上で、実績値との比較検討を行うことで事業の進捗状況や課題を把握されたい。

## 5-2 セールスプロモーション事業

### (1) セールスプロモーション事業の概要

| 事業名   | セールスプロモーション事業                                                                                                                                                                           |     |         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 事業の概要 | 一般・団体集客のため、セールス活動を行い、交流人口の増加と地域経済の活性化を図る。<br>(ア) 観光案内拠点の充実と市内周遊・再来訪を促進する集客促進強化事業の実施<br>(イ) 団体集客のため旅行事業者等へセールス活動を行うツアーセールス事業の実施<br>(ウ) テレビ、新聞、インターネット等のメディアに露出する頻度を増加させるため、メディアセールス事業の実施 |     |         |
| 当初予算額 | 32,485 千円                                                                                                                                                                               |     |         |
| 決算額   | 28,105 千円                                                                                                                                                                               |     |         |
|       | (内訳)                                                                                                                                                                                    |     |         |
|       | 節                                                                                                                                                                                       | 科目  | 金額 (千円) |
|       | 09                                                                                                                                                                                      | 旅費  | 61      |
|       | 11                                                                                                                                                                                      | 需用費 | 19      |
|       | 13                                                                                                                                                                                      | 委託料 | 28,022  |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                          | 監査手続                                                 |
|------------------------------|------------------------------------------------------|
| ①契約の方式及び相手方の選定方法が適正に行われているか。 | 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。     |
| ②委託の成果や進捗状況が適切に把握されているか。     | 委託した事業の成果や進捗状況が適切に把握されているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

5-3 集客プロモーション事業

(1) 集客プロモーション事業の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                           |             |         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 事業名   | 集客プロモーション事業                                                                                                                                                                                                               |             |         |
| 事業の概要 | 横須賀市・京急電鉄(株)・横須賀商工会議所で構成する「横須賀集客促進実行委員会」において、本市の地域資源を戦略的にプロモーションし、地域経済の活性化を図る。<br>また、三浦半島をはじめとした県内自治体や日本遺産に共同認定された旧軍港市等と連携し、集客に向けた PR を実施する。<br>(ア)「横須賀集客促進実行委員会」での事業運営<br>(イ)「三浦半島観光連絡協議会」「旧軍港市日本遺産活用推進協議会」など共同宣言事業での PR |             |         |
| 当初予算額 | 51,714 千円                                                                                                                                                                                                                 |             |         |
| 決算額   | 78,263 千円<br>(内訳)                                                                                                                                                                                                         |             |         |
|       | 節                                                                                                                                                                                                                         | 科目          | 金額 (千円) |
|       | 01                                                                                                                                                                                                                        | 報酬          | 6,275   |
|       | 04                                                                                                                                                                                                                        | 共済費         | 996     |
|       | 09                                                                                                                                                                                                                        | 旅費          | 1,365   |
|       | 11                                                                                                                                                                                                                        | 需用費         | 822     |
|       | 12                                                                                                                                                                                                                        | 役務費         | 134     |
|       | 18                                                                                                                                                                                                                        | 備品購入費       | 711     |
|       | 19                                                                                                                                                                                                                        | 負担金、補助及び交付金 | 67,959  |



(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                          | 監査手続                                                                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ①負担金の支給手続が規則等の定めに従って行われているか。 | 横須賀集客促進実行委員会負担金の交付が横須賀集客促進実行委員会会則等に従って適切に支給されているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ②出張等における承認行為が適切に行われているか。     | 職員の出張命令が適切に課内で承認されているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                            |

(3) 実施結果

指摘 5 「出張命令書の承認漏れについて」

集客プロモーション事業に係る 2019 年 11 月の出張命令書において、担当課長等の押印がなされていないものがあった。原因は押印漏れとのことであるが、適宜に決裁がなされているとは言えないため、決裁行為のルール of 順守を徹底する必要がある。

5-4 観光団体助成事業

(1) 観光団体助成事業の概要

|       |                                                            |             |         |
|-------|------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 事業名   | 観光団体助成事業                                                   |             |         |
| 事業の概要 | 市の観光振興及び地元経済の活性化を図り、観光協会等の推進事業者に対する支援を行うため目的に応じた助成金の交付を行う。 |             |         |
| 当初予算額 | 195,483 千円                                                 |             |         |
| 決算額   | 190,095 千円<br>(内訳)                                         |             |         |
|       | 節                                                          | 科目          | 金額(千円)  |
|       | 08                                                         | 報償費         | 41      |
|       | 09                                                         | 旅費          | 4       |
|       | 19                                                         | 負担金、補助及び交付金 | 190,049 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                      | 監査手続                                                       |
|--------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①補助対象が適切であり、公益上の必要性はあるか。 | 補助金交付要綱等を分析し、交付目的、補助対象事業、補助対象経費を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

| 着眼点                                   | 監査手続                                                                                                    |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によって行われているか。 | 必要な書類が徴求され、定められた審査・確認が適切に実施されているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                            |
| ③補助金額の算定及び交付時期は適切であるか。                | 補助事業の趣旨に沿った算定方法がとられているか、補助金額が定められた算定方法によって計算されているか、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ④補助事業に係る実績報告が適切に行われているか。              | 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切であることを確認した。                                                                  |
| ⑤助成金の支給手続が規則等の定めに従って行われているか。          | 助成金の交付が補助金等交付規則に従って適切に支給されているか確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                                |

### (3) 実施結果

#### 指摘 6 「補助金支出事業に関する変更申請について」

市が助成する「よこすか開国祭」(当初予算額 60,449 千円。2019 年 5 月(開国 Dan'cin) および 8 月(花火大会)に開催)において、花火大会時にうみかぜ公園で恐竜パークが開催されていたため追加コスト(6,858 千円 平成ふ頭特別観覧会会場費)が発生した。市の補助金等交付規則第 6 条「事業計画変更」の承認等では、事業計画を変更する場合は「すみやかに事業計画変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない」とされている。

しかし、当該状況の変化が判明した段階でのやり取りや、当該追加コストにかかる市としての認識に関する文書が存在せず、横須賀市観光協会から事業計画変更申請書を受け取ったのは 2020 年 3 月 2 日であった。

本件は横須賀市観光協会への補助金であり、他の助成事業とあわせて一括して交付を行うため、追加支出の要否がある程度確定するまでは申請の遅れを許容したという事情はある。しかし、本来追加の補助金を支払うか否かは個別の助成事業ごとに検討すべき事項であり、事業計画変更申請書は市として補助金を支出する合理性や妥当性を検討するために必要な資料であることから、提出の遅れを許容すべきものではない。

市は、上記規則に則り、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入手し、補助金の変更の要否について検討することが必要である。

## 5-5 観光情報誌等

### (1) 市が発行する観光情報誌等について

市は、各種の観光情報誌等を文化スポーツ観光部の他、港湾部や教育委員会等の複数の部局において発行している。

主な観光情報誌等の具体例とその発行部署及び設置場所は、下表のとおりであり、類似の観光マップやガイドブックが発行され、観光客に対して観光情報が発信されている。

(図表 4 I -5-1) 主な観光情報誌等の発行部署及び設置場所

| 資料名                                       | 発行部署               | 主な設置場所                                                               |
|-------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 横須賀 観光マップ                                 | 文化スポーツ観光部<br>観光課   | 観光案内所<br>観光施設<br>市内店舗<br>宿泊施設<br>駅<br>東京事務所<br>行政センター<br>庁内<br>イベント等 |
| ドルが使える街<br>横須賀リーフレット                      | 横須賀市観光協会           |                                                                      |
| 三浦半島きままに散歩                                | 文化スポーツ観光部<br>観光課   |                                                                      |
| 横須賀 歴史マップ                                 | 文化スポーツ観光部<br>観光課   |                                                                      |
| 日本遺産<br>横須賀市の構成文化財ガイド                     | 教育委員会<br>生涯学習課     |                                                                      |
| 横須賀の軍事遺産                                  | 環境政策部<br>公園管理課     |                                                                      |
| よこすか 海の幸・大地の恵<br>(よこすか地産地消ショップ<br>ガイドブック) | 文化スポーツ観光部<br>商業振興課 |                                                                      |
| ヨコスカネイビーバーガー<br>ガイドブック                    | 文化スポーツ観光部<br>観光課   |                                                                      |
| よこすか海軍カレー<br>ガイドブック                       | 文化スポーツ観光部<br>観光課   |                                                                      |
| みなとオアシス<br>ペリー久里浜                         | 港湾部<br>港湾企画課       |                                                                      |

主な観光情報誌等の発行部数、配布部数及び在庫部数は、下表のとおりである。

(図表 4 I -5-2) 主な観光情報誌等の発行部数、配布部数及び在庫部数

| 資料名                                              | 発行部数                          |                             |                              | 配布部数                          |                             |                              | 直近の在庫部数              |                                   |
|--------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------|-----------------------------------|
|                                                  | H29年度                         | H30年度                       | R1年度                         | H29年度                         | H30年度                       | R1年度                         | 部数                   | 棚卸実施年月日                           |
| 横須賀<br>観光マップ                                     | 80,000                        | 87,000                      | 100,000                      | 57,038                        | 53,454                      | 52,063                       | 32,000               | 令和2年9月1日                          |
| ドルが使える街<br>横須賀リーフ<br>レット                         | 日本語<br>20,000<br>英語<br>10,000 | 日本語<br>8,000<br>英語<br>4,000 | 日本語<br>10,500<br>英語<br>5,500 | 日本語<br>20,000<br>英語<br>10,000 | 日本語<br>8,000<br>英語<br>4,000 | 日本語<br>10,500<br>英語<br>5,500 | 0                    | 令和2年11月9日                         |
| 三浦半島きまま<br>に散歩                                   | 146,500                       | 162,000                     | 129,300                      | 238,682                       | 96,625                      | 131,826                      | 35,800               | 令和2年7月10日                         |
| 横須賀<br>歴史マップ                                     | 30,000                        | 32,500                      | 80,000                       | 39,252                        | 22,846                      | 29,050                       | 45,000               | 令和2年9月1日                          |
| 日本遺産<br>横須賀市の構成<br>文化財ガイド                        | 8,000                         | 10,000                      | 10,000                       | 6,400                         | 8,000                       | 4,600                        | 4,800                | 令和2年11月9日                         |
| よこすか<br>海の幸・大地の<br>恵（よこすか<br>地産地消ショッ<br>プガイドブック） | 100,000                       | 100,000                     | 100,000                      | 100,000                       | 100,000                     | 100,000                      | 25,000部<br>/110,000部 | 令和2年3月16日<br>※令和2年度版は<br>110,000部 |
| ヨコスカ<br>ネイビーバー<br>ガーガイドブック                       | 61,000                        | 55,000                      | 65,200                       | 28,583                        | 25,745                      | 35,993                       | 20,000               | 令和2年9月1日                          |
| よこすか<br>海軍カレー<br>ガイドブック                          | 26,400                        | 26,600                      | 24,000                       | 26,400                        | 26,000                      | 24,000                       | 0                    | 令和2年3月31日                         |
| みなとオアシス<br>ペリー久里浜                                | 0                             | 2,500                       | 4,500                        | 0                             | 2,500                       | 4,445                        | 4,445                | 令和2年11月9日                         |

また、市が運営する web ページ「横須賀観光情報ここはヨコスカ」(<https://www.cocoyoko.net>)において、観光スポットやイベント情報を紹介し観光情報を発信している。その中でも各種パンフレットが閲覧・ダウンロードできるようになっている。

## (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                             | 監査手続                                                                                                 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。 | ①事業の効果測定方法、分析及び評価方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。<br>②事業の評価結果に対する今後の対応方針及び方法を確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ②契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。     | 契約手続について、法令及び規則の定めを照らして適切に実施されていることを確認するため、所管課への質問を実施した。                                             |

### (3) 実施結果

#### 意見 21 「観光情報誌等の役割の明確化について」

市は、観光マップや観光ガイドブックなど複数の観光情報誌等により観光情報を発信している。観光客はそれぞれの観光情報誌等により有用な観光情報を入手することができる。

一方、観光情報誌等はその目的やコンセプトが異なることから多種多様なものが存在しており、内容に関しては重複している部分も多い。その結果、観光客は複数の観光情報誌等に記載されている多くの観光情報の中から自らが取捨選択する必要があり、本来必要とする観光情報を入手する機会を逸することも考えられる。

ターゲットとすべき観光客や情報の目的、役割、内容を整理し明確化することにより、観光客自らが望む観光情報を入手できるよう、全庁レベルで観光情報誌等の作成方針を定め、関連する部局間の連携・調整を図りつつ、観光情報を集約・整理することが望まれる。

これにより、観光客にとってより有用な情報が発信できることに加え、印刷費用等の印刷物の発行コストを抑えることもできよう。

## II 港湾に関する事業の実施状況

### 1 (港湾企画課) 所管事業

2019年度の港湾企画課の主な業務及び事業は第3、II、2「横須賀市における港湾関連事業担当組織の概要」(1)及び同3「横須賀市における港湾関連事業の予算及び決算の概要」記載のとおりであり、具体的には、①横須賀港港湾計画改訂事業、②横須賀港官民連携基盤整備推進事業に加え、横須賀うみかぜカーニバルの開催及び横須賀港便覧の作成等、港湾の振興及び利用促進に関する業務も行っている。

#### <横須賀港港湾計画について>

上記①横須賀港港湾計画改訂事業は、2005年3月に策定された横須賀港港湾計画を抜本的に改訂する事業である。そこで、まず、「港湾計画」及び「2005年に策定された市の港湾計画」等について、以下詳述する。

#### (1) 港湾計画について

港湾計画とは、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全を行うにあたっての基本的な計画であり、港湾法第3条の3第1項により策定が義務付けられている法定計画である。港湾計画は、おおむね10年～15年後を目標年次として定められている。

| 条項          | 内容                                                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 港湾法第3条の3第1項 | 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない |

そして、政令（港湾法施行令第一条の四）で定める事項は以下のとおりである。

|                                           |
|-------------------------------------------|
| ① 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針          |
| ② 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項            |
| ③ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項 |
| ④ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項                      |
| ⑤ 港湾の効率的な運営に関する事項                         |
| ⑥ その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項  |

#### (2) 港湾工事と費用負担について

港湾管理者が港湾計画に定めた港湾工事を行う場合には、以下のとおり国がその費用の一部を負担又は補助する場合がある。

- ① 国が工事費の一部（十分の五）を負担する場合（港湾法第四十二条）
- 一 港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設（これらの施設のうち国土交通省令※で定める小規模なものを除く。）の建設又は改良の重要な工事をする場合
  - 二 港湾管理者が、避難港において、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事をする場合
  - 三 上記いずれの場合も、これによって国が負担することとなる金額についてあらかじめ国土交通大臣に申し出て国会の議決を経た予算に組み入れられている場合
  - 四 地方財政法第 17 条及び第 19 条第 1 項の既定は、港務局について第一項の場合に準用する。この場合において、「地方公共団体」とあるのは「港務局」と読み替えるものとする。  
※国土交通省令で定める小規模なものとは以下の施設をいう。（港湾法施行規則第十条）
    - 一 水深五・五メートル以下の水域施設又は係留施設
    - 二 一の施設を専ら防護するための外郭施設
- ② 国が工事費の一部を補助する場合（港湾法第四十三条）
- 国は、特に必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、予算の範囲内で、一般の公衆の利用に供する目的で（第四号に掲げる港湾施設に係る場合を除く。）港湾管理者のする港湾工事の費用に対し、次に掲げる基準で補助することができる。
- 一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、外郭施設又は係留施設のうち、前条第一項の国土交通省令で定める小規模なものの建設又は改良の港湾工事については十分の四以内
  - 二 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内
  - 三 地方港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の四以内
  - 四 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事については十分の五以内
  - 五 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事については三分の一以内

さらに、港湾施設については、国の社会資本総合整備計画（※1）及びインフラ長寿命化計画（※2）等の対象として国が費用の一部を負担する場合がある。

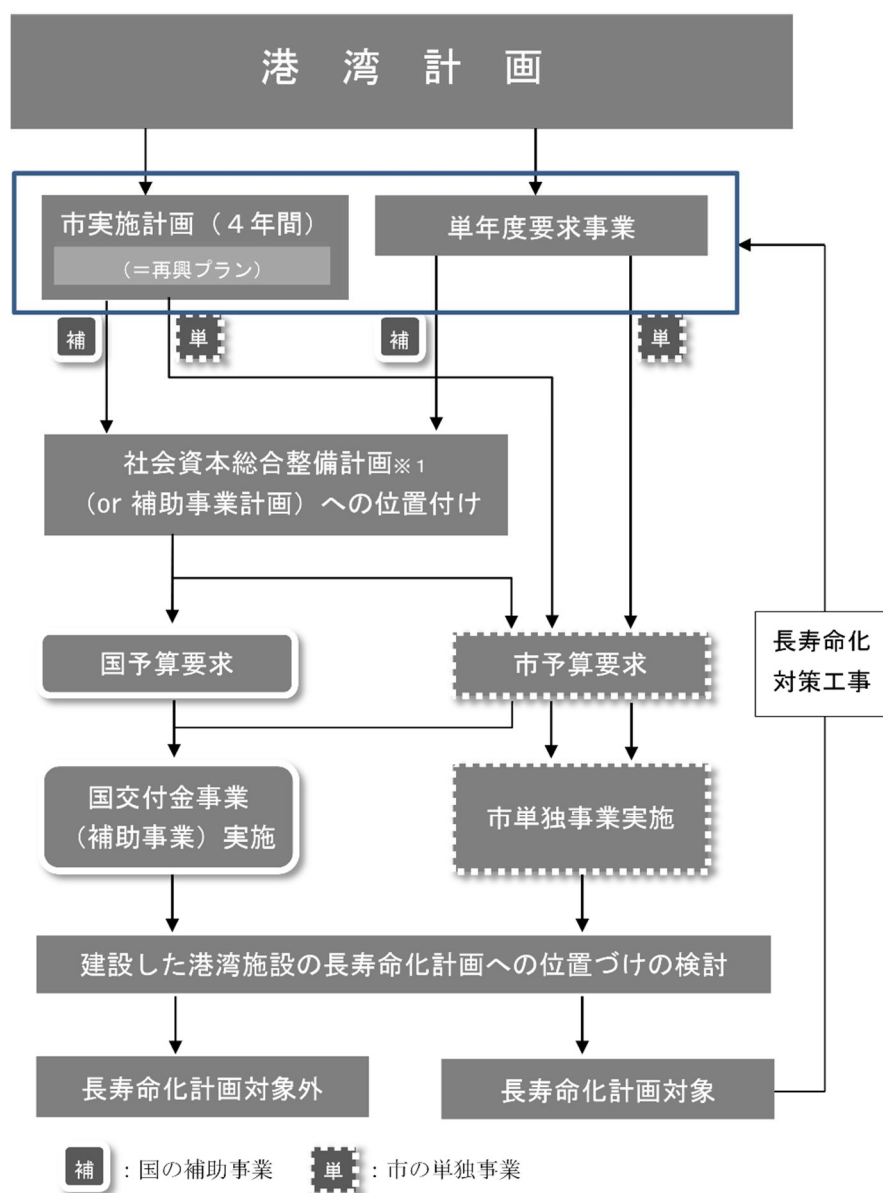
このように、港湾の工事は、市独自の財源に加えて、国の財源によるところが少なくない。

※1 社会資本総合整備計画とは、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用して実施する社会資本の整備等の取り組みに関する計画である。

※2 インフラ長寿命化基本計画とは、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための、中長期的な取り組みの方向性を明らかにする計画である。

港湾計画から、事業（工事等）の実施、施設等の管理・保全等の流れの概要は以下のとおりである。

（図表 4II-1-1）港湾計画・再興プラン・社会資本総合整備計画及びインフラ長寿命化基本計画の関係



（市提出の資料に基づき監査人が作成）



(3) 横須賀港港湾計画について

前記(1)で述べたとおり、市の最新の港湾計画は2005年3月に策定されたものである。そして、その後複数回の軽易な変更が行われ、今日に至っている。

なお、市は、2016年3月に港湾計画の一部改訂を行っている。しかし、かかる改訂は、2005年3月に策定された港湾計画と2016年当時の実施状況及び現状等との齟齬を確認し、これをもとに、今後の港湾計画についての考えを整理したものである。したがって、港湾法に基づく改訂ではなく、市の行政計画に過ぎない。

次の港湾法に基づく港湾計画の抜本的改訂は2021年度に予定されている。

(4) 2005年策定の横須賀港港湾計画の実施状況(概要)

2005年3月に策定された横須賀港港湾計画のうち、港湾の能力並びに港湾施設の規模及び配置計画の実施状況等の概要は以下のとおりである。

約15年の間の社会情勢の変化等により、未達又は未実施の計画も少なくない。

(図表 4II-1-2) 2005年3月策定の横須賀港港湾計画

| I 港湾の能力  |                 |                          |  |                      |  |  | 実施状況 |
|----------|-----------------|--------------------------|--|----------------------|--|--|------|
| 取扱貨物量    | 外 貿             | 300 万トン                  |  | 66 万トン               |  |  |      |
|          | 内 貿<br>(うちフェリー) | 2,210 万トン<br>(1,220 万トン) |  | 838 万トン<br>(142 万トン) |  |  |      |
|          | 合 計             | 2,510 万トン                |  | 904 万トン              |  |  |      |
| 入港最大標準船型 |                 | 30 万 D/W 級               |  | —                    |  |  |      |
| 港湾利用者数   | 旅客施設利用者数        | 170 万人                   |  | 122 万人               |  |  |      |

| II 港湾施設の規模及び配置 |     |           |             |           |                                  |                        |                                                               |
|----------------|-----|-----------|-------------|-----------|----------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 公共ふ頭計画       |     |           |             |           |                                  |                        |                                                               |
|                | 地区  | 水深<br>(m) | 岸壁<br>(バース) | 延長<br>(m) | ふ頭用地(ha)<br>(荷捌施設用地及び保管<br>施設用地) | 目的                     | 実施状況                                                          |
| ①              | 長浦  | 7.5       | 1           | 130       | 2                                | 砂・砂利、米穀類等の内貿貨物を取り扱うため  | 貨物の取り扱いが減少していることから未実施                                         |
|                |     | 5.5       | 1           | 100       |                                  |                        | 貨物の取り扱いが減少していることから未実施                                         |
| ②              | 平成  | 5.5       | 1           | 100       | 1                                | 砂・砂利等の内貿貨物を取り扱うため      | 貨物の取り扱いが減少していること、現在の内貿貨物を取扱っている用地(港湾関連用地)の土地利用が定まっていないことから未実施 |
| ③              | 久里浜 | 5.5       | 2           | 200       | 3(うち1既設)                         | 砂・砂利、金属くず等の内貿貨物を取り扱うため | 貨物の取り扱いが減少していることから未実施                                         |

## 2 旅客船ふ頭計画

|   | 地区 |       | 数(基)  | 目的                       | 実施状況                                         |
|---|----|-------|-------|--------------------------|----------------------------------------------|
| ① | 本港 | 小型さん橋 | 1(公共) | 横須賀らしい港の景観を楽しむ場を提供する等    | 実施後、2013年に専門的に利用する民間事業者に譲渡(2016年に港湾計画を専用に変更) |
| ② | 新港 | 小型さん橋 | 1(公共) | 既存栈橋の老朽化、利便性の向上、海の回廊の対応等 | 実施済み                                         |
| ③ | 平成 | 小型さん橋 | 1     | 利便性の向上、クルージング需要、海の回廊の対応等 | 背後地(港湾関連用地)の土地利用が定まっていないことから未実施              |
| ④ | 走水 | 小型さん橋 | 1     | 賑わい空間の形成、海の回廊の対応等        | 海の回廊計画に基づく旅客需要が見込めないことから未実施                  |

## 3 専用ふ頭計画

|   | 地区 | 水深(m) | 延長(m)       | ふ頭用地(ha)<br>(荷捌施設用地及び保管施設用地) | 目的等                                  | 実施状況         |
|---|----|-------|-------------|------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| ① | 追浜 | 8 岸壁  | 220         | —                            | 大型化に対応するため増深を行う。                     | 実施済み         |
| ② | 長浦 | 11 岸壁 | 353         | —                            | 大型化への対応、防衛機能の集約統合を図り港湾空間を効率的に利用するため、 | 実施中<br>(工事中) |
|   |    | 10 岸壁 | 300         | —                            | 公共ふ頭の専用ふ頭への転換及び増深を行う。                | 未実施          |
|   |    | 5 岸壁  | 200<br>(既設) | 2                            |                                      | 実施済み         |
| ③ | 本港 | 11 岸壁 | 355         | 1                            | (既定計画通り)                             | 実施済み         |

## 4 水域施設計画—係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### (1) 航路

|   | 地区 | 名称   | 水深(m) | 幅員(m) | 実施状況              |
|---|----|------|-------|-------|-------------------|
| ① | 長浦 | 長浦航路 | 11    | 248   | 実施済み              |
| ② | 平成 | 平成航路 | 5.5   | 90    | 埠頭整備と併せて実施するため未実施 |
| ③ | 新港 | 新港航路 | —     | 350   | 実施済み              |

### (2) 泊地

|   | 地区  | 水深(m) | 面積(ha)  | 実施状況              |
|---|-----|-------|---------|-------------------|
| ① | 追浜  | 8     | 3       | 実施済み              |
| ② | 長浦  | 11    | 17      | 実施済み              |
|   |     | 10    | 3       | 実施済み              |
|   |     | 7.5   | 4       | 埠頭整備と併せて実施するため未実施 |
| ③ | 本港  | 11    | 6(既定計画) | 実施済み              |
| ④ | 久里浜 | 5.5   | 2       | 埠頭整備と併せて実施するため未実施 |

## 5 外郭施設計画—港内の静穏及び船舶航行の安全、航路、泊地等の埋没防止のため防波堤

|      |       |                         | 実施状況              |
|------|-------|-------------------------|-------------------|
| 平成地区 | 安浦防波堤 | 延長 580m<br>(うち 500m 既設) | 小型栈橋と併せて実施するため未実施 |

|  |           |         |                   |
|--|-----------|---------|-------------------|
|  | 平成防波堤     | 延長 70m  | 小型栈橋と併せて実施するため未実施 |
|  | 平成第 2 防波堤 | 延長 300m | 埠頭整備と併せて実施するため未実施 |

## 6 小型船だまり計画

|   | 地区  | 名称         | 計画内容                                 | 目的                        | 実施状況                                 |
|---|-----|------------|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| ① | 新港  | 新港船だまり     | 防波堤<br>延長 190m(うち 70m 既設、50m 既定計画)   | 安全性確保                     | 実施済み                                 |
| ② | 平成  | 小型さん橋      | 1 基                                  | プレジャーボートのための係留施設として       | 背後地（港湾関連用地）の土地利用が定まっていないことから未実施      |
| ③ | 大津  | 大津船だまり     | 防波堤<br>延長 60m                        | 安全性確保                     | 実施済み                                 |
|   |     |            | 防波堤<br>延長 30m 撤去(既定計画)               |                           | 実施済み                                 |
| ④ | 走水  | 走水小型船だまり   | 船揚場<br>延長 70m                        | (既定計画通り)                  | 砂浜侵食等があり、再検討が必要となったため未実施             |
|   |     | 走水本港船だまり   | 防波堤<br>延長 340m(うち 150m 既定計画、90m 工事中) | 漁船の船だまりとしての安全性確保          | 実施中(工事中)<br>H23 に防波堤延長 280m に変更      |
| ⑤ | 浦賀  | 浦賀第 4 船だまり | 小型さん橋<br>3 基                         | プレジャーボートの適正な係留・保管         | 実施済み                                 |
|   |     | 浦賀第 3 船だまり | 防波堤<br>延長 230m(うち 200m 工事中)          | (既定計画通り)                  | 実施済み                                 |
|   |     |            | 小型さん橋<br>2 基                         |                           | 1 基実施中<br>民間開発事業が進んでいないこともあり 1 基は未実施 |
|   |     |            | ふ頭用地<br>1ha                          |                           | 民間開発事業が進んでいないため未実施                   |
| ⑥ | 久里浜 | 長瀬船だまり     | 泊地<br>水深 2.5m<br>面積 1ha              | 漁船の係留、及びプレジャーボートの適正な係留・保管 | 隣接する埠頭整備と併せて整備予定のため未実施               |
|   |     |            | 防波堤<br>延長 70m                        |                           | 隣接する埠頭整備と併せて整備予定のため未実施               |
|   |     |            | 物揚場<br>水深 2.5m<br>延長 115m            |                           | 隣接する埠頭整備と併せて整備予定のため未実施               |
|   |     |            | 小型さん橋<br>1 基                         |                           | 水域の放置艇がなくなったため未実施                    |

## 7 マリーナ計画（参照 新港地区、馬堀地区の既定計画はすべて削除）

## 8 臨港交通施設計画－港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶ道路

|   |               | 実施状況             |
|---|---------------|------------------|
| ① | 新港第 2 突堤 1 号線 | 4 車線(既設)<br>実施済み |
|   | 起点 臨港道路小川三春線  |                  |

|   |    |               |            |                    |
|---|----|---------------|------------|--------------------|
|   | 終点 | 新港船だまり        |            |                    |
| ② |    | 新港第 2 突堤 2 号線 | 4 車線(既設)   | 実施済み               |
|   | 起点 | 臨港道路小川三春線     |            |                    |
|   | 終点 | うみかぜ公園        |            |                    |
| ③ |    | 西浦賀緑地線        | 2 車線(既定計画) | 民間開発事業が進んでいないため未実施 |
|   | 起点 | 浦賀第 3 船だまり    |            |                    |
|   | 終点 | 市道 4823 号線    |            |                    |

### Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

#### 1 港湾環境整備施設計画－市民の憩い等のため、緑地や海浜の整備を行う

|   | 地区  | 種類 | 面積等                    | 実施状況                                                            |
|---|-----|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ① | 長浦  | 緑地 | 2ha                    | 2016 (H28) に 1ha に変更<br>埠頭整備と併せて実施するため未実施                       |
| ② | 大津  | 緑地 | 4ha<br>(うち 1ha 既定計画)   | 海岸高潮対策の整備が適切と考えられたため、<br>2010 (H22) に緑地計画を削除し、現在、高潮<br>対策を実施中   |
| ③ | 走水  | 海浜 | 900m<br>(うち 600m 既定計画) | 野比地区の侵食対策事業を優先して実施中の<br>ため未実施                                   |
| ④ | 浦賀  | 緑地 | 1ha(既定計画)              | 民間開発事業が進んでいないため未実施<br>なお、浦賀地区では 2006 (H18) に別箇所緑<br>地を計画し、現在実施中 |
|   |     | 海浜 | 390m(既定計画)             | 民間開発事業が進んでいないため未実施                                              |
| ⑤ | 久里浜 | 緑地 | 1ha                    | 浦賀地区の緑地整備を優先して実施中のため<br>未実施                                     |
| ⑥ | 野比  | 海浜 | 1,000m(既定計画)           | 侵食対策を実施中                                                        |

(市作成の「横須賀港港湾計画書 - 改訂 - 平成 17 年 3 月」に基づき監査人が作成)

#### (5) 2021 年度に予定されている港湾計画の抜本的改訂へ向けての作業について

市は、2021 年度の港湾計画の抜本的改訂に向けて、以下の通り、改訂作業の準備を進めている。

#### 1-1 横須賀港港湾計画改訂事業（再興プラン事業）

##### (1) 事業の概要

| 事業名   | 横須賀港港湾計画改訂事業                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の概要 | <p>2021 年度に予定されている港湾計画策定に先駆け、基礎情報となる港湾物流、港湾の安全性、港湾環境などについて調査・分析等を行うものである。</p> <p>また、市は、上記調査結果等に基づき、長期構想委員会を設置して計画改訂の素案を策定し、その後港湾審議会の意見を聴いたうえで、計画の改訂を行う予定である。</p> <p>なお、長期構想委員会と審議会関係及び新たに改訂される港湾計画策定の今後のスケジュールの概要は下図のとおりである。</p> |
| 当初予算額 | 68,989 千円                                                                                                                                                                                                                        |

|     |           |        |         |
|-----|-----------|--------|---------|
| 決算額 | 57,816 千円 |        |         |
|     | (内訳)      |        |         |
|     | 節         | 科目     | 金額 (千円) |
|     | 13        | 委託料    | 57,624  |
|     |           | その他事務費 | 192     |

(図表 4II-1-3) 横須賀港長期構想と港湾計画改訂までのスケジュール

|                      | 横須賀港長期構想委員会※ <sup>1</sup> | 審議会関係                            |
|----------------------|---------------------------|----------------------------------|
| 2019 年度              |                           |                                  |
| 2019.11.1            | 第 1 回委員会 課題抽出             |                                  |
|                      | ↓                         |                                  |
| 2020.3※ <sup>2</sup> | 第 2 回委員会 長期構想素案           |                                  |
|                      | ↓                         |                                  |
| 2020 年度              |                           |                                  |
| 2021.2 予定            | 第 3 回委員会 (予定) 長期構想案       |                                  |
|                      | ↓                         |                                  |
| 2021.3 予定            | 第 4 回委員会 (予定) 計画改訂素案      | 横須賀市<br>港湾審議会<br>(予定) 計画改訂<br>審議 |
|                      |                           | ↓                                |
| 2021 年度              |                           | 交通政策<br>審議会<br>港湾分科会 計画改訂        |

※<sup>1</sup> 横須賀港長期構想委員会とは、長期的視点に立った横須賀港の将来像となる長期的な構想を策定するため、様々な分野の有識者等から構成される委員会である。横須賀港港湾計画改訂事業における委託業務の一部として、同業務の受託者により運営されている。

※<sup>2</sup> 当初 2020 年 2 月に開催予定であった第 2 回委員会は、新型コロナウイルス対応のため中止となり、2020 年 3 月に第 2 回委員会に替え委員会資料に基づく意見照会（書面会議）が行われた。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                           | 監査手続                                                                          |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約手続等が法令及び規則等の定めに従って行われているか。 | 契約手続きが法令及び規則等の定めに従って適切に行われていることを確認するため、所管課への質問並びに業者選定に関する資料及び契約関係書類等の閲覧を実施した。 |
| ②事業が効率的に進められているか。             |                                                                               |
| ③市民への情報開示が十分に行われているか。         |                                                                               |

(3) 実施結果

意見 22 「資格要件の確認について」

港湾の調査等の契約においては、その仕様書で、主任技術者が資格を有することを求める場合が多々ある。その際、資格を証するものとして「技術士登録証」や「登録証」と題する書面が提出されている。複数の契約で、登録証等の作成年月日が平成 10 年や同 19 年等、10 年以上前のものの写しが提出され、中には、登録を証明した法人の正式名称が社団法人から公益社団法人に変更されているにもかかわらず、社団法人のまま提出されているものも存在した（「横須賀港港湾環境現況調査業務」「横須賀港長期構想検討業務」）。

確かに、一度資格を取得すれば、その後もこれを保持しているのが通常である。しかし、技術者も何らかの理由で資格を失う場合がないわけではない。また、主任技術者等は、契約内容を遂行する上で、重要な役職にある。

したがって、資格を証するものについては、証明書の有効期間を設けるなどして、より厳格に確認すべきである。また、市においても主任技術者等の資格についていかに最新の状況を把握できるかなどについてさらに検討されたい。

指摘 7 「成果物の紛失について」

業務委託契約（「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」）の成果物として電子データ CD-R で納品されたうちの一枚が紛失していた。市によれば、写真は複数の CD-R に分けてすべて納品されたが、データを課のコンピューターにコピーし、その後は、主にコンピューター内のデータを用いていたため、CD-R の紛失に気付かなかった。紛失した CD-R はおそらく市のいずれかの課に貸与し、戻ってきていないものと思われるとのことであった。

しかし、CD-R は電子データである電磁的記録を内蔵するものであるところ、市職員が取得した電磁的記録は公文書にあたり（公文書管理規則第 2 条第 1 号）、公文書の所在は把握できる状態にしておかなければならない（同第 3 条第 1 項）。

したがって、今後は成果物の管理には、より一層注意されたい。

なお、市は、紛失に気づいた後、再発を防止するため、成果物等の管理ノートを作成したとのことである。

#### 意見 23 「損害保険加入証明資料の紛失について」

業務委託契約（「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」）の仕様書において、賠償責任保険への加入を要件とするものがあったが、契約関連書類として、賠償責任保険加入を証する書面が綴られていなかった。市によれば、契約締結当初は存在したが、どこかの時点で紛失したと思われるとのことであった。

しかし、賠償責任保険加入を証する書面は、契約締結の際取得した文書であることから、公文書に当たる（公文書管理規則第 2 条第 1 号）。そして、公文書は、所管課等の事務事業ごとに分類、種別ごとに整理し、保存するものとされている（同規則第 5 条第 1 項）。したがって、今後は、公文書の整理、保存を徹底されたい。

なお、本件においては、市は、紛失が発覚した後、契約締結業者から、新たに賠償責任保険の加入を示す書類を取得している。

#### 意見 24 「港湾計画の掲載方法について」

市はホームページにおいて、2005 年 3 月に策定された横須賀港港湾計画の改訂（行政計画）である横須賀港港湾計画（2016 年 3 月改訂）を掲載している。

2016 年改訂版は、施設配置計画に関し、何枚かの図面を掲載しているものの、その他の部分は、市港湾計画の記載方法同様、何ページにもわたってもっぱら文章形式で記載されている。そのため計画の内容（特に全体像）が理解しにくく、またどこが改訂されたのかもわかりにくい。

そこで、例えば計画内容の概要一覧を作成したり、また改訂版においては、新旧の計画を対比する形式をとるなどして、港湾計画の内容又はその変更等がより市民に伝わりやすい記載となるよう、なお一層工夫、努力されたい。

なお、市によれば、今回の改訂においては、より分かりやすくするため、パンフレット等の作成を検討しているとのことである。

#### 意見 25 「港湾審議会議事録参考資料について」

港湾法は、市が港湾計画を定め、又は変更するときは、横須賀市港湾審議会の意見を聴かなければならないと定めている。そのため、市は、2005 年 1 月 27 日以降の港湾審議会開催経過並びに各回の議事録及び資料目録をホームページで開示している。ここで、資料目録記載の資料について、「資料は本館 2 号館 1 階、市政情報コーナーでご覧になれます。」と記載するにとどめ、URL 情報の開示などは行っていない。

その理由について市に確認したところ、港湾審議会の資料はページ数が多いもの

や、大判図面を含んでいること等から、ホームページ等での開示には馴染まないと考えている旨の回答があった。

しかし、市庁舎に出かけなければ閲覧できないというのでは、情報提供の手段としてあまりに限定的である。そして、議事内容をできるだけ正確かつ詳細に理解するためには、資料目録だけでなく、その内容の確認も重要である。また、資料が条例などの場合は、市のホームページ（例えば例規集）にその内容が掲載されているのだから、そのような場合には、既存の URL を掲載すれば足りるはずである。

したがって、資料目録記載の資料については、その URL を記載したり、また大判図書についても、容易かつ見やすい方法で情報提供できるよう、必要に応じてシステムを改良するなどして、市民が資料により容易にアクセスできる環境を整えるべきである。

## 1－2 横須賀港官民連携基盤整備推進事業

### (1) 事業の概要

|       |                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 横須賀港官民連携基盤整備推進事業                                                                                               |
| 事業の概要 | 2021 年 7 月から北九州（門司港）と市を結ぶ新規フェリーの就航が予定されているため、航路開設に向けて、フェリー就航に必要な施設の検討及び既存利用者との調整を行い、制限区域（SOLAS 区域）の設定を行うものである。 |
| 当初予算額 | 30,354 千円                                                                                                      |
| 決算額   | 11,403 千円（業務委託費 10,744 千円、事務費 659 千円）                                                                          |

### (2) 本事業の実施状況等について

当初市は、新規フェリー就航が予定されている横須賀港新港地区に関し、2019 年度にその基盤整備等検討調査業務を行うことを予定していた。

しかし、横須賀港新港地区をすでに利用していた事業者（以下、本項においては「既存利用者」という）から新規フェリー運航に対し、反対意見が出されるなど、新規利用予定者と既存利用者との調整が難航していた。

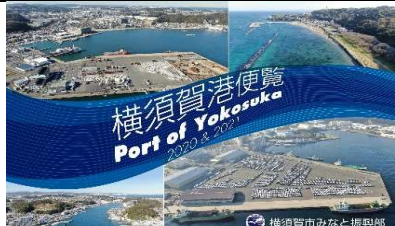
そして、2020 年 10 月には、既存利用者のうちの 1 者から行政訴訟を提起されるに至っている。

そのため、本事業については、監査の対象とすることは控え、上記事実の記載に止めることとする。



### 1-3 その他

#### (1) 港湾の振興及び利用推進に係る港湾経営の企画に関すること

| 名称         | 横須賀うみかぜカーニバル開催（負担金の支出）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 横須賀港便覧の作成                                                                                                                                 |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|----|---------|------|----|---------|------|----|----------|----------------------------------------|
| 概要         | 海のマナーの啓発及び安全に楽しむマリンスポーツの普及を目的として開催する「横須賀うみかぜカーニバル」の実行委員会へ負担金を拠出するものである。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 横須賀港のプロモーションのため、横須賀港の地図及び詳細をつづった便覧を2年ごとに発行するものである。                                                                                        |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 実績         | 過去3年間の実施状況は以下のとおりである。<br><div style="text-align: center;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2017</td> <td>2日</td> <td>約6,900人</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>2日</td> <td>約5,600人</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>3日</td> <td>約13,300人</td> </tr> </tbody> </table> </div> |                                                                                                                                           | 開催日数 | 参加者数 | 2017 | 2日 | 約6,900人 | 2018 | 2日 | 約5,600人 | 2019 | 3日 | 約13,300人 | 2020年度及び2021年度版を1200部作成しこれまで296部を配布した。 |
|            | 開催日数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 参加者数                                                                                                                                      |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 2017       | 2日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 約6,900人                                                                                                                                   |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 2018       | 2日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 約5,600人                                                                                                                                   |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 2019       | 3日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 約13,300人                                                                                                                                  |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 当初予算額      | 1,200千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,452千円                                                                                                                                   |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 決算額        | 1,200千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1,265千円                                                                                                                                   |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |
| 現場風景・内容写真等 |  <p>うみかぜ公園の様子（2019年7月14日及び15日実施）</p>                                                                                                                                                                                                                              |  <p>横須賀港便覧は市庁舎本館2号館1階、市政情報コーナーで販売しており、誰でも入手が可能である。</p> |      |      |      |    |         |      |    |         |      |    |          |                                        |

#### (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                          | 監査手続                                                                                                                            |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約手続等が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | ①契約手続が法令及び規則の定めにより適切に行われていることを確認するため、所管課への質問並びに業者選定に関する資料及び契約書類等の閲覧を実施した。<br>②カーニバルの実施状況に関する資料の閲覧を実施した。<br>③便覧の成果物の内容等の閲覧を実施した。 |
| ②負担金の支出が適切に行われているか。          |                                                                                                                                 |
| ③事業が効率的に進められているか             |                                                                                                                                 |

#### (3) 実施結果

特に指摘することはない。

## 2 (港湾総務課) 所管事業

2019年度の港湾総務課の主な業務及び事業は第3、Ⅱ、2「横須賀市における港湾関連事業担当組織の概要」(2)及び同3「横須賀市における港湾関連事業の予算及び決算の概要」記載のとおりである。

### 2-1 港湾施設使用料

港湾施設使用料とは、港湾施設を利用する場合に納付すべき使用料のことである。港湾施設については、「港湾法」によって定義されている。

#### ○港湾法

##### (定義)

第二条 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設

八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を除く。)

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

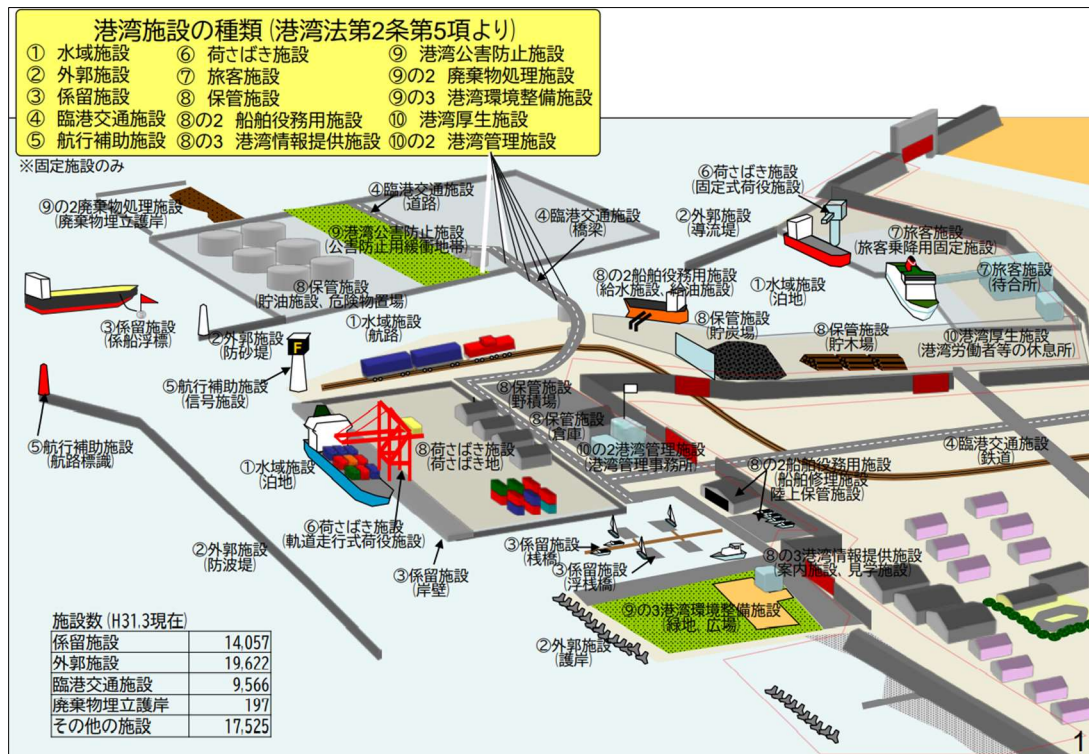
十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のた

めの給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両  
 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

各港湾施設のイメージについては、以下のとおりである。

(図表4Ⅱ-2-1) 港湾施設の概要 (表左下の「施設数」は日本全国の各施設数)



(出典：国土交通省港湾局 HP)

これらの港湾施設の利用に対して料金を徴収する場合、港湾法において、料率の算定と公表が義務付けられている。

#### ○港湾法

(港湾管理者の料金)

第四十四条 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金(次条第一項の入港料を除く。)を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも三十日前に、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

東京湾及び近隣の港に関する年度別の施設使用料及び役務利用料については、下記表のとおりとなっている。

横浜港、川崎港及び東京港は、国際戦略港湾であり、施設使用料及び役務利用料の観点からも圧倒的に規模が大きいことが分かる。また、国際拠点港湾である千葉

港及び清水港も規模が大きい。

横須賀港は重要港湾に該当する。東京湾における重要港湾は、横須賀港と木更津港の2港である。その他近隣の重要港についても下記表のとおりとなっている。

(図表4Ⅱ-2-2) 港別年度別の施設使用料及び役務利用料 (単位：千円)

| 港名    | 港湾管理者 | 港湾の種別  | 施設使用料及び役務利用料 |            |            |
|-------|-------|--------|--------------|------------|------------|
|       |       |        | 2016年度       | 2017年度     | 2018年度     |
| 横浜港   | 横浜市   | 国際戦略港湾 | 11,746,511   | 11,563,609 | 11,706,418 |
| 東京港   | 東京都   | 国際戦略港湾 | 7,017,824    | 6,897,198  | 6,987,668  |
| 川崎港   | 川崎市   | 国際戦略港湾 | 4,620,410    | 4,904,964  | 4,673,060  |
| 清水港   | 静岡県   | 国際拠点港湾 | 2,671,244    | 2,705,768  | 2,808,487  |
| 千葉港   | 千葉県   | 国際拠点港湾 | 1,943,053    | 1,968,495  | 1,963,898  |
| 茨城港   | 茨城県   | 重要港湾   | 695,109      | 669,845    | 697,601    |
| 小名浜港  | 福島県   | 重要港湾   | 588,403      | 582,555    | 599,913    |
| 木更津港  | 千葉県   | 重要港湾   | 566,684      | 571,362    | 518,823    |
| 横須賀港  | 横須賀市  | 重要港湾   | 433,896      | 433,313    | 449,003    |
| 田子の浦港 | 静岡県   | 重要港湾   | 409,368      | 409,307    | 404,140    |
| 鹿島港   | 茨城県   | 重要港湾   | 281,684      | 284,552    | 368,849    |
| 御前崎港  | 静岡県   | 重要港湾   | 217,070      | 235,166    | 297,060    |

(出典：国土交通省公表の資料を監査人が加工)

## 2-1-1 設定等

### (1) 港湾施設使用料の設定等に関する概要

#### ① 横須賀市の港湾施設使用料

市では港湾法第44条を受け、横須賀港港湾施設使用条例により港湾施設使用料を港湾施設ごとに定めてその徴収を行っている。

#### ○横須賀港港湾施設使用条例

##### (使用料)

第6条 港湾施設の使用については、使用の許可又は占有使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から別表第1から別表第3までに定める使用料を徴収する。ただし、市長において公益上その他必要と認めるときは、これを減免することができる。

港湾施設使用料の単価については、横須賀港港湾施設使用条例別表第1～別表第3に定められている。所管課の主たる使用料収入の単価については、そのうち別表1に記載がある。

○横須賀港港湾施設使用条例別表第1(第6条関係)(2020年4月1日時点)

| 施設名       | 使用料金                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岸壁、棧橋、物揚場 | 定期船<br>船舶の総トン数1tごと<br>係留24時間までごとに 5円<br>定期船以外の船舶<br>船舶の総トン数1tごと<br>係留24時間までごとに 11円                                                                                                                                                           |
| 係船浮標      | 総トン数 1,000t未満の船舶<br>係留24時間までごとに 4,920円<br>総トン数 1,000t以上 3,000t未満の船舶<br>係留24時間までごとに 9,850円                                                                                                                                                    |
| 上屋        | 専用使用 1㎡までごとに 1月 780円<br>一般使用<br>貨物搬入の日から15日まで 1㎡又は1tまでごとに1日 17円<br>貨物搬入の日から16日以後 1㎡又は1tまでごとに1日 35円                                                                                                                                           |
| 荷さばき地     | 長浦港、浦賀港及び久里浜港(久里浜1号・長瀬)<br>専用使用 1㎡までごとに 1月 105円<br>一般使用<br>貨物搬入の日から15日まで 1㎡までごとに1日 4円<br>貨物搬入の日から16日以後 1㎡までごとに1日 7円<br>新港、平成港及び久里浜港(久里浜2号・久里浜3号)<br>専用使用 1㎡までごとに 1月 170円<br>一般使用<br>貨物搬入の日から15日まで 1㎡までごとに1日 6円<br>貨物搬入の日から16日以後 1㎡までごとに1日 9円 |
| 野積場       | 専用使用 1㎡までごとに 1月 170円<br>一般使用<br>貨物搬入の日から15日まで 1㎡までごとに1日 6円<br>貨物搬入の日から16日以後 1㎡までごとに1日 9円                                                                                                                                                     |
| 船舶給水      | 5立方メートルまで 3,850円<br>5立方メートルを超える1立方メートルまでごとに 770円<br>ただし、執務時間外に船舶給水を行う場合は、その料金の額に5割を加算する。                                                                                                                                                     |
| 船舶給電      | 1キロワット1時間までごとに 83円                                                                                                                                                                                                                           |

備考

- 1 棧橋は、平成突堤式棧橋を除く。
- 2 物揚場は、平成1号物揚場、平成2号物揚場、平成3号物揚場、平成4号物揚場、平成5号物揚場、平成6号物揚場、大津物揚場、走水物揚場、鴨居2号物揚場、鴨居3号物揚場、鴨居係船突堤及び西浦貨物揚場を除く。
- 3 この表において定期船とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第3項に規定する定期航路事業の用に供する船舶をいう。
- 4 船舶の総トン数とは、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第5条に規定する総トン数をいう。ただし、総トン数を表示しない船舶の総トン数は、市長が算定した数値とする。
- 5 1日に2回以上同一ふ頭内の係留施設を使用する船舶については、当該船舶が当該係留施設を1日に使用した合計時間を1回の係留時間とする。

- 6 上屋、荷さばき地及び野積場の使用期間の始期は、使用を開始する日の午前 8 時 30 分とし、終期は、使用を終了する日の午後 5 時とする。
- 7 執務時間外とは、次に掲げる日及び時間をいう。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
  - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
  - (4) 前 3 号に掲げる日以外の日の午前零時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時から午後 12 時まで
- 8 給水のみのために入港した船舶の係留に係る使用料については、給水に要する必要な時間内の使用であれば無料とする。
- 9 執務時間外の船舶給水の使用料については、当該船舶の関係者が市長の承認を得て自ら給水作業を行う場合には、時間内の使用料とする。
- 10 使用料金の計算単位が、この表に定める単位に満たないとき又はこの表に定める単位に満たない端数があるときは、この表に定める単位に切り上げる。

港湾部使用料の具体的な内訳と 3 年間の推移については、下表のとおりとなっている。

(図表 4Ⅱ-2-3) みなと振興部（港湾部）の直近 3 年度の使用料推移（単位：千円）

| 款項目節         | 2017 年度   | 2018 年度   | 2019 年度   |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 市全体の使用料及び手数料 | 3,710,799 | 3,705,368 | 3,754,742 |
| 港湾部使用料       | 433,601   | 449,953   | 450,959   |
| 農林水産業使用料     | 17,642    | 17,300    | 17,246    |
| 岸壁物揚場泊地使用料   | 457       | 413       | 434       |
| 漁港施設用地占用料    | 6,640     | 6,652     | 6,639     |
| 漁港道路占用料      | 180       | 212       | 213       |
| 水域占用料        | 2,267     | 2,117     | 2,114     |
| 公共空地占用料      | 6,599     | 6,556     | 6,521     |
| 漁港区域内駐車場使用料  | 1,497     | 1,348     | 1,324     |
| 土木使用料        | 415,958   | 432,652   | 433,713   |
| 岸壁使用料        | 53,010    | 52,865    | 51,856    |
| 栈橋使用料        | 11,961    | 11,563    | 17,342    |
| 係船浮標使用料      | 841       | 715       | 386       |
| 上屋使用料        | 10,898    | 11,734    | 11,734    |
| 荷さばき地使用料     | 42,863    | 51,782    | 50,556    |
| 野積場使用料       | 90,575    | 94,370    | 94,270    |
| 物揚場使用料       | 23,533    | 24,058    | 25,462    |
| 船舶給水料        | 20,319    | 18,436    | 19,041    |
| 給電施設使用料      | 1,190     | 988       | 1,551     |
| 港湾施設占用料      | 59,564    | 61,591    | 58,524    |
| 水域占用料        | 44,044    | 44,448    | 41,679    |
| 公共空地占用料      | 9,555     | 9,594     | 10,151    |
| 港湾緑地使用料      | 47,600    | 50,502    | 51,181    |

(出典：2019 年度歳入歳出決算説明資料より監査人が抜粋)



2019年度の港湾部の使用料は450,959千円であり、2019年度の市全体の使用料及び手数料3,754,742千円のうち、およそ12%を占める。

港湾施設使用料は、主として土木使用料をいう。2019年度の監査においては、「横須賀港港湾施設使用条例」に記載のうち、岸壁使用料、棧橋使用料、上屋使用料、荷さばき地使用料、野積場使用料、物揚場使用料について、監査手続を実施している。

なお、港湾施設使用料に関する直近の改定では、消費税率の引き上げに対応するため、2020年4月1日に横須賀市港湾施設使用料の改定が行われている。使用料の変更については、市のホームページ上で開示が行われている。

(図表4Ⅱ-2-4) 「横須賀港港湾施設使用条例」別表新旧対照表

| 旧                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 新(R2.4.1以降)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名               | 使用料金                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 施設名               | 使用料金                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 岸壁、<br>棧橋、<br>物揚場 | 定期船<br>船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 5円<br>定期船以外の船舶<br>船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 11円                                                                                                                                                                                                                           | 岸壁、<br>棧橋、<br>物揚場 | 定期船<br>船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 5円<br>定期船以外の船舶<br>船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに 11円                                                                                                                                                                                                                           |
| 係船浮標              | 総トン数1,000トン未満の船舶<br>係留24時間までごとに 4,830円<br>総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶<br>係留24時間までごとに 9,670円                                                                                                                                                                                                                | 係船浮標              | 総トン数1,000トン未満の船舶<br>係留24時間までごとに 4,920円<br>総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶<br>係留24時間までごとに 9,850円                                                                                                                                                                                                                |
| 上屋                | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 770円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 17円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 34円                                                                                                                                                                         | 上屋                | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 780円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 17円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートル又は1トンまでごとに 1日 35円                                                                                                                                                                         |
| 荷さばき地             | 長浦港、浦賀港及び久里浜港(久里浜1号・長瀬)<br>専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 103円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 4円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 7円<br><br>新港、平成港及び久里浜港(久里浜2号・久里浜3号)<br>専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 167円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 6円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 9円 | 荷さばき地             | 長浦港、浦賀港及び久里浜港(久里浜1号・長瀬)<br>専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 105円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 4円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 7円<br><br>新港、平成港及び久里浜港(久里浜2号・久里浜3号)<br>専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 170円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 6円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 9円 |
| 野積場               | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 167円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 6円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 9円                                                                                                                                                                                     | 野積場               | 専用使用 1平方メートルまでごとに 1月 170円<br><br>一般使用 貨物搬入の日から15日まで<br>1平方メートルまでごとに 1日 6円<br><br>貨物搬入の日から16日以後<br>1平方メートルまでごとに 1日 9円                                                                                                                                                                                     |
| 船舶給水              | 5立方メートルまで 3,800円<br>5立方メートルを超える1立方メートルまでごとに 760円<br>ただし、執務時間外に船舶給水を行う場合は、その料金の額に5割を加算する。                                                                                                                                                                                                                 | 船舶給水              | 5立方メートルまで 3,850円<br>5立方メートルを超える1立方メートルまでごとに 770円<br>ただし、執務時間外に船舶給水を行う場合は、その料金の額に5割を加算する。                                                                                                                                                                                                                 |
| 船舶給電              | 1キロワット1時間までごとに 81円                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 船舶給電              | 1キロワット1時間までごとに 83円                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

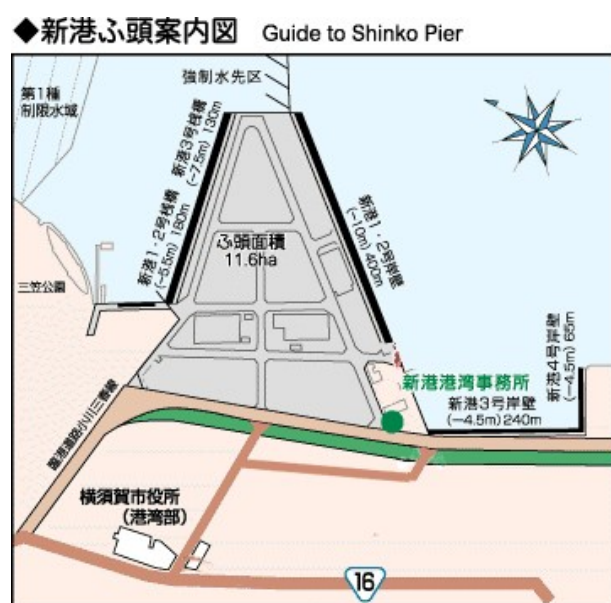
② 横須賀市における港湾施設（横須賀新港地区）

横須賀港の港湾区域は、横須賀市の追浜から野比までの海岸線延長約 61km を有し、13 地区に分け管理されている。新港地区は、横須賀港の主力の埠頭で、1974 年に完成した中心市街地に一番近い埠頭である。

（図表4Ⅱ-2-5）横須賀港新港地区の空撮写真



（図表4Ⅱ-2-6）横須賀港新港地区の案内図





| 施設名        | 延長   | 水深     | 接岸能力<br>(D/W) |
|------------|------|--------|---------------|
| 新港 1・2 号岸壁 | 400m | -10.0m | 15,000×2      |
| 新港 3 号岸壁   | 240m | -4.5m  | 700×4         |
| 新港 4 号岸壁   | 65m  | -4.5m  | 700×1         |
| 新港 1・2 号栈橋 | 180m | -5.5m  | 2,000×2       |
| 新港 3 号栈橋   | 130m | -7.5m  | 5,000×1       |

(出典：横須賀市 HP)

## (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                                              | 監査手続                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ①港湾施設使用料の改定状況を確認するとともに、算定が「公の施設の使用料に関する基本方針」等の根拠に基づいて適切に行われているか。 | 港湾施設使用料の算定が適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び関連する資料の閲覧を行った。                                 |
| ②消費税率の引き上げに対する対応が適時適切に図られているか。                                   | 消費税の引き上げに対する対応状況について確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                        |
| ③港湾施設使用料の改定に関する周知が適切に行われているか。                                    | ホームページにおける港湾施設使用料改定の周知の状況を確認する。また、使用料の根拠となる横須賀港港湾施設使用条例が、市の HP 上で適時に改定されているかどうかを確認した。 |

## (3) 実施結果

### ① 横須賀市の港湾施設使用料の改定状況について

港湾施設使用料の改定の状況について所管課にヒアリングを行ったところ、最近の横須賀港では、物価上昇や地価の大幅な上昇がないため、消費税など国の政策のあり方に並行して市の財務部門が主導した改定がほとんどであるとのことであった。

過去の改定についてどのような例があったかを確認したところ、下記のとおりのおりの回答があった。

#### 【過去の改定の例】

財政部門が主導していない改定として、1992 年度に下記の理由により料金改定している。

#### (1) 理由

(ア) 前回改定からの維持管理経費の漸増による財政事情の圧迫

(イ) 東京湾内の他港の占用料、神奈川県が占用料が改定されたこと

#### (2) 改定料金の算定方法

前回改定時からの固定資産評価額の上昇率(約 31%)と道路部門や他都市

の料金を勘案して決定している。

(3) 改定内容

1992 年度横須賀港港湾施設使用料条例新旧対照表より一部抜粋

| 施設名           | 区分                                                  | 現行料金 | 改定料金  |
|---------------|-----------------------------------------------------|------|-------|
| 岸壁、棧橋、<br>物揚場 | 船舶の総トン数 1 トンごとに<br>係留 24 時間までごとに                    | 10 円 | 11 円  |
| 荷さばき地         | 専用使用 1 m <sup>2</sup> までごとに<br>1 月                  | 90 円 | 100 円 |
|               | 一般使用 貨物搬入の日から<br>15 日まで<br>1 m <sup>2</sup> ごとに 1 日 | 3 円  | 4 円   |
|               | 貨物搬入の日か<br>ら 16 日ごと<br>1 m <sup>2</sup> ごとに 1 日     | 6 円  | 7 円   |
| 野積地           | 専用使用 1 m <sup>2</sup> までごとに<br>1 月                  | 90 円 | 100 円 |
|               | 一般使用 貨物搬入の日から<br>15 日まで<br>1 m <sup>2</sup> ごとに 1 日 | 3 円  | 4 円   |
|               | 貨物搬入の日から<br>16 日ごと<br>1 m <sup>2</sup> ごとに 1 日      | 6 円  | 7 円   |

【財政部主導の改定（消費税率 5%から 8%への引き上げ時）】

2016 年 4 月 1 日に消費税率の引き上げに対応するため使用料を改定。

【財政部主導の直近の改定（消費税率 8%から 10%への引き上げ時）】

2020 年 4 月 1 日に 2019 年 10 月の消費税率の引き上げに対応するため使用料を改定。本来であれば、消費税率が引き上げられる 10 月 1 日から改定すべきだが、「公の施設の使用料に関する基本方針」の見直しとあわせて、2020 年 4 月 1 日からの改定とした。（全庁的に統一）

近年物価上昇・土地台帳価格の大幅な上昇がないため、港湾施設使用料については 2000 年以降消費税率 5%から 8%への引き上げ時と 2020 年 4 月 1 日からの上記記載の直近の改定の消費税率の引き上げ国の政策に伴う改定を行っているのみである。港湾利用者にも影響を及ぼすことや近隣の港の港湾施設使用料との兼ね合いもあるため、実質的に港湾施設使用料本体の金額が見直されないままの状況にあるとのことである。

近隣の港湾管理者の多くは、消費税率が引き上げられた 2019 年 10 月 1 日に港湾施設使用料に関する条例を変更しており、近隣の重要港湾については消費税率の引き上げに伴い、単価の改定を行っている。

(図表4Ⅱ-2-7) 東京湾及び近隣における消費税率引き上げに伴う港湾施設使用料の改定時期

| 港名    | 港湾管理者名 | 港湾の種別  | 使用料の根拠        | 条例等使用料根拠の改定時期                                |
|-------|--------|--------|---------------|----------------------------------------------|
| 横浜港   | 横浜市    | 国際戦略港湾 | 横浜市港湾施設使用条例   | 2019年10月1日<br>(港湾施設使用料のうち、上屋等の税率分のみ引き上げ)     |
| 川崎港   | 川崎市    | 国際戦略港湾 | 川崎市港湾施設条例     | 2019年10月1日<br>(港湾施設使用料のうち、上屋等の税率分のみ引き上げ)     |
| 千葉港   | 千葉県    | 国際拠点港湾 | 千葉県使用料及び手数料条例 | 2019年10月1日                                   |
| 木更津港  | 千葉県    | 重要港湾   | 千葉県使用料及び手数料条例 | 2019年10月1日                                   |
| 茨城港   | 茨城県    | 重要港湾   | 茨城県港湾施設管理条例   | 2019年10月1日                                   |
| 鹿島港   | 茨城県    | 重要港湾   | 茨城県港湾施設管理条例   | 2019年10月1日                                   |
| 田子の浦港 | 静岡県    | 重要港湾   | 静岡県港湾管理条例     | 2019年10月1日                                   |
| 清水港   | 静岡県    | 国際拠点港湾 | 静岡県港湾管理条例     | 2019年10月1日                                   |
| 御前崎港  | 静岡県    | 重要港湾   | 静岡県港湾管理条例     | 2019年10月1日                                   |
| 小名浜港  | 福島県    | 重要港湾   | 福島県港湾管理条例     | 2019年10月1日<br>(条例内において消費税は使用料本体とは別途の計算としている) |

※ 東京港については2020年7月に東京都港湾管理条例を改定しており、2019年10月の改定状況を確認できなかった。

## ② 市の港湾施設使用料の算定方法について

港湾施設使用料がどのように算定されているかを把握するため所管課にヒアリングを行ったところ、現在の港湾施設使用料の本体部分の算定方法が不明であり、当時の運輸省のガイドラインや近隣の港湾管理者との調整などにより設定したと想像するとの回答を受けた。

そのため、現時点においては港湾施設使用料算定の明確な定めがなく、所管課としても港湾施設使用料の算定方法を明らかにする必要があるとの説明を受けた。

具体的には、市は「公の施設の使用料に関する基本方針」を2019年7月に定め、市の統一的な基準として、公の施設の使用料に関する基本的な考え方を定めた。港湾施設は「公の施設」に該当するため、所管課は港湾施設使用料の料金設定についても、基本方針を参考として港湾施設料使用料を設定する必要があると考えているとのことである。

ただし、基本方針が2019年7月に出されてから一定の時間がすでに経過しているが、現時点においては、基本方針に沿って検討を行っている段階であり、上述のとおり港湾施設使用料の算定方法がまだ明確に定められていない状況にある。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>「公の施設の使用料に関する基本方針」<br/>         使用料算定の基本的な考え方<br/>         施設に係る経費には、「建設時及び大規模改修に係る経費」、「災害等により臨時的に係る経費」、「運営に係る経費」があります。<br/>         使用料の算定にあたっては、これらの経費のうち、運営に係る経費から催しの実施等の通常の施設利用以外の「その他事業に係る経費」を除いた部分（以下、「対象原価」という。）について利用者に負担いただくことを原則とします。<br/>         また、公費負担と利用者負担の割合を適正なものとするため、施設ごとの設置目的等に応じた「施設の性質別負担割合」を乗じて算出します。<br/>         なお、施設管理者は、効率的な施設運営を図ることでコストを最小限に抑制するとともに、快適に使用できる施設とするための効果的な取組みを進め、適正な使用料となるよう努めることとします。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ③ 港湾管理者の港湾施設使用料等の報告

港湾管理者は、港湾法第49条第1項に基づく港湾管理者財政収支報告（以下「収支報告」という。）を行っている。収支報告については、港湾管理者ごとに国土交通省のホームページ上で開示されている。

|                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○港湾法<br/>         （収支報告）<br/>         第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

市と近隣の港湾管理者の2018年度収支報告記載の「施設使用料及び役務利用料」及び「経営関係管理費」並びに「経営関係管理費対施設使用料及び役務利用料」については、下記表のとおりである。

（図表4Ⅱ-2-8）2018年度収支報告

| 港名   | 港湾管理者名 | 施設使用料及び<br>役務利用料<br>(単位：千円)<br>(A) | 経営関係<br>管理費<br>(単位：千円)<br>(B) | 経営関係管理費<br>対施設使用料及<br>び役務利用料<br>(A) ÷ (B) |
|------|--------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------|
| 横浜港  | 横浜市    | 11,706,418                         | 8,552,953                     | 137%                                      |
| 東京港  | 東京都    | 6,987,668                          | 7,990,837                     | 87%                                       |
| 川崎港  | 川崎市    | 4,673,060                          | 10,305,761                    | 45%                                       |
| 清水港  | 静岡県    | 2,808,487                          | 1,518,061                     | 185%                                      |
| 千葉港  | 千葉県    | 1,963,898                          | 1,903,691                     | 103%                                      |
| 茨城港  | 茨城県    | 697,601                            | 1,171,197                     | 60%                                       |
| 小名浜港 | 福島県    | 599,913                            | 574,707                       | 104%                                      |

|       |      |         |         |      |
|-------|------|---------|---------|------|
| 木更津港  | 千葉県  | 518,823 | 398,058 | 130% |
| 横須賀港  | 横須賀市 | 449,003 | 524,304 | 86%  |
| 田子の浦港 | 静岡県  | 404,140 | 778,032 | 52%  |
| 鹿島港   | 茨城県  | 368,849 | 625,405 | 59%  |
| 御前崎港  | 静岡県  | 297,060 | 326,545 | 91%  |

(出典：国土交通省公表の資料を監査人が加工)

国土交通省は、収支報告作成の「報告要領」を定めており、収支報告作成の目的として「港湾管理者の財政状況を把握し、港湾行政遂行にあたっての基礎資料とするものである」としている。ただし市においては収支報告を適切に作成しているものの、港湾行政遂行にあたっての基礎資料としての活用が行われていない。

#### ④ 港湾施設使用料単価設定の単位

「横須賀港港湾施設使用条例」別表新旧対照表（図表 4-II-4）を確認すると、岸壁、栈橋、物揚場などの港湾施設使用料金については、2020 年 4 月 1 日以降も以前と単価が変わっていないことがわかる。

所管課へのヒアリングによると、過去に計算の煩雑性などを理由として、単価設定時に円単位以下の端数を丸めた経緯があり、今回の消費税率引き上げに伴う料金設定の際にも、それを踏襲して円単位以下の端数を設定していないとのことである。

一方、他港の港湾施設使用料の料金表を閲覧したところ、岸壁使用料等について単価を銭単位まで設定している自治体が多いことがわかる。

(図表4 II -2-9) 東京湾及び近隣の各港における消費税率引き上げに伴う港湾施設使用料の改定時期

| 港名    | 港湾管理者名 | 岸壁使用料<br>の設定単位 | 荷さばき地使用料<br>の設定単位 | 上屋使用料<br>の設定単位 |
|-------|--------|----------------|-------------------|----------------|
| 東京港   | 東京都    | 銭単位            | 円単位               | 円単位            |
| 横浜港   | 横浜市    | 銭単位            | 円単位               | 円単位(※)         |
| 川崎港   | 川崎市    | 銭単位            | 円単位               | 円単位(※)         |
| 千葉港   | 千葉県    | 銭単位            | 一部銭単位             | 一部銭単位          |
| 木更津港  | 千葉県    | 銭単位            | 一部銭単位             | 一部銭単位          |
| 茨城港   | 茨城県    | 銭単位            | 銭単位               | 一部銭単位          |
| 鹿島港   | 茨城県    | 銭単位            | 銭単位               | 一部銭単位          |
| 田子の浦港 | 静岡県    | 銭単位            | 銭単位               | 一部銭単位          |
| 清水港   | 静岡県    | 銭単位            | 銭単位               | 一部銭単位          |
| 御前崎港  | 静岡県    | 銭単位            | 銭単位               | 一部銭単位          |
| 小名浜港  | 福島県    | 円単位(※)         | 円単位(※)            | 円単位(※)         |

※ 使用料本体価格算定後、消費税率を乗じて使用料全体の金額を算定するため、銭単位での計算に近似する。

#### 意見 26 「港湾施設使用料の算定方法について」

港湾施設使用料の見直しについては、2020 年 4 月 1 日に消費税率引き上げを理由とした改定が行われている。当該変更は、消費税相当額の変更であり、港湾使用料本体の金額については実質的に見直しが行われていない状況が継続している。

インフラの老朽化に対応する策として、長寿命化の観点から維持管理に係る費用が増加している状況や、今後他の港湾管理者が使用料を改定する可能性があることなどを考慮すると、定期的に港湾施設使用料の改定に関する検討を行うことが必要である。

そのためには、所管課は 2019 年 7 月に定められた「公の施設の使用料に関する基本方針」に従って港湾施設使用料の算定方法を定める必要がある。そしてこの算定方法に基づきあるべき港湾使用料を算定し、港湾施設使用料の改定について検討することが必要である。

具体的には、下記のような検討等が必要となる。

- i) 港湾施設が「施設の性質別負担割合について」の分類において、どこに帰属するかの決定に関する検討を行い、検討過程も含めてその記録を残す。
- ii) 港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲に関する検討を行い、その記録を残す。
- iii) 他港が港湾施設使用料を変更した際に、使用料を調整する必要があるが、対象とする港を明確にし、その港の使用料に対する市の単価設定の方向性について検討を行い、その記録を残す。

#### 意見 27 「収支報告の活用について」

市は港湾法第 49 条第 1 項に基づく収支報告を毎年適切に行っているが、その収支報告を活用する仕組みが構築されていない。

例えば、意見 26「港湾施設使用料の算定方法について」に記載の「港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲」を収支報告の「経営関係管理費」の費目と関連付けるなど、収支報告の活用を検討する余地がある。

また、横須賀港及び近隣の港との比較することも有用である。例えば、近隣港湾の収支報告と横須賀港の収支報告に記載されている各項目を比較し、横須賀港の特徴を収支報告の分析から明確にすることや、経営関係管理費に占める施設使用料及び役務利用料の割合を算定し、今後の使用料改定の要否の検討に使用することも一考である。

#### 意見 28 「消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について」

2019 年 7 月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、市は 2020 年 4 月 1 日に港湾施設使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。こ

の影響を受けて、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の 2019 年 10 月には港湾施設使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。

確かに短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の 2 回の変更を行うことは、港湾利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。つまり①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることで、適時に港湾施設使用料を変更するべきであった。

将来的な消費税率の変更がないと言い切れないため、今後については、他の多くの港湾管理者同様に消費税率の改定と同じタイミングで港湾施設使用料の改定を行うことが望ましい。

(参考：改定時期による機会損失<sup>3</sup>額の算定)

上記のように港湾施設使用料の引き上げのタイミングを 2020 年 4 月 1 日からとした結果、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで、本来港湾利用者が負担すべき金額<sup>4</sup>が市の負担となってしまう。

例えば、港湾施設使用料 5,940 円（税込）について、2019 年 10 月 1 日以降も据え置いた場合、消費税率の改定により本体価格と消費税額の内訳が下表の例のように変わり、港湾施設利用者にとっては港湾施設使用料本体が 100 円値引かれたこととなる。

例：港湾施設使用料 5,940 円の場合の影響額

|      | 2019.9.30 まで<br>(A) | 2019.10～<br>(2020.3 まで)<br>(B) | 増減額<br>(B) - (A) | 本体価格<br>据置の場合 |
|------|---------------------|--------------------------------|------------------|---------------|
| 本体価格 | 5,500 円             | 5,400 円                        | <u>△100 円</u>    | 5,500 円       |
| 消費税額 | 440 円               | 540 円                          | +100 円           | 550 円         |
| 税込金額 | 5,940 円             | 5,940 円                        | 0 円              | 6,050 円       |

市の港湾会計は一般会計に含まれており、消費税については、納付税額、還付税額ともに発生することはないため、単純に税込金額が市の歳入となる。

したがって、消費税率の改定と同じタイミングで港湾施設使用料を改定しないと、

<sup>3</sup> 機会損失とは、ある行動を選択することによって、他の行動を選択していたら獲得できていたであろう逸失利益のことをいう。

<sup>4</sup> 「港湾利用者が負担すべき金額」について、国内で消費税を納めている企業が、原則法個別対応方式によって消費税額を計算している場合、本体価格が変わらなければ、消費税率が上がったとしても利益に影響しない。つまり、消費税率引き上げによる単価の上昇は港湾施設使用料の負担者の不利益にはならない。

上述のとおり本体価格に影響を与えることとなり、今回のように消費税率の引き上げの際に税込金額を据え置いてしまうと、利用者の負担減、市の徴収減となってしまう。

具体的には、港湾施設利用料の引き上げが半年間遅れた結果、横須賀港港湾施設使用料条例の対象となる使用料について、概算で2,520千円の機会損失が生じていることになる。（単純化のため、端数処理の関係や外国船との取引を無視し、年間の使用料の半分の消費税率を引き上げた場合との概算の差である。）

（図表4Ⅱ-2-10）概算の機会損失の計算表

| 項目                                 | 金額（千円）  | 根拠                                         |
|------------------------------------|---------|--------------------------------------------|
| 港湾施設使用料（A）                         | 272,198 | （図表4Ⅱ-2-3）のうち、岸壁使用料から、給電施設使用料までの合計         |
| 年間の使用料の半分（B）                       | 136,099 | $(A) \div 2 = 136,099$ 千円                  |
| 2019年10月から使用料引上げを行った場合の年間使用料推定額（C） | 274,718 | $(B) + (B) \div 1.08 \times 1.1 = 274,718$ |
| 差引（機会損失の金額）                        | △2,520  | $(A) - (C)$                                |

#### 意見 29 「消費税率改定時の円単位未満の単価設定について」

消費税率が引き上げられたにもかかわらず、使用料の単価を円単位までと設定し、円単位未満の端数を切り捨てた場合には、実質的に港湾施設使用料の本体価格を値引く結果となってしまう。その結果、消費税率引き上げと同時に本体価格の端数部分を調整した場合と比べると機会損失が生じている。

実際に岸壁使用料の計算を行う際には、単価にトン数や時間を乗じて計算するし、港湾施設は反復して利用されることから、単価の端数部分ではあっても、使用料全体に与える影響は大きくなることが見込まれる。

今後、岸壁使用料などの港湾施設使用料の円単位以下の単価設定については、過去の経緯を踏襲し円単位までとするのではなく、消費税率が変更された場合であっても、本体価格に影響を及ぼさないように銭単位までの設定について改めて検討することが望ましい。

（参考：単価設定単位による機会損失額の算定）

端数以下を丸めて単価を変更しない場合と、本体価格を据え置き消費税率引き上げに伴う単価設定を銭単位まで計算した場合の岸壁使用料等については下表の例のとおりとなる。



例：岸壁使用料の税込単価を据え置いた場合と本体価格を据え置いた場合の内訳

|      | 2019.9 までの<br>単価内訳<br>(A) | 2019.10 以降<br>税込単価を変<br>更しない場合<br>(B) | 増減額<br>(B) - (A) | 2019.10 以降本体<br>価格を据え置き<br>銭単位まで計算<br>した場合 (C) |
|------|---------------------------|---------------------------------------|------------------|------------------------------------------------|
| 本体価格 | 10 円 19 銭                 | 10 円                                  | (※) △19 銭        | 10 円 19 銭                                      |
| 消費税額 | 81 銭                      | 1 円                                   | △1 銭             | 1 円 1 銭                                        |
| 税込金額 | 11 円                      | 11 円                                  | △20 銭            | 11 円 20 銭                                      |

※ 実質的に本体価格の単価 19 銭の値引きとなり、本来徴収すべき金額 20 銭の徴収が漏れている。

具体的には、2020 年度の港湾施設使用料が 2019 年度と同額であると仮定した場合、端数部分を切り捨てたことによって、岸壁使用料、栈橋使用料、物揚場使用料について、概算で 2,972 千円の機会損失額が生じることとなる。(単純化のため、すべて定期船以外の船舶として仮定している。)

(図表4Ⅱ-2-11) 概算の機会損失の計算表

| 項目                      | 金額 (千円) | 計算根拠                                              |
|-------------------------|---------|---------------------------------------------------|
| 岸壁使用料                   | 51,856  | 図表 4-Ⅱ-3                                          |
| 栈橋使用料                   | 17,342  | 図表 4-Ⅱ-3                                          |
| 物揚場使用料                  | 94,270  | 図表 4-Ⅱ-3                                          |
| 合計額 (A)                 | 163,468 | 単価設定が同じ上記 3 つの港湾施設使用料の合計額                         |
| 端数設定を銭単位までとした場合の合計額 (B) | 166,440 | (A) ÷ 11 円 × 11 円 20 銭<br>((A) ÷ 1.08 × 1.1 でも近似) |
| 差引 (機会損失の金額)            | △2,972  | (A) - (B)                                         |

### 意見 30 「例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について」

市のホームページにおける港湾施設使用料の周知の状況を確認したところ、港湾施設使用料の改定については(図表 4Ⅱ-2-4)の「新旧対照表」という形式で記載されていた。一方、横須賀港港湾施設使用条例自体は、市のホームページ上の例規集において更新がなされておらず、2020 年 9 月末時点においても別表に旧料金が記載されている状態であった。港湾施設使用料を確認する際に、例規集を先に見た場合には、港湾施設使用料を誤認する可能性が高い。

所管課によると、例規集の更新には条例の場合 6～9 か月、要綱の場合 1 年半以上の時間を要している状況であるとのことである。しかし、適時に情報が更新されない場合、市民や港湾利用者が誤認する可能性があるため、速やかな更新対応が望まれる。

## 2-1-2 債権管理

### (1) 港湾施設使用料に係る債権管理

#### ① 港湾施設使用料の債権概要

地方公共団体の債権は、法律等に徴収の根拠が具体的に定められている「公債権」と、条例等や契約その他私法上の原因に基づく「私債権」とに区分される。

港湾施設使用料は、港湾法上で定められた使用料であることから、公債権に該当する。公債権に該当するため、時効期間は権利行使できるとき、すなわち納期限から5年（地方自治法第236条第1項本文）となる。

公債権はさらに「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に区分される。「強制徴収公債権」とは、個別の法令の根拠規定により、地方税法に規定する地方税の滞納処分の例により強制徴収を行うことができる旨定められている公債権をいい、「非強制徴収公債権」とは、強制徴収公債権と異なり個別の法令の根拠規定がないため、地方税の滞納処分の例により強制徴収を行うことができない公債権をいう。

港湾施設使用料の債権は、港湾法上で定められた使用料であることから強制徴収公債権に該当する。

#### ② 横須賀港の港湾施設使用料の債権概要

市の過去5年間の港湾施設使用料に関する収入未済額等に関する推移は下記表のとおりである。

(図表4Ⅱ-2-12) 過去5年間の使用料収入未済額等の推移 (単位：千円)

| 項目    | 2015年度  | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度  | 2019年度  |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 調定額   | 477,149 | 430,857 | 421,926 | 440,998 | 446,198 |
| 収入済額  | 473,381 | 426,633 | 415,959 | 432,652 | 433,713 |
| 収入未済額 | 3,768   | 4,224   | 5,967   | 8,346   | 12,551  |
| 不納欠損額 | —       | —       | —       | —       | —       |
| 収入率   | 99.2%   | 99.0%   | 98.6%   | 98.1%   | 97.2%   |
| 未納者数  | 1       | 1       | 2       | 3       | 4       |

(図表4Ⅱ-2-13) 2019年度科目別収入未済額一覧 (単位：千円)

| 科目名      | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 計      |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 岸壁使用料    | —      | —      | —      | —      | 1,171  | 1,171  |
| 物揚場使用料   | —      | —      | —      | 36     | 1,420  | 1,456  |
| 荷さばき地使用料 | 775    | 904    | 2,639  | 2,433  | 2,953  | 9,706  |
| 船舶給水量    | —      | —      | —      | —      | 217    | 217    |
| 合計収入未済額  | 775    | 904    | 2,639  | 6,789  | 5,762  | 12,551 |

(図表 4-II-12) のとおり、港湾部においては、2019 年度末時点で不納欠損処理を行った債権は存在しない。ただし、2020 年度以降に時効を迎える 2015 年度に生じた債権があり、今後適切な事務手続を図る必要がある。また、所管課によると 2014 年度までは、収入未済額はなかったとのことだが、2015 年度以降収入未済額及び未納者数が徐々に増加傾向にあるため、より適切な管理を行う必要があると考えられる。

業者別の収入未済額の状況については、下記表のとおりである。

(図表 4-II-2-14) 2019 年度業者別収入未済額一覧 (単位：千円)

| 事業者名 | 2018 年度までに発生したもの | 2019 年度に発生したもの | 計      |
|------|------------------|----------------|--------|
| A 社  | 193              | 386            | 579    |
| B 社  | —                | 2,726          | 2,726  |
| C 社  | —                | 9              | 9      |
| D 社  | 4,782            | 1,551          | 6,333  |
| E 社  | 1,813            | 1,088          | 2,901  |
| 合計額  | 6,789            | 5,762          | 12,551 |

以上のとおり、最近になって滞留債権が増加してきているものの、滞納している事業者数が少ないため、過去からの所管課内における債権管理のノウハウの蓄積が難しい状況がうかがえる。

なお、横須賀市の港湾施設使用料債権は、横須賀市債権管理条例第 7 条に定める強制徴収債権<sup>5</sup>に該当するものである。

### ③ 市の債権管理

市の債権管理については、地方自治法を受け下記のルールが定められている。

- 横須賀市債権管理条例
- 横須賀市債権管理条例施行規則

債権回収においては問題となるのは、履行期限までに完全に履行しない債務者がいる場合であるが、その場合の債権回収手続は、「しなければならない手続」と「することができる手続」に大別される。

<sup>5</sup> 強制徴収債権とは、税外収入金のうち法第 231 条の 3 第 3 項の規定により地方税の滞納処分  
の例により処分することができるもの及び法令の定めにより地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)  
又は国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)に規定する滞納処分の例により処分することができる  
ものに係る債権をいう。

(しなければならない手続)

| 手続              | 法令               | 内容（法令から抜粋）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 台帳の整備等          | 債権管理条例<br>第 3 条  | 市長は、債権を適正に管理するために台帳を整備し、徴収計画を策定するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 督促              | 債権管理条例<br>第 4 条  | 市長は、債権について履行期限までに完全に履行しない債務者があるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 231 条の 3 第 1 項又は地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 171 条の規定により新たに期限を指定して督促しなければならない。<br>2 前項の規定による督促に指定する期限は、その発付の日から起算して 10 日を経過した日とする。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 強制執行等           | 債権管理条例<br>第 8 条  | 市長は、強制徴収債権以外の債権(以下「非強制徴収債権」という。)について第 4 条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、政令第 171 条の 2 の規定により次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 10 条又は第 11 条の規定による措置をとる場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。<br>(1) 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。<br>(2) 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。<br>(3) 前 2 号に該当しない債権(第 1 号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。 |
| 債権放棄した場合の議会への報告 | 債権管理条例<br>第 14 条 | 市長は、前 2 条の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(できる手続)

| 手続      | 法令               | 内容（法令から抜粋）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 徴収停止    | 債権管理条例<br>第 10 条 | <p>市長は、非強制徴収債権であって履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、政令第 171 条の 5 の規定により以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。</p> <p>(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>                                                                                                                                                                    |
| 履行期限の延長 | 債権管理条例<br>第 11 条 | <p>市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合においては、政令第 171 条の 6 第 1 項の規定によりその履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。</p> <p>(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p> <p>(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(3) 債務者が災害、盗難その他の事故により、当該債務の全部を一時に履行することが困難となり、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。</p> <p>(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までのいず</p> |

| 手続   | 法令               | 内容（法令から抜粋）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                  | <p>れかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であると認められるとき。</p> <p>2 市長は、非強制徴収債権について履行期限後においても政令第 171 条の 6 第 2 項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権(以下「損害賠償金等債権」という。)は、徴収すべきものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 債権放棄 | 債権管理条例<br>第 13 条 | <p>市長は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等債権を放棄することができる。</p> <p>(1) 債務者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(2) 債務者が破産法(平成 16 年法律第 75 号)その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。</p> <p>(3) 消滅時効の期間が満了したとき。</p> <p>(4) 第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(5) 第 8 条各号又は第 9 条各項に規定する措置をとったにもかかわらず完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(6) 第 10 条に規定する措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるときのほか、市長が特にやむを得ない理由により放棄の必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項第 6 号の規定にかかわらず、第 10 条に</p> |

| 手続          | 法令            | 内容（法令から抜粋）                                                                                                                      |
|-------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |               | 規定する措置をとった債権であって限定承認に係るものその他徴収することができないことが明らかであるものについては、市長は、直ちに当該債権及びこれに係る損害賠償金等債権を放棄することができる。                                  |
| 債権放棄の際の消滅時効 | 地方自治法第236条第1項 | 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。             |
| 不納欠損        | 予算決算規則第47条    | 歳入の欠損又は債権の免除をしようとするときは、欠損処分(債権免除)決裁書を作成し、財政部長に合議のうえ専決規程(平成8年横須賀市訓令甲第3号)別表第4に定めるところにより決裁を受けなければならない。なお、部長等は、その旨を会計管理者に通知するものとする。 |
| 不納欠損の決裁権限   | 専決規程第4条       | 副市長等は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定める決裁区分に属する事項について専決することができる。                                                              |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                  | 監査手続                                           |
|--------------------------------------|------------------------------------------------|
| ①港湾施設使用料に関する債権が、市の規則の定めに従って管理されているか。 | 所管課へ質問するとともに、債権管理台帳の記載を確認した。                   |
| ②債権管理について、督促や徴収計画に関する詳細な方針が定められているか。 | 所管課へ質問するとともに、関連する資料等を閲覧した。                     |
| ③港湾施設使用料は適切に徴収されているか。                | 港湾管理システムから出力される各種台帳、港湾施設使用料の申請書及び債権管理の状況を確認した。 |

### (3) 実施結果

#### 指摘 8 「債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について」

債権管理については、債権管理条例等によってルールが定められている。横須賀市債権管理条例第 3 条では、債権管理のために台帳を整備し、徴収計画を策定することを求めている。

所管課においては、港湾使用料に関する債権管理を行うための台帳の整備を行っているが、徴収計画を策定しておらず、督促状送付や電話による催告などの業務について、属人的な対応となってしまうている。

債権の徴収計画を整備し、横須賀市債権管理条例を遵守し債権管理を行う必要がある。

#### 意見 31 「債権管理業務の体制構築の必要性について」

2014 年以前は港湾使用料に関する債権の滞留がなかったこともあり、所管課内における債権管理に関するノウハウの蓄積が十分ではない。そのため、債権回収担当者の業務経験や専門知識の不足、異動の際の不十分な引継等を起因として場当たりの対応、債務者とのコミュニケーション不足などを誘発してしまう状況にある。

また、債務者に関する情報の集積も不十分であり、債務者の決算書や税務申告書等の入手を行っていなかった。

このような場当たりの対応や債務者とのコミュニケーション不足を回避し、債務者の経済状況を理解してその状況に応じて適切に対応するように、前述の「徴収計画」の整備に加え、納税課等との連携強化を図ること、回収業務のチェックリストを作成することなど、法令等を遵守した債権管理業務を的確に実行できるような仕組みを構築することが望ましい。

#### 意見 32 「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について」

市は、未収債権の徴収を効率的かつ効果的に行うため、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」を定めている。

港湾使用料に関する債権については、最近になって滞留が生じてきているものの、件数が少ないため過去からの所管課内における債権管理のノウハウの蓄積が不十分な状況にある。また、通常業務に加えて、効率的かつ効果的に債権回収に関する業務を行うことは、現状の限られた人的資源の中では難しいとも考えられる。

そこで、現在徴収が困難となっている港湾施設使用料に関する債権は、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」第 3 条に記載の「強制徴収債権」に該当するため、指摘 8 や意見 31 を踏まえて適切な債権管理を行い、第 3 条第 1 項第 1 号から



第 3 号の要件を充足したうえで、債権徴収事務を納税課に移管することについても検討することが望ましい。

○債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横須賀市債権管理条例(平成 22 年横須賀市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 3 条に規定する徴収計画に基づき実施する市の未収債権の徴収を効率的かつ効果的に行うための債権徴収事務の一元化に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 未収債権 条例第 4 条の規定による督促を行った債権であつて、当該債務について履行期限までに完全に履行がなされていないものをいう。

(2) 滞納者 未収債権の債務者をいう。

(3) 移管 未収債権の徴収に係る事務の所管を当該未収債権を所管する課等(以下「債権所管課」という。)から税務部納税課(以下「納税課」という。)に移すことをいう。

(移管の対象)

第 3 条 移管の対象となる未収債権は、次に掲げる基準に該当する強制徴収債権とする。

(1) 債権所管課が督促、催告、交渉等について相当の努力を行っていること。

(2) 原則として過年度の未収債権であること。

(3) 滞納額が債権所管課が所管する債権の中で高額であること。

2 前項の規定にかかわらず、税務部長が移管することが適当であると認める強制徴収債権の未収債権は、移管の対象とする。

## 2-1-3 支払猶予

### (1) 港湾施設使用料に関する支払猶予の概要

2020 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、多くの港湾施設利用者が港湾施設使用料の減免や支払猶予を行っている。

市においてはホームページ上で「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予について」の周知を行っている。

○横須賀市 HP より引用

新型コロナウイルスの影響で、港湾施設使用料（給水・給電を除く）の料金を納期に支払うことが難しくなった事業者や個人の方に対し、港湾関連の事業継続に対する側面的な支援として支払いを猶予いたします。

この支払猶予を希望される事業者や個人の方に対して、令和 2 年度港湾施設使用料の納付書に記載されている納付期限を 6 か月延長します。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                          | 監査手続                       |
|----------------------------------------------|----------------------------|
| ①新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予の制度が有効に活用されているか。 | ヒアリングや書類の閲覧を実施し、利用状況を確認した。 |
| ②当該制度の周知が十分に行われているか。                         | 当該制度の周知の方法について確認を行った。      |

(3) 実施結果

意見 33 「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予についての周知等について」

「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予について」の利用実績について確認したところ、所管課から利用実績がないとの回答を受けた。

そこで、当該制度の周知方法について確認したところ、まずホームページで周知を行い、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明し、相談があれば個別に対応を行う方針であったとのことである。

また、利用のための要件については、特に定めておらず、基本的には申請者全員に猶予を行う方針であったとのことである。

ホームページ上では、「新型コロナウイルスの影響で、港湾施設使用料（給水・給電を除く）の料金を納期に支払うことが難しくなった利用者」に対し猶予するとしているが、港湾利用者に対して周知を十分に実施するためには、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明することに加えて、港湾施設各所に掲示をする、納付書の送付時に申請書を添付するなどの工夫を行うべきであったと考えられる。

また、他港においては、具体的な適用要件を明らかにしている港湾管理者も存在しており、利用者視点では予め基準を明確にしてもらった方が制度利用の可否がわかりやすい。

今後災害や疫病によって支払猶予を行う際には、今回の経験を踏まえて周知の方法の多様化を検討するとともに、支払猶予の制度の利用要件について予め明示することを検討することが望まれる。

(図表4Ⅱ-2-15) 具体的な適用要件を明らかにしている事例

| コロナによる支払猶予・減免を行っている港湾管理者 | 具体的対象者                                                      |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 広島県管理港湾                  | 2020年6月から2021年2月までの月間売上が対前年同月比30%以上減少した広島県管理港湾の港湾施設を利用する事業者 |
| 大分県管理港湾                  | 各月の売上対前年同月比減少率30%以上の場合の定期                                   |

|         |                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 航路事業者                                                                                                                |
| 静岡県管理港湾 | ①新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、前年同期に比べておおむね20%以上減少していること<br>②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。<br>①②のいずれも満たす事業者 |

（出典：各港湾管理者のHPから監査人が一部抜粋）

## 2-2 港湾施設運営経費

### （1）港湾施設運営経費の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 港湾施設運営経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業の概要 | <p>市の公共港湾施設を適正に管理し、円滑で効率的に運営する。<br/>（対象）</p> <p>①区域    ア 港湾区域<br/>            イ 臨港地区</p> <p>②施設    ア 荷さばき施設<br/>            ・荷さばき地<br/>            ・上屋<br/>            イ 保管施設<br/>            ウ 係留施設<br/>            ・係船浮標 2基<br/>            ・係船岸（－4.5m以上）<br/>            22バース 延長 2,296m</p> <p>（事業内容）</p> <p>1 公共港湾施設の管理運営<br/>（1）港湾施設等使用許可及び使用料収納<br/>（2）各種業務委託<br/>    ①横須賀港公共ふ頭警備監視等業務委託<br/>    ②横須賀港船舶運航管理業務<br/>    ③その他（標識灯等保守管理、猿島栈橋点検ほか）</p> <p>2 港湾施設等の維持管理<br/>（1）水域専横許可及び使用料収納<br/>（2）港湾施設及び漁港のパトロールによる維持管理</p> <p>3 港湾関係団体との連絡調整</p> <p>4 ふ頭管理事務所の管理</p> |
| 当初予算額 | 174,938 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                    |              |         |
|-----|--------------------|--------------|---------|
| 決算額 | 171,180 千円<br>(内訳) |              |         |
|     | 節                  | 科目           | 金額 (千円) |
|     | 8                  | 報償費          | 1,200   |
|     | 9                  | 旅費           | 2       |
|     | 11                 | 需用費          | 20,916  |
|     | 12                 | 役務費          | 781     |
|     | 13                 | 委託料          | 145,438 |
|     | 14                 | 使用料及び賃借料     | 444     |
|     | 18                 | 備品購入費        | 1,288   |
|     | 19                 | 負担金、補助金及び交付金 | 1,110   |

(決算額のうち確認した契約)

| 科目  | 件名                 | 金額 (千円) |
|-----|--------------------|---------|
| 委託料 | 横須賀港港湾施設管理業務委託     | 73,031  |
| 委託料 | 船舶運航管理業務及び港湾管理業務委託 | 62,536  |

## (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                         | 監査手続                                                     |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------|
| ①契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めに従って適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |
| ②契約どおりに義務が履行されているか。         | 成果物を確認するとともに、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                         |

## (3) 実施結果

横須賀港港湾施設管理業務の業務報告書については、横須賀港港湾施設管理業務仕様書第 14 条に記載がある。

|                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○横須賀港港湾施設管理業務仕様書<br/>(業務報告書)</p> <p>第 14 条 乙は、委託業務にかかる毎月の業務報告書を、翌月 15 日までに提出しなければならない。</p> <p>2 乙は、委託業務にかかる日誌を作成し、保管しておかなければならない。</p> <p>3 前項の日誌は、甲の請求がある場合は、甲に提出しなければならない。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

業務報告書の提出確認を行ったところ、各月とも受領印を押した下記の資料が簿冊に綴られていた。

- ① 横須賀港港湾管理業務勤務実績簿
- ② 横須賀港港湾管理業務月次報告書
- ③ 横須賀事務所巡回報告書

上記②については、「使用料の収納に関する業務」及び「船舶の係留等に関する業務」の業務報告に関して必要な、以下の提出資料が簿冊に綴られている。

- ・「港湾施設管理業務月間総括表」
- ・「作業終了書発行報告書」
- ・「給水状況報告書」
- ・「係船・給水料金収納業務報告書」
- ・「船舶係船離船確認報告書」

ただし、2019年6月分の提出書類には「作業終了書発行報告書」が綴られておらず、所管課に確認したところ業者からの提出に不備があり、所管課でも認識していなかったとのことである。

#### 指摘 9 「横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について」

「作業終了書発行報告書」は横須賀港港湾施設管理業務仕様書第14条に定める業務報告書の一部であり、その月の作業終了を事後的に確認するために必要な書類であることから、業務報告書の提出時には、提出物をリスト化するなど漏れないことを十分に確認する必要がある。

### 2-3 港湾施設管理事業

#### (1) 港湾施設管理事業の概要

| 事業名        | 港湾施設管理事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|-----------|----------------------|------------|----------------------|------------|----------------------|
| 事業の概要      | <p>市の公共港湾施設を適正に管理し、円滑で効率的に運営する。</p> <p>(対象)</p> <table border="0"> <tr> <td>① 港湾区域</td><td>55,255,100 m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>② 海岸線</td><td>延長 61 km</td></tr> <tr> <td>③ 港湾隣接地域</td><td>延長 42 km</td></tr> <tr> <td>④ 海岸保全区域</td><td>延長 26 km</td></tr> <tr> <td>⑤ 海辺つり公園</td><td>23,148 m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>⑥ うみかぜ公園</td><td>52,506 m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>⑦ 浦郷みなと緑地</td><td>2,715 m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>⑧ 西浦賀みなと緑地</td><td>6,298 m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>⑨ 久里浜みなと緑地</td><td>2,789 m<sup>2</sup></td></tr> </table> <p>(事業内容)</p> <p>1 港湾施設等の維持管理</p> <p>(1) 公共空地、水域占用許可、港湾緑地使用許可及び使用料収納</p> <p>(2) 港湾区域・海岸保全区域内の工事許可</p> <p>(3) 各種業務委託</p> | ① 港湾区域 | 55,255,100 m <sup>2</sup> | ② 海岸線 | 延長 61 km | ③ 港湾隣接地域 | 延長 42 km | ④ 海岸保全区域 | 延長 26 km | ⑤ 海辺つり公園 | 23,148 m <sup>2</sup> | ⑥ うみかぜ公園 | 52,506 m <sup>2</sup> | ⑦ 浦郷みなと緑地 | 2,715 m <sup>2</sup> | ⑧ 西浦賀みなと緑地 | 6,298 m <sup>2</sup> | ⑨ 久里浜みなと緑地 | 2,789 m <sup>2</sup> |
| ① 港湾区域     | 55,255,100 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ② 海岸線      | 延長 61 km                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ③ 港湾隣接地域   | 延長 42 km                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ④ 海岸保全区域   | 延長 26 km                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ⑤ 海辺つり公園   | 23,148 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ⑥ うみかぜ公園   | 52,506 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ⑦ 浦郷みなと緑地  | 2,715 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ⑧ 西浦賀みなと緑地 | 6,298 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |
| ⑨ 久里浜みなと緑地 | 2,789 m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |                           |       |          |          |          |          |          |          |                       |          |                       |           |                      |            |                      |            |                      |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|--------|----|-----|--------|----|-----|----|----|-----|---------|----|----------|-------|----|--------------|---|
|       | ①港湾施設及び海浜地等の清掃<br>②港湾施設等の樹木管理<br>③その他（港湾用地測量調査、走水海岸養浜、ほか）<br>（４）港湾緑地の指定管理<br>2 港湾施設等の維持補修<br>（１）港湾施設・設備等の小破修繕<br>3 放置艇対策<br>（１）放置艇の移動、保管及び処分                                                                                                                                                                                    |         |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 当初予算額 | 134,292 千円（予算現額：）                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 決算額   | 149,014 千円<br>（内訳） <table><tr><td>節</td><td>科目</td><td>金額（千円）</td></tr><tr><td>11</td><td>需用費</td><td>16,976</td></tr><tr><td>12</td><td>役務費</td><td>79</td></tr><tr><td>13</td><td>委託料</td><td>126,731</td></tr><tr><td>14</td><td>使用料及び賃借料</td><td>5,219</td></tr><tr><td>19</td><td>負担金、補助金及び交付金</td><td>7</td></tr></table> | 節       | 科目 | 金額（千円） | 11 | 需用費 | 16,976 | 12 | 役務費 | 79 | 13 | 委託料 | 126,731 | 14 | 使用料及び賃借料 | 5,219 | 19 | 負担金、補助金及び交付金 | 7 |
| 節     | 科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 金額（千円）  |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 11    | 需用費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 16,976  |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 12    | 役務費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 79      |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 13    | 委託料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 126,731 |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 14    | 使用料及び賃借料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 5,219   |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |
| 19    | 負担金、補助金及び交付金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 7       |    |        |    |     |        |    |     |    |    |     |         |    |          |       |    |              |   |

（決算額のうち確認した契約）

| 科目  | 件名              | 金額（千円） |
|-----|-----------------|--------|
| 委託料 | 港湾緑地指定管理料       | 84,571 |
| 委託料 | 馬堀海岸保全施設等清掃業務委託 | 1,856  |
| 委託料 | 馬堀海岸保全施設等警備業務委託 | 170    |

（港湾緑地指定管理の概要）

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 業務名   | 横須賀市港湾緑地指定管理業務      |
| 契約の概要 | 横須賀市立海辺つり公園ほか４か所の管理 |
| 予算額   | 84,571 千円           |
| 決算額   | 84,571 千円           |

指定管理者制度については、「第４－Ⅰ 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）」記載の「３－２ 指定管理者事業」を参照されたい。

当該業務については、港湾緑地条例に基づき、株式会社日産クリエイティブサービスが指定管理者に指定されている。

#### ① 管理施設の概要

| 管理施設名称       | 所在地          | 主な施設           |
|--------------|--------------|----------------|
| 横須賀市立浦郷みなと緑地 | 横須賀市浦郷町 3-66 | 広場、コンビネーション遊具等 |

| 管理施設名称        | 所在地            | 主な施設                  |
|---------------|----------------|-----------------------|
| 横須賀市立うみかぜ公園   | 横須賀市平成町 3-23   | 芝生広場、親水護岸、スポーツ広場等     |
| 横須賀市立海辺つり公園   | 横須賀市平成町 3-1    | 海釣り広場、入口広場、駐車場、管理事務所等 |
| 横須賀市立西浦賀みなと緑地 | 横須賀市西浦賀 1-9    | 親水護岸、パーゴラなど           |
| 横須賀市立久里浜みなと緑地 | 横須賀市久里浜 8-2567 | 広場、コンビネーション遊具、パーゴラなど  |

## ② 指定管理者制度の概要

|              |                                                           |
|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 指定期間         | 4年間(2018年4月1日から2022年3月31日)                                |
| 指定管理者業務内容    | 1. 管理施設の使用許可に関すること<br>2. 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること<br>3. その他 |
| 指定管理者の主な運営財源 | 指定管理料                                                     |

## ③ 指定管理者の選定手続

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 指定管理者の募集方法 | 公募                                              |
| 指定管理者の選定方法 | 2団体より応募があり、選考委員5名の採点の合計で、最も高得点を得た団体を指定管理予定者とした。 |

## ④ 指定管理者の概要

|               |                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者の名称      | 株式会社日産クリエイティブサービス                                                                                                                                                                        |
| 指定管理者の組織形態    | 株式会社                                                                                                                                                                                     |
| 指定管理者に対する市の評価 | 一年をとおして施設の運営状況は良好であった。<br>詳細については市のHP参照<br><a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6626/shiteikanri/115.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6626/shiteikanri/115.html</a> |

なお、株式会社日産クリエイティブサービスの指定管理事業がサカタのタネ グリーンサービス株式会社に譲渡された結果、2020年度より指定管理者が「サカタのタネ グリーンサービス株式会社」に変更となっている。当該変更については、予め議会の承認を受けた上で、適切な手続を踏まえて変更を行っている。

## ⑤ 指定管理料の推移

(指定管理料)

(単位：千円)

| 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|--------|--------|--------|
| 83,796 | 83,796 | 84,571 |

※ 2019年度は、消費税率引き上げに伴い、指定管理料を変更している。

⑥ 指定管理者への市の指導、監督状況

|          |                                                                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業報告書の収受 | 事業年度終了後 4 月 30 日までに以下を収受<br>①当該年度の管理業務の実施及び利用の状況に関する書類<br>②当該年度の使用料の収入実績に関する書類<br>③当該年度の管理経費の収支状況（収支決算書）<br>④当該年度の指定管理者の経営状況を説明する書類<br>⑤その他必要と認める書類 |
| 業務報告書の収受 | 毎月 10 日までに前月分を収受                                                                                                                                    |
| 実地調査の状況  | 前月の管理運営に関する事情聴取<br>施設等の維持管理に係る聴取と現場確認                                                                                                               |

（図表4Ⅱ-2-16）管理施設である「うみかぜ公園」の空撮写真



（2）着眼点並びに監査手続

| 着眼点                         | 監査手続                                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ①契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めにより適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                        |
| ②契約どおりに義務が履行されているか。         | 成果物である管理業務の実施及び利用状況に関する書類や管理経費の収支状況に関する書類（収支決算書）等を確認するとともに、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |



### (3) 実施結果

2019年度の管理経費の収支状況に関する書類（収支決算書）を確認した結果、下記のとおりであった。

#### ① 保険料について

保険料について予算額（230,000円）と決算額（14,240円）とに差異があった。そこで所管課に内容確認を行ったところ、「2020年4月1日付での事業譲渡による指定管理者の変更により、前指定管理者と現指定管理者との間で経費負担について協議した結果、2019年度の施設賠償責任保険の保険料については現指定管理者が負担することとなり、現指定管理者の最初の会計年度である2020年度の決算で計上の予定である。」との回答を受けた。

#### ② 人件費の範囲について

収支決算書の人件費の中に慶弔費が含まれていた。収支決算書における人件費の範囲については、港湾緑地指定管理者募集要項の様式7「港湾緑地指定管理業務収支予算書」において、下記のとおり定められている。

（図表4Ⅱ-2-17）「港湾緑地指定管理業務収支予算書」（様式7）より人件費部分を抜粋

| 項目  | 内訳                                                              | 金額 |
|-----|-----------------------------------------------------------------|----|
| 人件費 | 常勤職員（給与手当、法定福利費、退職給与引当金を含む）<br>内訳：所長級職員（ 人）、副所長級職員（ 人）、一般職員（ 人） |    |
|     | 臨時職員(アルバイト 人)                                                   |    |
|     |                                                                 |    |

予算書の内訳のとおりであれば、慶弔費は常勤職員の給与手当、法定福利費、退職給与引当金には含まれないため、収支決算書に計上可能な支出には含まれないと考えられる。そこで所管課に内容確認を行ったところ、収支決算書の支出項目のうち、内訳欄の左側である「人件費」「事業費」「委託費」「経費」の大項目は規定されたものだが、内訳については厳密に定められたものではなく、ある程度、指定管理者の裁量で項目を増やしたり変更したりすることを認めているところであると回答を受けた。

#### ③ 年度末に提出される指定管理者団体の決算書について

市は、指定管理者団体の決算書について、応募の際に過去3年分の決算書の提出を求め、当該決算書を基に応募の際には財務情報の分析を行っているが、指定管理者選定後は、指定管理者から貸借対照表や損益計算書等の決算書を入手しているの

みであり、そこに記載されている団体の財政状態や経営成績については、所管課が十分に検証しているとは言い難い。

また、市への提出物については、年度終了翌月の4月末までの提出を仕様書や協定書に定めているが、指定管理者団体から提出される決算書については、5月以降の入手となっている。

#### 指摘 10 「収支決算書における保険料の決算額について」

保険料の予算額と決算額との差異については、実施結果に前述しているが、指定管理者の交代における前指定管理者と現指定管理者との保険料相当額の最終的な負担は、市には関係がなく、2019年度の施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者が実際に支払いを行っており、対象期間である2019年4月1日からの1年間について施設賠償責任保険に適切に加入していることから、前指定管理者が本来2019年度の収支報告において計上すべきものである。

したがって、収支報告における保険料の決算額に計上漏れがあるため、指定管理者に修正を依頼する必要がある。

#### 意見 34 「収支決算書における人件費の範囲について」

2019年度の管理経費の収支状況（収支決算書）の人件費の中に慶弔費が入っていたが、これは収支予算書に人件費の具体例として記載されている給与手当、法定福利費や退職給与引当金に該当しないため、収支報告に計上可能な支出ではないと考える。

所管課からは、実施結果に前述しているとおりの回答を受けたが、指定管理業務に直接関係しない慶弔費については、指定管理料の収支決算書に計上可能な支出としては適切ではなく、少なくとも収支予算書に人件費の定義が示されているのであれば、計上が認められる支出ではないものと考えられる。

#### 意見 35 「指定管理者団体の決算書の分析について」

指定管理者団体から提出される決算書については、その内容の理解を進め、比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、決算書の統一的なチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。

#### 意見 36 「指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について」

指定管理者の経営状況を説明する書類として定められている指定管理者団体の決算書については、4月までの提出が困難である。これは指定管理者の株主総会の開

催日程等を考慮すると4月末日までの提出が難しく、仕様書に記載されている例外に該当するため、5月以降の受領でもやむを得ないものである。

ただし、2019年度の指定管理者団体の決算書については、受領印がないため、いつ資料を受領したのかが明確になっていない。決算書を受領する場合には、受領印を押し、提出日について明確にしておくことが望ましい。

## 2-4 漁港維持修繕事業

### (1) 漁港維持修繕事業の概要

| 事業名   | 漁港維持修繕事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---|----|---------|---|----|----|----|-----|-------|----|-----|----|----|-----|--------|----|----------|-----|
| 事業の概要 | 漁港施設及び海岸施設の適切な維持管理、環境保全を中心に、保全性に力点をおき、機能の確保と安全性及び快適性の向上を図る。<br>対象範囲<br>(1) 長井、佐島、秋谷、久留和、北下浦の各漁港区域<br>漁港施設延長           12,898m (20183.31)<br>(2) 各漁港区域内における海岸保全区域<br>海岸保全区域延長    14,076m (2018.3.31)                                                                                                                                                                         |         |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 当初予算額 | 19,942 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 決算額   | 18,464 千円<br>(内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th><th>科目</th><th>金額 (千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td><td>旅費</td><td>18</td></tr> <tr> <td>11</td><td>需用費</td><td>5,792</td></tr> <tr> <td>12</td><td>役務費</td><td>57</td></tr> <tr> <td>13</td><td>委託料</td><td>12,398</td></tr> <tr> <td>14</td><td>使用料及び賃借料</td><td>196</td></tr> </tbody> </table> |         | 節 | 科目 | 金額 (千円) | 9 | 旅費 | 18 | 11 | 需用費 | 5,792 | 12 | 役務費 | 57 | 13 | 委託料 | 12,398 | 14 | 使用料及び賃借料 | 196 |
| 節     | 科目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 金額 (千円) |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 9     | 旅費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 18      |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 11    | 需用費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,792   |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 12    | 役務費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 57      |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 13    | 委託料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 12,398  |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |
| 14    | 使用料及び賃借料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 196     |   |    |         |   |    |    |    |     |       |    |     |    |    |     |        |    |          |     |

(決算額のうち確認した契約)

| 科目        | 件名                      | 金額 (千円) |
|-----------|-------------------------|---------|
| 委託料       | 漁港区域内駐車場指定管理            | 3,817   |
| 需用費 (修繕料) | 秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕       | 957     |
| 需用費 (修繕料) | 秋谷船舶保管施設業務用倉庫小破修繕       | 847     |
| 需用費 (修繕料) | 長井漁港(荒井地区)立入防止柵設置ほか業務委託 | 297     |

### (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                         | 監査手続                                                       |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めにも照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

| 着眼点                 | 監査手続                                                                           |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| ②契約どおりに義務が履行されているか。 | 成果物である管理業務の実施及び利用状況に関する書類や管理経費の収支状況に関する書類(収支決算書)等を確認するとともに、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

### (3) 実施結果

#### ① 工事契約手続について

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」及び「秋谷船舶保管施設業務用倉庫小破修繕」については、いずれも契約の相手方である 1 者のみから見積書を徴する特命随意契約によっている。

随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を徴するものとされており(横須賀市契約規則第 20 条)、随意契約理由書に記載されている根拠法令及び規則(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、契約規則第 21 条第 6 号)に該当する少額の契約であった場合でも、単に金額だけの基準で 2 人以上からの見積書を徴しない理由とすることは認められていない。

そこで所管課に両契約について特命随意契約によっている理由を確認したところ、施設の指定管理者のために緊急に実施したものであり、緊急性を有する点から特命随意契約に拠っているとの回答があった。

#### ② 工事検査の確認について

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」の所管課による工事検査の確認日付は 2020 年 3 月 31 日だが、工事請負業者からの報告資料である「工事用アルバム」には、工事中の進捗状況に関する写真が添付されており、2020 年 4 月 9 日の日付の写真が貼付されていた。工事検査日と事業者から提出された写真の日付とに矛盾があり、実際の工事の完了日がいつであったのかに関して疑義が生じていた。

所管課に事実関係について確認したところ、小破修繕工事の完了は簿冊につづられている事業者から提出された「工事完了届」のとおり 2020 年 3 月 31 日であるが、事業者が提出した写真のカメラの設定に誤りがあり、工事完了後の日付が写真に記載されてしまったとの回答があった。

#### 意見 37 「随意契約理由書の記載について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」「秋谷船舶保管施設業務用倉庫小破修繕」の両契約については、緊急性の観点から見積書を 1 者のみから徴収したと所管課から回答を受けたが、随意契約理由書には、適用法令として地方自治法施行令第 167

条の 2 第 1 項第 1 号、適用規則として契約規則第 21 条第 6 号に該当する少額の契約である旨の記載がなされていたのみである。

緊急性を理由として見積書の徴収を 1 者のみとしたのであれば、随意契約理由書に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当する」旨を記載することが適切である。

なお、当該契約は修繕の請負契約であるため、随意契約理由書の適用規則欄については、「契約規則第 21 条第 6 号」（業務委託契約）ではなく、「契約規則第 21 条第 1 号」（工事、修繕、印刷製本又は製造の請負契約）と記載するべきであった。

#### 指摘 11 「工事の検収について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」の事例のように、工事請負業者からの報告資料である「工事用アルバム」などの提出物について内容を適切に確認しないと、日付の矛盾から工事の完了日について偽装したのではないかとの疑いを招くおそれがある。したがって、所管課として検査書を発行する前に内容確認を適切に実施し、時系列等に矛盾がないことも含めて十分な検収確認を行わなければならない。

### 2-5 船員法第 104 条に基づく事務（法定受託事務）

#### （1）事務の概要

市では、船員法第 104 条第 1 項の定めにより、以下の事務を行っている。これらの事務は、本来であれば国土交通大臣（具体的には地方運輸局等）が行うものであるが、地方運輸局等がすべての港湾の近隣に存在するわけではない。そこで、地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）との交通が不便であり、かつ、出入する船舶が相当に多いと認められる港に接続する地域を区域とする市町村が、かかる事務手続きを行うこととして、船員等の利便を図ったものである。

○市の行う事務内容（船員法第 104 条第 1 項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第 1 項）

- |                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 一 航行報告の受理に関すること                                  |
| 二 雇入契約の成立等（雇入・雇止）の届出の受理及び雇入契約の確認に関する<br>こと       |
| 三 船員手帳（外国人に係るものを除く。）の交付、再交付、訂正、書換え及び<br>返還に関すること |
| 四 年齢満十八歳未満のものを船員としてしようするときの認証に関すること              |

○2019 年度実績

|           |     |            |         |
|-----------|-----|------------|---------|
| ・ 航行報告の受理 | 7 件 | ・ 雇入雇止届出受理 | 1,160 件 |
| ・ 年少者の承認  | 0 件 | ・ 船員手帳の交付  | 60 件    |
| ・ 船員手帳の訂正 | 1 件 |            |         |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                           | 監査手続                                                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ①船員手帳、雇入・雇止に関する事務等が法令及び規則の定めに従って行われているか。      | 事務手続が法令及び規則の定めにも照らして適切に行われていることを確認するため、市に提出された書式のサンプルを取得、閲覧等した。               |
| ②マニュアルの作成等、法令及び規則の定めに従った事務を実施するための仕組みが整っているか。 | 事務が適切に実施されるような仕組みが用意されているかなどを確認するため、マニュアル及び手順書などを取得、閲覧するとともに、所管課からのヒアリングを行った。 |
| ③適正に手数料の納付を受けているか。                            | 適正な手数料の納付を確認するため、市が行った船員事務のリストと決算書との照合を行うなどした。                                |

(3) 実施結果

指摘 12 「雇入（雇止）届出書の記載について」

雇用契約の成立等の届出に関する船員法施行規則第 19 条及び第 20 条関係書式として定められている第六号書式（以下「六号届出書」という）下段の「記載心得 5」によれば、六号届出書の備考欄には、雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」などの別、雇止の場合は、「退職」、「解雇」等の別を記入することになっている。

しかし、市作成の 2019（令和元）年 8 月 6 日付「雇入・雇止手順書」と題するマニュアルには、備考欄にはスタンプを押す旨の記載がされており、実際これに従い、本届出書の備考欄には **Seafarers Labor Office** の受領印を押す取り扱いを行っている。

市によれば、新規雇用、社内転船などの記載は船員手帳にも記載されるので、本届出書の備考欄には重ねて記載していないとのことである。

しかし、船員手帳は船員が保有する物であり、他方六号届出書は行政機関へ提出し、管理されるものである。とすれば、船員手帳への記載が、届出書への記載を免れる理由にはならない。また、特に雇止の原因は船員にとって重要な事項である。

したがって、速やかにマニュアルの修正を行い、六号届出書の記載心得に従った記載方法に改める必要がある。

## 2-6 資産管理

### (1) 資産管理の概要

みなと振興部では、市の管理する港湾・漁港に存在する固定資産について港湾台帳、漁港台帳を整備し管理している。一方、市としては、決算に提出する「財産に関する調書」の基になる公有財産台帳はもちろん、2016年度より固定資産台帳も作成し、公表している。

各地方公共団体では、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法（ここでは、港湾法、漁港漁場整備法）に基づく港湾台帳、漁港台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、これらの台帳は、主に仕様や数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なる。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、市としてすべての固定資産を網羅する台帳は統一的な基準による地方公会計による固定資産台帳ができるまではなかった。

（図表 4Ⅱ・2-18）各台帳の根拠法令等

| 台帳名       | 公有財産台帳                                  | 固定資産台帳              |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------|
| 根拠法令等     | 地方自治法                                   | 統一的な基準による地方公会計マニュアル |
| 所管省庁      | 総務省                                     | 総務省                 |
| 管理の主眼     | 財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理                 | 会計と連動した現物管理         |
| 対象資産の範囲   | 建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある） | すべての固定資産            |
| 資本的支出と修繕費 | 明確な区分なし                                 | 区分あり                |
| 付随費用      | 明確な区分なし                                 | 区分あり                |
| 金額情報      | なし（原則）                                  | あり                  |
| 減価償却      | なし                                      | あり                  |

| 台帳名   | 港湾台帳           | 漁港台帳              |
|-------|----------------|-------------------|
| 根拠法令等 | 港湾法            | 漁港漁場整備法           |
|       | 港湾法施行規則第14条第2項 | 漁港漁場整備法施行令第13条第1項 |
| 所管省庁  | 国土交通省          | 農林水産省             |

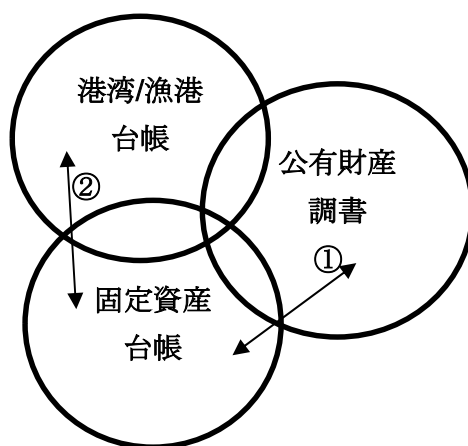
### (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点            | 監査手続                                |
|----------------|-------------------------------------|
| ①各台帳間が整合しているか。 | 各台帳の突合を実施し、同じ内容のものについては整合しているか確かめた。 |

| 着眼点                           | 監査手続                                                       |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ②個別法に基づく台帳と図面が整合しているか。        | 個別法に基づく台帳（港湾台帳・漁港台帳）とその図面について番号と内容の一致を確認した。                |
| ③固定資産台帳に記載の取得価額について集計の範囲が妥当か。 | 監査対象年度を含む過去 2,3 年の委託料、工事請負費が固定資産台帳の取得価額として適切に計上されているか確認した。 |

### （３）実施結果

現在、港湾・漁港に係る固定資産の管理のために、1. 港湾台帳・漁港台帳、2. 公有財産台帳、3. 固定資産台帳の 3 つの台帳が存在している。監査の実施時点（2020 年 10 月）では、監査対象年度である 2019 年度の期末の状況を示す台帳は作成中でどれも未確定のため、2018 年度の台帳で突合を実施した。



#### ① 公有財産調書と固定資産台帳の整合性について

土地・建物について、財産に関する調書の元資料である 2020 年 4 月 1 日作成の「公有財産現在高状況報告書（元年度末）」の「30 年度末現在数量（㎡）」と 2018 年度の港湾総務課所管分の固定資産台帳の土地建物の数量（㎡）を突合した。

土地・建物について、どちらかにしか存在していないものはなかったが、土地について 2 件期末数量が合わないものがあった。

またそれぞれの台帳の「地目」については半分程度が不一致であった。「数量（㎡）」について固定資産台帳では小数点以下 2 桁まで記載があるが、「公有財産現在高状況報告書」では小数点以下 2 桁は「00」になっているものが多い。



(図表 4Ⅱ-19) 各台帳の数量

| 使用目的(所在)                     | 公有財産現在高状況報告書            | 固定資産台帳                  |
|------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 新港(新港町 15 番 4)               | 6,742.00 m <sup>2</sup> | 6,778.76 m <sup>2</sup> |
| 北下浦漁港海岸環境整備事業用地(長沢 2-750-12) | 149.00 m <sup>2</sup>   | 761.49 m <sup>2</sup>   |

財産管理課によれば、「公有財産現在高状況報告書」は登記簿から作成され、固定資産台帳は総務省から実測値という指定があるため実測値を記載しているが、実測値が不明なものについては、登記簿の数値を仮で入れている、とのことである。しかし、「公有財産現在高状況報告書」を登記簿から作成することに法的な根拠はない。

今回の差異が大きい北下浦漁港海岸環境整備事業用地（長沢）については、神奈川県との土地の交換によるものであるため、第三者に対するリスクが低いものとして登記簿を変更していないことが理由であった。その結果公有財産現在高状況報告書には、交換に供した土地の登記が残っているため、実際には市が保有しているより少ない面積が記載される結果となっている。

#### 意見 38 「公有財産調書と固定資産台帳の整合性について」

2018 年度末の土地・建物の数量(m<sup>2</sup>)について「公有財産現在高状況報告書」と「固定資産台帳」を突合したところ、土地について 2 件期末数量が合わないものがあった。

「公有財産現在高状況報告書」を登記簿から作成することに法的な根拠はないのであれば、「公有財産現在高状況報告書」から作成され、決算で外部に公表される資料のひとつである「財産に関する調書」も市の所有する財産をより正確に報告すべきと考えられ、実測値の固定資産台帳の数字のほうがその目的に合致すると考えられる。

また、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」によれば、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠なことや、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。

よって、同じ内容のものについては一致するような管理体制を構築すべきである。

#### ○「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」

##### Ⅱ 固定資産台帳の整備目的

4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

8. また、前述のとおり現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳と相違点も多いですが、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます。

## ② 港湾台帳と固定資産台帳の整合性について

2018 年度の固定資産台帳より直近に完成し計上された資産のうち、取得価額が 1 億円超のもの 3 件（i）大津港口防波堤 B-1-55 ii）新三笠栈橋 iii）走水地区防波堤 5）について、港湾台帳と突合を実施した（固定資産台帳→港湾台帳）。

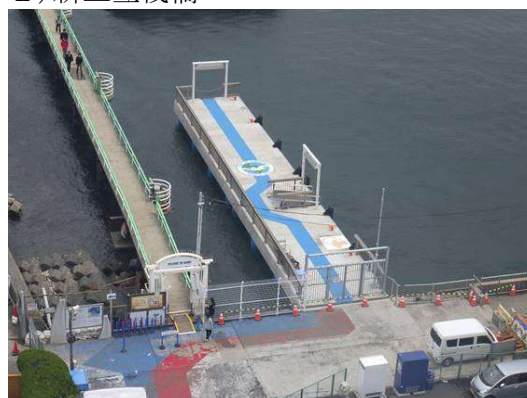
監査範囲限定の理由は以下による。

- ・固定資産台帳を市が整備したのが 2016 年度からであること
- ・港湾台帳上に事業費（総額(千円)）の記載のあるものが最近のものしかないこと
- ・監査対象年度の 2020 年度に完成し本勘定に振り替えた資産がなかったため

i）大津港口防波堤



ii）新三笠栈橋



iii）走水地区防波堤 5



(図表 4Ⅱ・2・20) 各台帳の番号と金額

| 固定資産台帳 |                   |              | 港湾台帳                    |               |                 |
|--------|-------------------|--------------|-------------------------|---------------|-----------------|
|        | 資産名称              | 取得価額<br>(千円) | 施設番号<br>名称              | 事業費総額<br>(千円) | 完成年度/建設<br>終了年度 |
| i)     | 大津港口防波堤 B-1-55    | 439,938      | B-1-55<br>大津港口防波堤       | 357,054       | 2017 年度         |
| ii)    | 新三笠栈橋<br>番号なし     | 118,459      | C-4-42<br>新三笠栈橋         | なし            | 2018 年度         |
| iii)   | 走水地区防波堤 5<br>番号なし | 378,874      | B-1-56<br>走水本港港口<br>防波堤 | なし            | 2018 年度         |

(図表 4Ⅱ・2・21) 各台帳の資産名称と金額

| 固定資産台帳 |          |                       | 港湾台帳       |               |                 |
|--------|----------|-----------------------|------------|---------------|-----------------|
|        | 資産<br>名称 | 取得価額<br>(千円)          | 施設番号<br>名称 | 事業費総額<br>(千円) | 完成年度/建設<br>終了年度 |
| i)     | 記載なし     | C-5-73<br>久里浜1号浮栈橋    | 記載なし       | 記載なし          | 2007 年度         |
| ii)    | 記載なし     | C-5-74<br>久里浜 2 号浮栈橋  | 記載なし       | 記載なし          | 2007 年度         |
| iii)   | 記載なし     | C-5-75<br>久里浜 3 号浮栈橋  | 記載なし       | 記載なし          | 記載なし            |
| iv)    | 記載なし     | C-5-76<br>久里浜 4 号浮栈橋  | 記載なし       | 記載なし          | 2007 年度         |
| v)     | 記載なし     | B-11-6<br>野比地区 6 号離岸堤 | 317,239    | 2014 年度       |                 |
| vi)    | 記載なし     | B-11-7<br>野比地区 7 号離岸堤 | 574,102    | 2017 年度       |                 |

固定資産台帳への新規資産の登録は、「固定資産台帳異動報告書」により取得価額になるべき金額を港湾建設課から財産管理課へ報告することにより行われている。港湾台帳の事業費(総額)については分かる範囲で記載しており、原則として事業費(総額)には工事請負費の金額を記載している。

各年度の工事が完了後「平成 xx 年度 港湾施設引継書」の工事費欄の金額を港湾台帳の事業費総額の基にしており、固定資産台帳へは「固定資産台帳異動報告書」により取得価額になる金額を財産管理課へ報告している。

#### 指摘 13 「港湾台帳の事業費総額の誤りについて」

2017 年度に完成した大津港口防波堤について、港湾台帳に記載の事業費総額(357,054 千円)と、固定資産台帳上の取得価額 439,938 千円が異なっていた。

所管課によれば、単純な計算誤りとのことである。今後の集計誤りが起きない体

制の構築が望まれる。どちらか一方を先に決定し、そこから金額等を転記すれば正確性が担保される。

#### 意見 39 「港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて」

2018 年度に完成した新三笠栈橋及び走水本港港口防波堤について、港湾台帳の事業費（総額）欄に金額の記載がなかった。固定資産台帳には、取得価額としてそれぞれ 118,459 千円、378,874 千円が計上されている。

完成して固定資産台帳に計上した場合には漏れを防ぐために同じタイミングで港湾台帳のほうへも記載したかチェックする体制を整備すべきである。

#### 意見 40 「固定資産台帳の管理番号について」

同一の資産については、固定資産台帳にできるだけ港湾台帳と同じ管理番号を記載するようにしているが、2018 年度に完成した新三笠栈橋及び走水地区防波堤 5 については、固定資産台帳への管理番号の記載が漏れていた。所管課によれば、港湾台帳に管理番号が割り当てられるよりも前のタイミングで固定資産台帳が作成されるからとのことである。

完成時を逃すと遡って調べるのが大変になるので、チェック作業の効率化のために工事が完了した段階で適時に港湾台帳に管理番号を付した上で、固定資産台帳に漏れなく転記すべきである。

#### 指摘 14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜 1 号浮栈橋から 4 号浮栈橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜 1 号浮栈橋から 4 号浮栈橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

#### ③「新公会計基準による固定資産台帳の運用について」

港湾台帳記載の 2014 年度完成の施設（野比地区 6 号離岸堤）と 2017 年度完成の野比地区 7 号離岸堤について、港湾台帳に事業費の記載があるものの、対応する固定資産台帳の記載がなかった。

所管課によると、野比地区の離岸堤は野比地区侵食対策事業の一部であるため、野比地区侵食対策事業が完了した時点で一括して固定資産台帳に登録する予定であり、現在は建設仮勘定の「野比地区離岸堤」2018 年度末残高 2,530,181 千円の一部を構成している。

離岸堤の工事は、単年度契約でその年度の部分が完成すると「しゅん工届」が提

出され、「検査立会報告書」、「工事検査書」によりその部分の完成が確認されてから最後の支払いをしていることから部分完成と考えられる。工事のやり方によっては、土台を作ってから上部工事をするような場合には本勘定へ振り替える判断が難しい場合もあるが、対象区間の違いだけであるならば部分完成と考えられる。

また、10 年超かかる事業では固定資産台帳の本勘定に計上され、減価償却が開始されるころには当初に完成した部分は既に 10 年超雨風波にさらされており、実際の耐用年数の計算が困難になる結果、固定資産台帳を公共施設マネジメントに利用する点からは更新投資の時期を見誤るリスクがある。

さらに、漁港台帳と固定資産台帳との関係では、北下浦漁港海岸 5 号離岸堤では、固定資産台帳では建設仮勘定に一括して計上されているが、漁港台帳では建設又は取得の年月日/価額として 1 年分ずつ計上されていることからの部分完成として固定資産台帳に計上は可能と考える。

○資産評価及び固定資産台帳整備の手引

23. 建設仮勘定については、目的とする完成物を単位として建設仮勘定番号を付し、「固定資産台帳の記載項目の例」（「別紙 2」参照）に準じて作成した建設仮勘定台帳にその履歴を記載します。なお、一部が完成した場合、原則として完成部分を本勘定へ振り替えることとなり、事業量に応じた工事金額の特定など、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上しますが、振替部分の金額を独立して算定することが困難な場合には、その振替額を次の計算式によって算定することができます。この場合、必要に応じて全事業完了後に精算を行うことができます。なお、建設仮勘定について、減価償却は行いません。

○本勘定への振替額＝計画総事業費×完成分事業量÷総事業量

意見 41 「部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて」

固定資産台帳では、予定した事業施設全部が完成しないと建設仮勘定から本勘定への振替が行われていないが、総務省作成の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」では、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上するとあるため、原則として完成部分を本勘定に振替えて固定資産台帳に計上すべきである。

（図表 4Ⅱ・2-22）固定資産台帳の取得日と供用開始日

| 資産名称             | 取得日             | 供用開始日           |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 深浦 4 号浮棧橋 C'-5-6 | 2006 年 3 月 31 日 | 2005 年 3 月 31 日 |
| 深浦 5 号浮棧橋 C'-5-7 | 2007 年 3 月 31 日 | 2005 年 3 月 31 日 |

指摘 15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日よりも前になっている不自然なものがあつた。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであつた。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。

意見 42 「固定資産台帳の取得価額の範囲について」

現在、固定資産台帳には、工事で取得した資産の取得価額については、工事請負費のみが計上されており、その工事をするための調査委託費や設計委託費など、その資産取得にあたり必要な経費の一部が取得価額に含まれていない。固定資産の取得価額にどこまで含めるかについては、財産管理課が各所管課に「固定資産台帳の異動報告について」を配布し、その中で費用化せず固定資産として取得価額に含めて計上すべきものについて「資本的支出の例」として周知はしている。

しかし、所管課では判断が難しい場合がある一方で、所管課で作成される「固定資産台帳異動報告書」でいったん取得価額が決まるとその後訂正される機会がない。

取得価額の範囲についてのルールを徹底するとともに、その後のチェックの体制の構築が望まれる。

④ その他

意見 43 「会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について」

監査対象になっている事業の会計システムから出力される歳出予算整理簿を検討していた際に、今年度から運用が開始された新システムから出力される「歳出予算整理簿」では、繰越明許があつた場合にその繰越明許額<sup>6</sup>が支出命令額欄に記載され、支出命令が実際にはないのに支出命令額の欄に繰越明許額が記載され、さらに支出命令額の合計額にも含めて記載されていることが発見された。

支出命令額の合計欄には、誤解を招かないように実際に支出命令があつた分の合計額が記載されるべきである。

市ではこれまで使用してきた会計システムのバージョンアップに伴い、2020年度

---

<sup>6</sup> 繰越明許費（額）とは、歳出予算の経費のうち、その性質上あるいは予算成立後の何らかの理由により、年度内に支出を完了することのできない見込みのあるものについては、あらかじめ議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができるものをいう。毎会計年度の歳出予算はその年度内に使用することが原則(会計年度独立の原則)であるが、この原則をそのまま貫くとかえって実情にそぐわず、予算使用が不経済、非効率的になる場合があるからである。

予算から旧システムを新システムに移行した。2020 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの半年間は並行稼働し、2020 年 10 月 1 日からは完全に新システムに移行した。経費節減のためにパッケージの標準仕様をできるだけそのまま使うようにしている。システム会社によれば、他の自治体からの要望も踏まえ、繰越明許額についても歳出予算整理簿上で明示するように機能強化したもので、繰越明許額が支出命令額に表示されることはエラーではなく、仕様とのことである。

しかし、繰越明許額が明示されるのは改善としても、支出命令額でない、繰越明許額が支出命令額の合計欄にも含まれることは支出命令額合計の判断を誤る可能性があり、集計されるべきではない。今後のシステム改修の際には、修正することが望ましい。

(図表 4Ⅱ-2・23) 歳出予算整理簿に繰越明許がある場合の現状の例

平成 31 年度

歳 出 予 算 整 理 簿

令和 2 年 9 月 2 日 作成 23 頁

所属: 6666300000 港湾建設課

会計: 01 一般会計 予算区分: 0 現年度予算

款: 07 農林水産業費 項: 02 水産業費

目: 04 漁港施設整備費

細目: 002 漁港施設整備事業費 細々目: 06 漁港施設長寿命化計画事業

節: 15 工事請負費 細節: 51 工事請負費 [建設目] 細々節:

| 日付         | 伝票区分<br>伝票番号        | 件 名  | 相 手 先 | 予 算 額      | 予 算 現 額    | 負担行為額 | 予算配当残額     | 支出命令額      | 状 態 |
|------------|---------------------|------|-------|------------|------------|-------|------------|------------|-----|
| 31. 04. 01 | 当初予算<br>4006005-000 |      |       | 25,140,000 | 25,140,000 |       | 25,140,000 |            |     |
| 02. 03. 31 | 繰越明許<br>9000035-001 | 明許繰越 |       |            |            |       | 25,140,000 | 25,140,000 | 月次済 |
|            |                     | 合 計  |       | 25,140,000 | 25,140,000 | 0     | 25,140,000 | 25,140,000 |     |
|            |                     |      |       |            |            |       |            |            |     |
|            |                     |      |       |            |            |       |            |            |     |

### 3 （港湾建設課）所管事業

#### 3-1 港湾施設長寿命化計画事業

##### （1）港湾施設長寿命化計画事業の概要

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 事業名   | 港湾施設長寿命化計画事業                                             |
| 事業の概要 | 港湾施設長寿命化計画事業は、港湾施設の長寿命化を図るため、港湾施設維持管理計画に基づき、予防保全工事を実施する。 |
| 当初予算額 | 232,163 千円（うち前年度繰越 30,000 千円）                            |
| 予算現額  | 211,709 千円（うち前年度繰越 30,000 千円）                            |
| 決算額   | 92,632 千円（ほか次年度繰越 112,720 千円）                            |

工事請負費については、国土交通省の社会資本整備総合交付金（補助率 1/3）がある。社会資本整備総合交付金とは、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として 2010 年度に創設されたものである。

決算額の次年度への予算の繰越額が多いのは、台風 15 号、19 号の影響により、工事が進まなかったことが主な理由である。

##### （新港地区栈橋劣化状況）



##### 〈決算額の内訳〉

| 件名                                     | 金額（千円） |
|----------------------------------------|--------|
| 横須賀港（新港地区）泊地ほか深浅測量業務（委託料）              | 4,567  |
| 横須賀港港湾施設維持管理計画策定業務（委託料）                | 13,736 |
| 横須賀港（久里浜地区）泊地ほか土砂撤去その他工事（2）<br>（工事請負費） | 25,563 |
| 令和元年度新港地区新港1・2号岸壁係船柱補修工事<br>（工事請負費）    | 48,354 |
| （事業費支弁人件費）※1                           | 400    |
| （事務費）※2                                | 13     |
| 合計                                     | 92,632 |



※1 事業費支弁人件費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含めて支出される給与に係る経費。普通建設事業等に従事した職員の労働は、当該建設事業等により完成した物件に一体化され、その効果は将来にわたって及ぶものと考えられるので、これら建設事業等に従事した職員の給与は、投資的経費として把握するものとされている。給料、職員手当等、共済費などが含まれる。

※2 事務費には、旅費、消耗品費などが含まれる。

〈最近 5 年間の決算額の推移〉

(単位：千円)

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 14,693  | 10,394  | 105,500 | 241,402 | 92,632  |

## (2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                      | 監査手続                                                                                    |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めにも照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                              |
| ②事業が長寿命化計画と整合しているか。                      | 国が 2013 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる市策定の「公共施設等総合管理計画」との関係について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

「公共施設等総合管理計画」については、第 3 II 1 (港湾関連事業の概要) 参照。

## (3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

### 3-2 漁港施設長寿命化計画事業

#### (1) 漁港施設長寿命化計画事業の概要

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| 事業名   | 漁港施設長寿命化計画事業                                         |
| 事業の概要 | 漁港施設長寿命化計画事業は、漁港施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき、機能保全工事を実施する。 |
| 当初予算額 | 111,059 千円（うち前年度繰越 81,000 千円）                        |
| 予算現額  | 111,059 千円（うち前年度繰越 81,000 千円）                        |
| 決算額   | 80,420 千円（ほか次年度繰越 30,050 千円）                         |

工事請負費・委託料については、神奈川県の水産業施設整備事業費等補助金（補助率 1/2）がある。

決算額の次年度への予算の繰越額は、台風 15 号、19 号の影響により、工事が進まなかったことが主な理由である。

#### 〈決算額の内訳〉

| 件名                                           | 金額（千円） |
|----------------------------------------------|--------|
| 平成 30 年度北下浦漁港北下浦 1 号物揚場ほか機能保全工事調査・設計業務（委託料）  | 1,859  |
| 平成 30 年度北下浦漁港北下浦 1 号物揚場ほか機能保全工事（工事請負費）       | 7,457  |
| 平成 30 年度北下浦漁港北下浦 1 号物揚場ほか機能保全工事（その 2）（工事請負費） | 71,095 |
| （事務費）                                        | 9      |
| 合計                                           | 80,420 |

#### （北下浦漁港劣化状況）



#### 〈最近 5 年間の決算額の推移〉

（単位：千円）

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 35,021  | 13,020  | 24      | 48,503  | 80,420  |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                      | 監査手続                                                                                    |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めに照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                               |
| ②事業が長寿命化計画と整合しているか。                      | 国が 2013 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる市策定の「公共施設等総合管理計画」との関係について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

「公共施設等総合管理計画」については、第 3 II 1（港湾関連事業の概要）参照。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

### 3-3 大津地区港湾海岸高潮対策事業

(1) 大津地区港湾海岸高潮対策事業の概要

|       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 大津地区港湾海岸高潮対策事業                                             |
| 事業の概要 | 大津地区港湾海岸高潮対策事業は、高潮災害からの防護および市民の利用を目的に、プロムナード機能を有する護岸を整備する。 |
| 当初予算額 | 402,000 千円（うち前年度繰越 149,000 千円）                             |
| 予算現額  | 484,886 千円（うち前年度繰越 149,000 千円）                             |
| 決算額   | 313,218 千円（ほか次年度繰越 171,343 千円）                             |

工事請負費の一部については、国土交通省の防災・安全交付金（補助率 1/2）がある。

防災・安全交付金とは、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するため、平成 24 年度補正予算において創設されたものである。

決算額の次年度への予算の繰越額が多いのは、台風 15 号、19 号の影響により、工事が進まなかったことが主な理由である。

(大津地区海岸高潮対策事業)



〈決算額の内訳〉

| 件名                              | 金額 (千円) |
|---------------------------------|---------|
| 平成 30 年度大津地区護岸工事 (その 2) (工事請負費) | 151,446 |
| 平成 31 年度大津地区ブロック製作工事 (工事請負費)    | 59,351  |
| 令和元年度大津地区ブロック製作工事 (工事請負費)       | 5,620   |
| 令和元年度大津地区護岸上部工築造工事 (工事請負費)      | 96,800  |
| 合計                              | 313,218 |

〈最近 5 年間の決算額の推移〉

(単位 : 千円)

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 203,250 | 266,646 | 197,737 | 223,790 | 313,218 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                     | 監査手続                                                       |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めにも照らし、適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

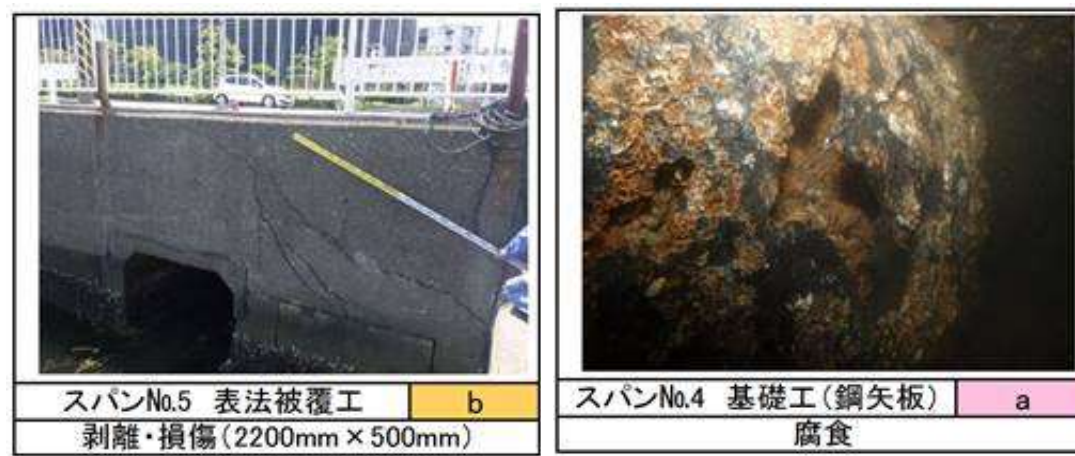
### 3-4 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業

#### (1) 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業の概要

|       |                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業                                                            |
| 事業の概要 | 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業は、海岸保全施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を有した海岸保全施設整備を実施する。 |
| 当初予算額 | 20,000 千円                                                                   |
| 予算現額  | 6,000 千円                                                                    |
| 決算額   | 5,784 千円                                                                    |

工事請負費の一部については、国土交通省の防災・安全交付金（補助率 1/2）がある。

#### 護岸劣化状況（大津地区）



#### 〈決算額の内訳〉

| 件名                                 | 金額（千円） |
|------------------------------------|--------|
| 令和元年度横須賀港海岸保全施設長寿命化計画策定業務<br>（委託料） | 5,784  |
| 合計                                 | 5,784  |

#### 〈最近 5 年間の決算額の推移〉

（単位：千円）

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | —※      | 4,789   | 5,670   | 9,702   | 5,784   |

※この事業は 2016 年度より実施されたものである。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                      | 監査手続                                                                                    |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めに従って適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                                |
| ②事業が長寿命化計画と整合しているか。                      | 国が 2013 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる市策定の「公共施設等総合管理計画」との関係について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

「公共施設等総合管理計画」については、第 3 II 1 (港湾関連事業の概要) 参照。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

### 3-5 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業

(1) 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業の概要

|       |                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業                                                                                               |
| 事業の概要 | 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業は、漁港海岸保全施設の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を有した漁港海岸保全施設の機能保全計画を策定する。この事業は 2019 年度より実施されたものである。 |
| 当初予算額 | 41,059 千円                                                                                                      |
| 予算現額  | 41,059 千円                                                                                                      |
| 決算額   | 6 千円 (ほか次年度繰越 41,050 千円)                                                                                       |

委託料については、農林水産省の農山漁村地域整備交付金（補助率 1/2）がある。農山漁村地域整備交付金とは、下記の 2 つを主目的にした補助金である。

- ・農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進すること
- ・「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施することにより生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進すること

決算額の次年度への予算の繰越額が多いのは、台風 15 号、19 号の影響により、工事が進まなかったことが主な理由である。

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                      | 監査手続                                                                                    |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めに照らして適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。                               |
| ②事業が長寿命化計画と整合しているか。                      | 国が 2013 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる市策定の「公共施設等総合管理計画」との関係について、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

「公共施設等総合管理計画」については、第 3 II 1 (港湾関連事業の概要) 参照。

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

3-6 北下浦漁港海岸侵食対策事業

(1) 北下浦漁港海岸侵食対策事業の概要

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 北下浦漁港海岸侵食対策事業                                                  |
| 事業の概要 | 北下浦漁港海岸侵食対策は、波浪などによる侵食からの海岸を防護し、市民の安全を確保するため、海岸の沖合に離岸堤などを整備する。 |
| 当初予算額 | 234,640 千円                                                     |
| 予算現額  | 210,640 千円                                                     |
| 決算額   | 170,849 千円 (ほか次年度繰越額 22,850 千円)                                |

工事請負費、委託料については、農林水産省の農山漁村地域整備交付金 (補助率 1/2) がある。さらに工事請負費については、神奈川県の水産業施設整備事業費等補助金 (補助率 1/4) もある。

決算額の次年度への予算の繰越額が多いのは、台風 15 号、19 号の影響により、工事が進まなかったことが主な理由である。



(北下浦漁港海岸侵食対策事業)



〈決算額の内訳〉

| 件名                                      | 金額 (千円) |
|-----------------------------------------|---------|
| 令和元年度北下浦漁港海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務 (委託料)       | 2,463   |
| 令和元年度北下浦漁港海岸 5 号・6 号離岸堤ブロック製作工事 (工事請負費) | 119,048 |
| 令和元年度北下浦漁港海岸 5 号・6 号離岸堤築造工事 (工事請負費)     | 44,781  |
| (事業費支弁人件費)                              | 4,100   |
| (事務費)                                   | 457     |
| 合計                                      | 170,849 |

〈最近 5 年間の決算額の推移〉

(単位：千円)

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 236,267 | 118,076 | 105,721 | 75,614  | 170,849 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                     | 監査手続                                                     |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めに従って適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。



### 3-7 野比地区港湾海岸侵食対策事業

#### (1) 野比地区港湾海岸侵食対策事業の概要

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 事業名   | 野比地区港湾海岸侵食対策事業                                                    |
| 事業の概要 | 野比地区港湾海岸侵食対策事業は、波浪などによる侵食からの海岸を防護し、市民の安全を確保するため、海岸の沖合に離岸堤などを整備する。 |
| 当初予算額 | 173,386 千円                                                        |
| 予算現額  | 168,786 千円                                                        |
| 決算額   | 166,421 千円                                                        |

工事請負費の一部については、国土交通省の防災・安全交付金の補助率 1/2 あり。

#### (野比地区海岸侵食対策事業)



#### 〈決算額の内訳〉

| 件名                              | 金額（千円）  |
|---------------------------------|---------|
| 平成 31 年度野比地区突堤ほか測量業務（委託料）       | 4,378   |
| 令和元年度野比地区突堤ほか土質調査業務（委託料）        | 8,160   |
| 令和元年度野比地区突堤設計業務（委託料）            | 6,325   |
| 令和元年度野比地区海岸侵食対策事業に伴う汀線測量業務（委託料） | 3,627   |
| 令和元年度野比地区 8 号離岸堤築造工事（工事請負費）     | 132,152 |
| （事業費支弁人件費）                      | 8,500   |
| （事務費）                           | 3,280   |
| 合計                              | 166,421 |

〈最近 5 年間の決算額の推移〉

(単位：千円)

|     | 2015 年度 | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算額 | 152,017 | 182,078 | 261,165 | 174,998 | 166,421 |

(2) 着眼点並びに監査手続

| 着眼点                                     | 監査手続                                                    |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 委託料、工事請負費について契約手続が法令及び規則の定めに従って行われているか。 | 契約手続が法令及び規則の定めにより適切に行われていることを確認するため、所管課への質問及び資料閲覧を実施した。 |

(3) 実施結果

特に指摘する事項はない。

## 第5 まとめ

### I はじめに

本報告では、観光及び港湾に関連するそれぞれの財務事務の執行等という2つの監査テーマとし、本文第2で整理したように、15個の指摘と43個の意見を報告した。以下、「II 報告のまとめ」においては、それぞれのテーマ領域ごとに総括的な説明を行った。本文が前提となる情報や説明を多く含み長くなっているため、端的に本文の趣旨を汲んでいただくのに役立つのであれば幸いである。また、「III 内部統制の観点から」においては、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行 ②財務報告等の信頼性の確保 ③業務にかかわる法令等の遵守 ④資産の保全）に照らして、指摘・意見の各項目がどの目的の阻害要因となっているのか分類してみた。目的に照らしてみることによってひとつの意見でもいくつかの目的と関連のあることがわかる。また、課題の所在が明確になるので、併せてご参照いただきたい。

### II 報告のまとめ

#### 1 観光に関する事業

横須賀市では「観光立市推進基本計画」（2016年度～2025年度の10年間）を策定し、その進行管理やターゲットの設定を行い、基本戦略の具体的な施策を示す「横須賀市観光立市推進アクションプラン」（2017年度～2021年度の5年間）によって具体的な取り組みを定めている。市は、観光立市推進基本計画及びアクションプランを確実に実行して、計画終了年度である2025年度までに観光客数1,000万人を達成することにより、地域経済を活性化させ、636億円の観光消費額を目標としている。

上記の施策を推進するのが文化スポーツ観光部であるが、横須賀市再興プランに掲げた「目指すまちづくりの3つの方向性」の1つである「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」を早期に実現するため、2018年度に関係する課等を集約・再編して設置された部局である。音楽、スポーツ、エンターテインメントだけでなく、歴史、海、食などの地域資源を最大限に活用し、関連施策を一体的に推進することで、観光客数の増加、観光消費額の拡大、市のイメージ向上につなげ、地域経済の活性化、ブランド力の向上を図ることが期待されている。

その様な事業特性から、PDCAサイクルが適切に運用されているかの観点から、定量的な目標設定や具体の事業スケジュールの設定等により実効性を高める工夫が必要である。実効的に回せる具体のスケジュールや内容を含んだ計画策定を目指すことが望まれる。また観光振興施策を推進するためには、様々な観光資源を所管する教育委員会、環境政策部、港湾部や広報といった関連部局との全庁的な連携強化

や、更には「横須賀市観光振興推進委員会」等を通じた庁外の観光関連事業者との連携強化や、市民全体を巻き込む工夫が期待される。

## 2 港湾に関する事業

港湾法に基づき横須賀港は4分類の3番目である「重要港湾」に分類され、港湾管理者は横須賀市である。横須賀港のうち米軍施設、海上保安庁、自衛隊施設のほか、民間管理施設（専用埠頭等）は市の管理対象範囲外である。港湾法で定められる「港湾計画」（概ね10年～15年後を目標）を策定・運用するが、現行の「横須賀港港湾計画」は2005年度に策定されたものであり、2021年度での改定に向けた準備の段階にある。一方、港湾施設は国土交通省が所管する「社会資本総合整備計画」や「インフラ長寿命計画」の対象でもあり、市独自の財源に加えて国の財源による部分があることが特徴である。

漁港は、漁港法に定義され港湾計画の対象である横須賀港とは体系を異にするが、その整備・保全計画から工事・建設まで一貫して港湾と一体で港湾部において所管されている。一方で再興プランの推進の一環で水産業振興事業を経済部農業水産課から移管し、2020年4月から「みなと振興部」に組織改編された。インフラ事業と産業振興を一体で推進する体制である。

横須賀市の特徴である東西の長い海岸線を、インフラ維持保全、防災対策、産業振興といった多面的な政策推進を担っており、PDCAの適切な運用による確実な財源確保と効率的効果的な事業推進の工夫が期待される。

## III 内部統制の観点から

地方公共団体へ内部統制を正式に導入する制度（「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」平成31年3月 総務省）においては、内部統制の目的として①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つが挙げられている。基本的には一般企業における内部統制の目的と同様である。本まとめにおいては指摘、意見を念頭に、それぞれに関し説明を引用しておきたい。

①「業務の効率的かつ効果的な遂行」については、地方公共団体においては、その事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②「財務報告等の信頼性の確保」については、議会や住民は業務そのものの実施状況について強い利害と関心を持っており、まず、住民レベルで適時、的確な状況把握

と議論があり、その上で議会での議論や市当局の業務実施に繋がっていくべきものとするれば、財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。先ずは必要十分な開示は何かという観点が必要である。

③「業務に関わる法令等の遵守」については、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず、公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。したがって、法令等の遵守は、地方公共団体における内部統制において、着実に取り組むことが求められる。

④「資産の保全」については、地方公共団体の管理すべき資産は膨大かつ多様であり、資産の保全の観点からの内部統制上の措置が一般企業以上に取られてしかるべきであるが、意識が薄い傾向にないか、そうしたバランスの悪さを是正する観点が必要である。

以上を踏まえ、本報告書における指摘、意見を再整理すると例えば次のようである。

| 内部統制の目的<br><br>指摘及び意見                 |                |              |               |       |
|---------------------------------------|----------------|--------------|---------------|-------|
|                                       | 業務の効率的かつ効果的な遂行 | 財務報告等の信頼性の確保 | 業務にかかわる法令等の遵守 | 資産の保全 |
| I 観光に関する事業の実施状況                       |                |              |               |       |
| 1 観光に関する計画の実施状況                       |                |              |               |       |
| 指摘 1 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について        | ○              |              | ○             |       |
| 指摘 2 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について |                | ○            | ○             |       |
| 意見 1 横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について        | ○              |              |               |       |
| 意見 2 横須賀市観光立市推進基本計画におけるPDCAの運用について    | ○              |              |               |       |
| 意見 3 施策や事業ごとのKPIの設定と多様な効果測定の方法について    | ○              | ○            |               |       |
| 意見 4 施策ごとの事業スケジュールの策定について             | ○              | ○            |               |       |
| 意見 5 観光消費単価について                       | ○              | ○            |               |       |
| 2 企画課所管事業                             |                |              |               |       |
| 2-3 横須賀アートフェスティバル事業                   |                |              |               |       |

| 内部統制の目的<br><br>指摘及び意見                        | 業務の効率的かつ効果的な遂行 | 財務報告等の信頼性の確保 | 業務にかかわる法令等の遵守 | 資産の保全 |
|----------------------------------------------|----------------|--------------|---------------|-------|
|                                              |                |              |               |       |
| 意見 6 KINUGASAAANIMALARTDAYS2019 の結果について      | ○              |              |               |       |
| 意見 7 衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について               | ○              |              |               |       |
| 3 文化振興課所管事業                                  |                |              |               |       |
| 3-2 指定管理者事業                                  |                |              |               |       |
| 意見 8 芸術劇場利用料金改定のタイミングについて                    | ○              |              | ○             | ○     |
| 指摘 3 共同購入時の検収について                            | ○              |              | ○             | ○     |
| 意見 9 文化会館等利用料金改定のタイミングについて                   | ○              |              | ○             | ○     |
| 意見 10 文化会館及びはまゆう会館の稼働率について                   | ○              |              |               | ○     |
| 3-3 芸術劇場設備更新事業                               |                |              |               |       |
| 指摘 4 検査書に係る決裁印について                           |                |              | ○             |       |
| 意見 11 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について  | ○              | ○            |               | ○     |
| 3-4 文化会館等設備更新事業                              |                |              |               |       |
| 意見 12 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について | ○              | ○            |               | ○     |
| 3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信                   |                |              |               |       |
| 意見 13 ヴェルニー公園内の説明版における AR 動画の提供について          | ○              |              |               |       |
| 意見 14 事業遂行上の他部署との連携の必要性について                  | ○              |              |               |       |
| 4 商業振興課所管事業                                  |                |              |               |       |
| 4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業                          |                |              |               |       |
| 意見 15 プレミアム付商品券事業に係る経費について                   | ○              |              |               |       |
| 4-2 商業振興対策事業                                 |                |              |               |       |
| 意見 16 収支明細書の金額の訂正方法について                      |                | ○            | ○             |       |
| 意見 17 収支明細書の様式について                           | ○              | ○            |               |       |
| 意見 18 補助メニューの妥当性について                         | ○              |              |               |       |
| 5 観光課所管事業                                    |                |              |               |       |
| 5-1 観光立市推進事業                                 |                |              |               |       |
| 意見 19 シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について    | ○              |              | ○             |       |
| 意見 20 シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及                  | ○              |              |               |       |

| 内部統制の目的<br><br>指摘及び意見                         | 業務の効率的かつ効果的な遂行 | 財務報告等の信頼性の確保 | 業務にかかわる法令等の遵守 | 資産の保全 |
|-----------------------------------------------|----------------|--------------|---------------|-------|
|                                               |                |              |               |       |
| に係る目標設定及び具体的なスケジュールの策定について                    |                |              |               |       |
| 5-3 集客プロモーション事業                               |                |              |               |       |
| 指摘 5 出張命令書の承認漏れについて                           |                |              | ○             |       |
| 5-4 観光団体助成事業                                  |                |              |               |       |
| 指摘 6 補助金支出事業に関する変更申請について                      |                |              | ○             |       |
| 5-5 観光情報誌                                     |                |              |               |       |
| 意見 21 観光情報誌の役割の明確化について                        | ○              | ○            |               |       |
| II 港湾に関する事業の実施状況                              |                |              |               |       |
| 1 港湾企画課所管事業                                   |                |              |               |       |
| 1-1 横須賀港湾計画改定事業                               |                |              |               |       |
| 意見 22 資格要件の確認について                             | ○              |              | ○             |       |
| 指摘 7 成果物の紛失について                               |                |              | ○             | ○     |
| 意見 23 損害保険加入証明資料の紛失について                       |                |              | ○             |       |
| 意見 24 港湾計画の掲載方法について                           |                | ○            | ○             |       |
| 意見 25 港湾審議会議事録参考資料について                        |                | ○            |               |       |
| 2 港湾総務課所管事業                                   |                |              |               |       |
| 2-1 港湾使用料                                     |                |              |               |       |
| 意見 26 港湾施設使用料の算定方法について                        | ○              |              | ○             | ○     |
| 意見 27 収支報告の活用について                             | ○              |              | ○             |       |
| 意見 28 消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について         | ○              |              | ○             | ○     |
| 意見 29 消費税率改定時の円単位以下の単価設定について                  |                |              | ○             | ○     |
| 意見 30 例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について                | ○              | ○            | ○             |       |
| 指摘 8 債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について                 |                |              | ○             | ○     |
| 意見 31 債権管理業務の体制構築の必要性について                     | ○              |              | ○             | ○     |
| 意見 32 債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について      | ○              |              |               | ○     |
| 意見 33 新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設利用料の支払猶予についての周知等について | ○              | ○            | ○             |       |

| 内部統制の目的<br><br>指摘及び意見                            | 業務の効率的かつ効果的な遂行 | 財務報告等の信頼性の確保 | 業務にかかわる法令等の遵守 | 資産の保全 |
|--------------------------------------------------|----------------|--------------|---------------|-------|
|                                                  |                |              |               |       |
| 2-2 港湾施設運営経費                                     |                |              |               |       |
| 指摘 9 横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について | ○              |              | ○             |       |
| 2-3 港湾施設管理業務                                     |                |              |               |       |
| 指摘 10 収支決算書における保険料の決算額について                       |                |              | ○             |       |
| 意見 34 収支決算書における人件費の範囲について                        |                |              | ○             |       |
| 意見 35 指定管理者団体の決算書の分析について                         | ○              |              | ○             |       |
| 意見 36 指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について        | ○              |              | ○             |       |
| 2-4 漁港維持修繕事業                                     |                |              |               |       |
| 意見 37 随意契約理由書の記載について                             |                |              | ○             |       |
| 指摘 11 工事の検収について                                  | ○              |              | ○             |       |
| 2-5 船員法 104 条に基づく事務（法定受託業務）                      |                |              |               |       |
| 指摘 12 雇入（雇止）届出書に記載について                           | ○              |              | ○             |       |
| 2-6 資産管理                                         |                |              |               |       |
| 意見 38 公有財産調書と固定資産台帳の整合性について                      | ○              | ○            | ○             | ○     |
| 指摘 13 港湾台帳の事業費総額の誤りにについて                         | ○              | ○            | ○             |       |
| 意見 39 港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて                  | ○              |              | ○             |       |
| 意見 40 固定資産台帳の管理番号について                            | ○              |              |               | ○     |
| 指摘 14 港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について                  | ○              | ○            | ○             | ○     |
| 意見 41 部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて            |                | ○            | ○             | ○     |
| 指摘 15 固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について                 |                | ○            | ○             | ○     |
| 意見 42 固定資産台帳の取得価額の範囲について                         |                | ○            | ○             | ○     |
| 意見 43 会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について                | ○              |              | ○             |       |
| 3 港湾建設課所管事業                                      |                |              |               |       |



## 1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行を達成するためには、PDCA サイクルを有効に回すことが重要である。絶対的に何が効率的か、効果的か示せばそこに向かっていくのが一番であろうが、難しいのであれば PDCA サイクルの中でより良い状況を目指していくことになる。観光においては観光立市推進基本計画や観光立市推進アクションプラン、港湾においては港湾計画や港湾・漁港各種長寿命化計画といった中長期計画があるが、C（チェック）ができる P（プラン）特に具体のスケジュールになっていない、C（チェック）と A（アクション）を結びつける工夫と誘因が少ない状態であるため、本来の PDCA サイクルが回らず、業務の効率的かつ効果的な遂行の観点から、内部統制の整備状況に課題があるといえる。

## 2 財務報告等の信頼性の確保

財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。財務報告等の信頼性の確保や適切な情報開示、説明の在り方を常に考える姿勢が自治体には求められる。横須賀市観光立市推進条例に定められている条例の運用評価や必要に応じた措置を講ずることが適時な情報開示と相まって遵守されているのか、また港湾計画や港湾審議会の議事等の情報開示の在り方は、財務報告等の信頼性の確保の観点からの課題といえるのではないかと。

地方自治の観点から、市民の方々による実のある議論、意見形成のための情報開示になっているかという視点は、人口減少高齢化が進み、限られた資源をどう活用するか意見形成するにあたり、重要性を増している。本報告書の意見はほんの一例に過ぎない。ケースバイケースの内容にもなるので 100%の正解は難しいが、積極的な対応が望まれる。また、本報告においては、市から開示された資料や質問への回答内容についての課題の指摘や不足の指摘にとどまった。信頼性の確保のためのチェック体制の不備や実際に重要な誤りがなかったかどうか、網羅的な監査は行っていないが、内部統制の構築が適切か、市においては引き続き検討されることを望むものである。

## 3 業務にかかわる法令等の遵守

検査書に係る承認印、出張命令書の承認漏れ、成果物等の紛失、工事検査書類の整備等は既述のとおりである。いずれも法令等がもともと想定した運用実態が求められる。

法令等の遵守については、整備されるべき規程が整備され、それらが周知徹底されているかどうかの観点からの意見もあった。内部統制は運用の前に必要な統制が整備されていることが前提となる。然るべく規程が置かれ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存するのではなく、円滑な引継ぎや組織的な対応向上の観点か

らも、例えば現場マニュアルの作成といった方策なども有用である。

#### 4 資産の保全

文化会館等更新計画と公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランとの整合性、老朽化した文化会館の稼働率と今後の維持更新、各種長寿命化計画における工事の優先付けなどは、一般的にもよく言われるインフラ資産の維持管理に関する課題である。地方公共団体が膨大、かつ多様な資産を所有していることの一端が現れるものであるが、地方公共団体が自ら何を所有しているのか、有効に管理できているのか、管理コストはどうか、今後、意識的に取り組んでいくべき分野である。

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月総務大臣通知）」で要請されている、公共施設等の老朽化対策にも活用可能となる固定資産台帳の整備、その活用である公共施設マネジメントが今後の課題と感じられる。

#### IV おわりに

内部統制の関連では、本報告書において示された限られた指摘、意見をみてもわかるように、目的に照らしてみると何が課題なのか理解しやすい。既述のように、内部統制制度を導入する上では、リスクの洗い出しが必要になる。業務フローを識別し、分析するにしてもどのようなリスクがあるのかを識別しなければ、漠然と業務、作業の手順を追うだけになってしまい、必要な統制を構築するための分析にならない可能性がある。決裁書にむやみに多くの印があることは、統制上の意味は薄く、一つ一つのアクションの意味が吟味されることこそが重要であり、IT の活用と併せた内部統制制度の導入は大きな効果が期待できる。どのような業務であれ、適時、適切にしかるべき検討を加え、チェックを行っていることは、説明責任を果たす上で有用であることは勿論、最少の経費で最大の効果をという地方自治法の理念に沿うものである。さらにいえば、業務中であるいは無駄かもしれないと思っていた作業や承認手続をやめ、労働時間を短くする効果も期待できる。テレワークの導入等も含めた働き方改革が求められる中で、何が必要で、何が必要でないのか、内部統制は検討の視点として、また、説明の観点として説得力をもつのではないだろうか。

地方公共団体の内部統制は様々な点で株式会社と異なりうる。利益の追求と健全な財政の追求で行動は変わってくる。大きくかつ本質的な相違だけでもいくつも挙げられる。それだけに、地方公共団体に合った内部統制制度の導入を図っていく上では、柔軟かつ丁寧な議論を行いつつ、試行錯誤をおそれず進んでいくことが望まれる。本テーマにおける監査は、内部統制の視点を持ったこともあり、説明を付け加えた次第である。検討の材料にいただければ幸いである。

本監査実施の過程で、「浦賀レンガドックの市への無償寄付」や「北九州と市を結

ぶ新規フェリー航路の就航」といった新しい話題にも接した。ウィズコロナの時代においては観光の在り方のみならず市民生活そのものの在り方も大きな変容を迫られるかもしれないが、横須賀再興プランで目指す「海洋都市」として、また「観光立市よこすか」の実現のために、本報告が一助となれば幸甚である。